

## 風水害等対策編 目次

### 第1部 総則

1	計画の方針	3
1 - 1	計画の目的	3
1 - 2	計画の構成	3
1 - 3	法令等との整合	3
1 - 4	計画の修正	3
1 - 5	計画の習熟	4
1 - 6	計画の進捗状況の把握	4
2	市域の概況	5
2 - 1	地勢	5
2 - 2	気候	5
3	災害の想定	6
4	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	11
4 - 1	大阪市	11
4 - 2	指定地方行政機関	12
4 - 3	自衛隊（陸上自衛隊第3師団）	13
4 - 4	関西広域連合	13
4 - 5	大阪府	14
4 - 6	大阪府警察	14
4 - 7	指定公共機関	14
4 - 8	指定地方公共機関	16
4 - 9	その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者	16

### 第2部 災害予防計画

第1	水害予防計画	19
1	洪水・高潮予防対策	19
1 - 1	河川施設等の整備	19
1 - 2	河川高潮災害予防	20
1 - 3	港湾・高潮災害予防	20
2	市街地の浸水予防対策	22
2 - 1	下水道施設等の整備	22
2 - 2	地下空間の浸水予防対策	25
2 - 3	都市施設や避難所の浸水予防対策	26
3	情報提供体制の充実	29
3 - 1	浸水想定区域等の周知	29

3 - 2	水災情報の伝達	29
4	地盤沈下対策	31
5	水防演習計画	32
第2	地下街、高層建築物等災害予防計画	33
第3	危険物施設等災害予防計画	34
第4	大量の石油等貯蔵取扱事業所の災害予防計画	36
第5	危険物等海上排出災害予防計画	37
第6	公益事業者等の災害予防計画	38
1	道路管理者等の災害予防計画	38
1 - 1	一般道路等	38
1 - 2	高速道路（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）	39
2	鉄軌道事業者の災害予防計画	40
2 - 1	大阪市交通局	40
2 - 2	西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本、JR貨物、JR東海）	40
2 - 3	阪神電気鉄道株式会社	41
2 - 4	阪急電鉄株式会社	42
2 - 5	京阪電気鉄道株式会社	42
2 - 6	近畿日本鉄道株式会社	43
2 - 7	南海電気鉄道株式会社	44
2 - 8	阪堺電気軌道株式会社	44
3	ライフライン事業者の災害予防計画	46
3 - 1	水道事業者（水道局）	46
3 - 2	電気事業者（関西電力株式会社）	46
3 - 3	ガス事業者（大阪ガス株式会社）	46
3 - 4	電気通信事業者（西日本電信電話株式会社大阪支社）	47
3 - 5	放送事業者（日本放送協会大阪放送局）	47
4	ヘリポート管理者の災害予防計画	48
第7	被害防止、軽減のための調査研究計画	49
第8	その他の災害予防計画	50

### 第3部 災害応急対策計画

1	組織計画	53
1 - 1	大阪市防災会議	53
1 - 2	災害対策本部	53
1 - 3	災害対策緊急本部	56
1 - 4	災害対策警戒本部	59
1 - 5	現地災害対策本部	61

1 - 6	震度 3 以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応	62
2	動員計画	73
2 - 1	動員基準	73
2 - 2	動員	73
3	応援要請計画	76
3 - 1	行政機関との相互応援協力	76
3 - 2	関係民間団体等に対する応援要請	80
3 - 3	自衛隊に対する災害派遣要請	80
4	応急避難計画	84
4 - 1	警戒区域の設定	84
4 - 2	避難の勧告、指示	84
4 - 3	避難の誘導及び移送	86
4 - 4	避難施設	87
4 - 5	避難所の管理及び避難者の収容	87
4 - 6	要援護者への対応	90
4 - 7	洪水予報河川・水位周知河川における避難計画	91
5	災害情報収集・伝達計画	95
5 - 1	情報収集体制及び伝達系統の確立	95
5 - 2	警報等の伝達体制	97
5 - 3	収集すべき情報	98
5 - 4	府知事に対する報告	99
5 - 5	内閣総理大臣に対する報告	100
6	通信運用計画	101
6 - 1	通信手段の利用方法	101
6 - 2	通信設備の応急復旧	103
7	広報活動計画	105
8	広聴活動計画	108
9	輸送計画	109
9 - 1	災害時の輸送	109
9 - 2	輸送力の確保	109
9 - 3	輸送基地及び緊急交通路の確保	110
9 - 4	緊急道路啓開	111
9 - 5	輸送用燃料の確保	111
9 - 6	緊急通行車両の事前届出と確認申請	111
9 - 7	交通規制	112
10	障害物除去計画	115
10 - 1	道路関係障害物の除去計画	115
10 - 2	河川・港湾関係障害物の除去計画	116

10 - 3	住居障害物の除去計画	116
11	警備計画	118
12	飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画	119
12 - 1	応急給水計画	119
12 - 2	食糧供給計画	120
12 - 3	生活関連物資供給計画	121
13	医療・救護計画	123
13 - 1	初期初動医療救護計画	123
13 - 2	後方医療体制の確保	125
13 - 3	長時間にわたる避難所等における救護所の設置運営	126
13 - 4	保健師等による健康相談	127
13 - 5	大阪府医師会の対応	127
14	防疫・保健衛生計画	129
14 - 1	防疫活動	129
14 - 2	食品衛生活動	130
14 - 3	動物保護等の実施	131
15	清掃計画	132
15 - 1	ごみの処理	132
15 - 2	がれき等の処理	132
15 - 3	し尿の処理	134
16	行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬計画	135
16 - 1	組織と事務分担	135
16 - 2	行方不明者の捜索	135
16 - 3	遺体の仮収容（安置）所の設置	135
16 - 4	遺体の収容・身元確認	135
16 - 5	遺体の処理	136
16 - 6	斎場への遺体の搬送	136
16 - 7	遺体の火葬	136
16 - 8	民間への協力要請	136
17	ライフライン施設の応急対応計画	137
17 - 1	ライフライン情報の収集・広報	137
17 - 2	水道施設災害応急対策	137
17 - 3	下水道施設災害応急対策	139
17 - 4	電気施設災害応急対策（関西電力株式会社）	141
17 - 5	ガス施設災害応急対策（大阪ガス株式会社）	142
17 - 6	通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社大阪支店）	144
17 - 7	放送施設災害応急対策（日本放送協会大阪放送局）	146
18	文教対策計画	148

18 - 1	校園の災害時等の対策	148
18 - 2	教育施設応急対策	148
18 - 3	応急教育の実施	149
18 - 4	教材の調達及び配給計画	149
18 - 5	児童・生徒の健康管理	149
18 - 6	学校給食対策	149
18 - 7	教職員の確保対策	150
18 - 8	収容避難所として開設された場合の措置	150
18 - 9	文化財の応急対策	150
19	建築物・住宅応急対策計画	151
19 - 1	市営住宅の一時使用許可	151
19 - 2	応急仮設住宅の措置	151
19 - 3	住宅の応急修理	153
19 - 4	市営住宅対策	154
20	公共施設の応急対策計画	156
20 - 1	本市施設の応急対策	156
20 - 2	土木施設の応急対策	156
20 - 3	港湾施設の応急対策	158
20 - 4	高速道路応急対策計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）	159
20 - 5	鉄道等応急対策計画	162
21	災害対策要員確保計画	169
21 - 1	大阪市赤十字奉仕団	169
21 - 2	自主防災組織	169
21 - 3	労働者の確保	170
21 - 4	民間人の従事命令等	170
22	ボランティアの調整計画	172
23	災害救助法の適用計画	173
23 - 1	災害救助法の適用	173
23 - 2	災害救助法の適用基準	173
23 - 3	被害認定の基準	174
23 - 4	救助の実施	176
24	激甚災害の指定計画	177
25	義援金品に関する計画	179
25 - 1	義援金の受入れ	179
25 - 2	義援品の受入れ	179
26	応急金融計画	181
26 - 1	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	181
26 - 2	生活福祉資金の貸付	181

26 - 3	市税の減免等	181
26 - 4	被災住宅に対する融資等	182
26 - 5	被災者生活再建支援金	182
26 - 6	被災の証明	182
27	消防活動計画	183
27 - 1	風水害応急対策	183
27 - 2	大規模火災等応急対策	184
27 - 3	地下街、高層建築物等災害応急対策	185
27 - 4	危険物施設等災害応急対策	185
27 - 5	海上災害応急対策	186
27 - 6	航空災害応急対策	186
27 - 7	道路災害応急対策	187
27 - 8	鉄道災害応急対策	187
27 - 9	集団災害救助救急対策	187
27 - 10	その他の災害応急対策	188
28	水防計画	189
28 - 1	水防の責任及び組織	189
28 - 2	警報及び警戒	190
28 - 3	非常配備と出勤	192
29	在港船舶及び貯木対策計画	194
29 - 1	在港船舶対策	194
29 - 2	木材対策	195
30	危険物等災害応急対策計画	197
31	海上災害応急対策計画	198
32	航空災害応急対策計画	199
33	その他の災害応急対策	200

#### 第4部 災害復旧計画

1	公共施設の災害復旧事業	203
2	災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成	204
3	ライフラインの復旧に関する連携	207
4	復興に関する連携	208
5	復興のための事前準備	209

# 第 1 部 総 則



## 1 計画の方針

### 1 - 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が策定する計画であり、本市域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めることにより、本市、指定地方行政機関、自衛隊、大阪府、大阪府警察、指定公共機関、及び指定地方公共機関等防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力して防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

市民や企業等においても、この目的に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

### 1 - 2 計画の構成

本市域に発生することが予想される風水害等の災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

#### (1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限度に止めるとともに災害応急対策を円滑に実施するための措置について基本的な計画を定める。

なお、震災対策編の災害予防計画と重複する部分についてはこれを略する。

#### (2) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生の防御、災害の拡大の防止及び災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置について基本的な計画を定める。

#### (3) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針を定める。

### 1 - 3 法令等との整合

この計画は、本市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び震災対策など他の計画との整合性を図るものとする。

### 1 - 4 計画の修正

この計画は、法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める時には、これを修正する。したがって、防災関係機関は、修正すべき事項がある場合には、計画修

正案を大阪市防災会議に提出するものとする。

#### 1 - 5 計画の習熟

防災関係機関は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

#### 1 - 6 計画の進捗状況の把握

全庁的な組織をもって計画の進捗状況の把握に努める。進捗状況の把握については、計画項目を目標として設定し、可能な限り、事務・事業を定量化して行うものとする。

## 2 市域の概況

### 2 - 1 地勢

本市は、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は221.82km<sup>2</sup>である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北9km、東西2kmにわたる台地（最高O.P<sup>注</sup>）+25m）で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。そのほとんどは、淀川、大和川などによって運ばれた土砂により形成されたため、概ね軟弱であり、また市街は概ね平地であり、そのうちO.P + 3m前後の低地（朔望平均満潮位<sup>注</sup>）はO.P + 2m）が大部分を占めている。

また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

注）O.P：大阪湾工事基準面（大阪湾最低潮位）

注）朔望平均満潮位：満月と新月の、大潮の際の満潮位の平均

### 2 - 2 気候

本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、気温は平年値（1981～2010年）では年平均16.9 である。また、月平均では8月が最も高く28.8 であり、1月～2月が最低の6 前後である。

降水量は、梅雨期の6月に最も多く、その平年値（1981～2010）は184.5mmを示し、ついで台風と秋の長雨を含む9月の平年値では160.7mmとなっている。冬期は40～60mmで最も少ない。なお、これまでの日最大降水量は250.7mm(1957年6月26日)、1時間最大降水量は77.5mm(2011年8月27日)を記録している。

風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東又は西の風が多く、風速は年平均3m/s程度である。なお、日最大風速は33.3m/s(1961年)、日最大瞬間風速では50.6m/s(1961年)を記録している。

春と秋は、しばしば移動性高気圧におおわれて静穏な晴天の日が多いが、接地逆転層が形成されて霧や濃煙霧が発生することがある。また、8月から10月中旬にかけて台風の影響を受けやすい。

注）なお、室戸台風（1934年）のおり、日最大風速42m/s、日最大瞬間風速60m/sを記録しているが、同記録は機器障害により参考値となっている。

### 3 災害の想定

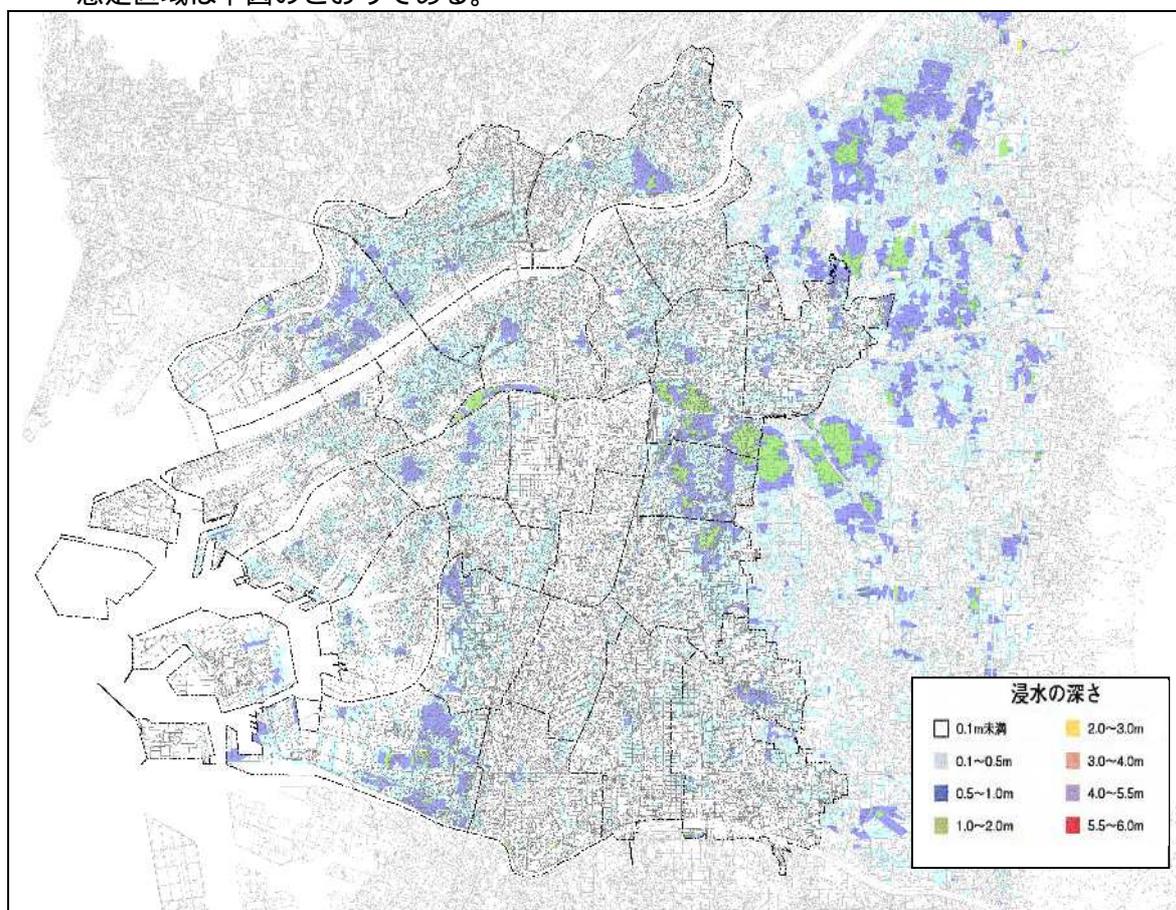
およそ災害は、その発生原因により内水氾濫、河川氾濫、高潮、暴風等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の事故によるものに大別される。

この計画では、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、発生が予想される災害を概ね次のように想定した。

#### 1 風水害

##### (1) 内水氾濫

都市部において観測された最大級の豪雨である東海豪雨クラス<sup>注</sup>の降雨（時間最大降雨量93mm、総降雨量567mm）が大阪府中部域に降った場合を想定する。この結果に基づく浸水想定区域は下図のとおりである。



浸水想定区域図（大阪府都市型水害対策検討委員会資料（平成17年11月9日）より）

注）東海豪雨

平成12年9月に東海地方で観測された過去100年間で最大級の豪雨。約58万人に対して避難勧告、指示が出されるなど大きな被害をもたらした。

(2) 河川氾濫による災害

水防法（昭和24年法律第193号）第10条2項及び第11条に基づき河川管理者が指定する洪水予報河川において、河川氾濫による災害を想定する。

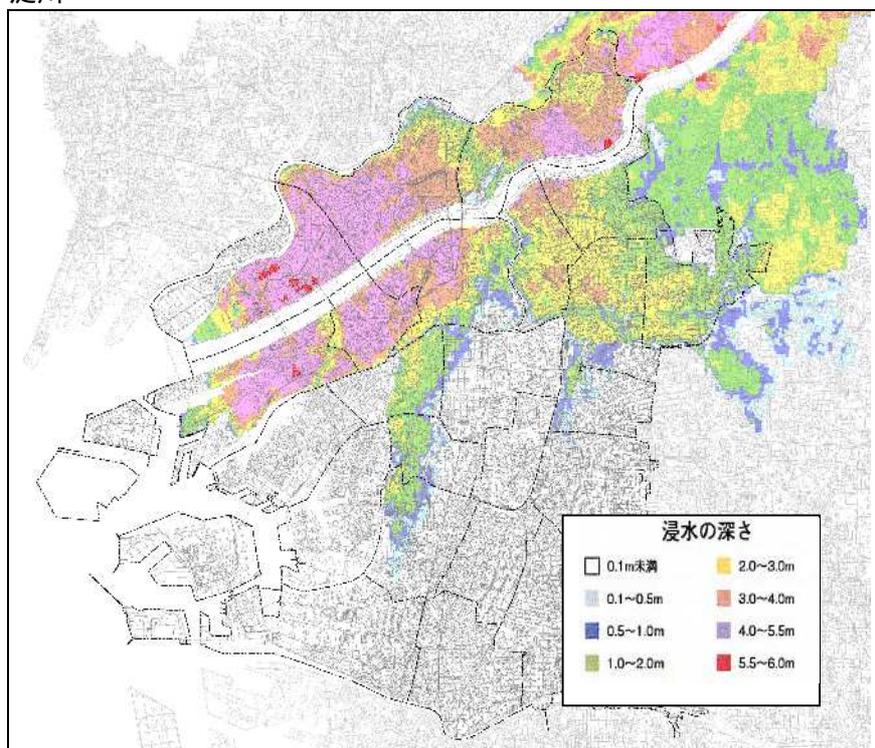
想定する災害の規模は、第14条に基づき河川管理者が指定する浸水想定区域を基本とする。

河川氾濫を想定する洪水予報河川・水位周知河川と管理者、浸水想定区域の面積は次のとおりである。

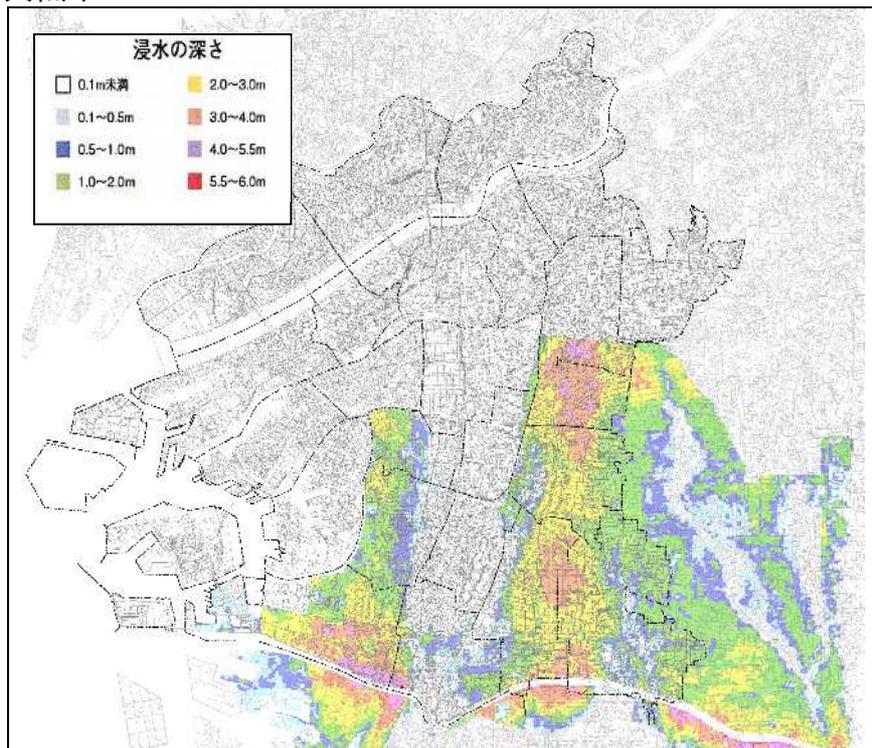
河川名称	河川管理者	浸水想定区域面積 (浸水深さ10cm以上)
淀川	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	83.32 km <sup>2</sup>
大和川	国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所	61.04 km <sup>2</sup>
神崎川	大阪府西大阪治水事務所	21.15 km <sup>2</sup>
安威川	大阪府茨木土木事務所	1.02 km <sup>2</sup>
寝屋川流域	大阪府寝屋川水系改修工営所	6.43 km <sup>2</sup>
東除川	大阪府富田林土木事務所	0.48 km <sup>2</sup>

浸水想定区域図を以下に示す。

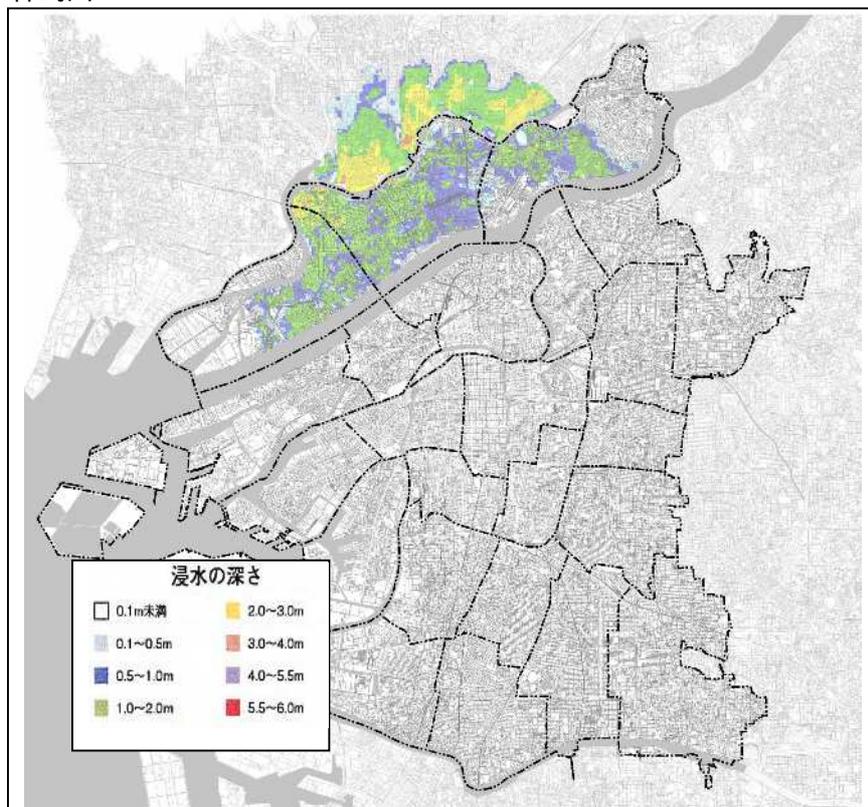
ア 淀川



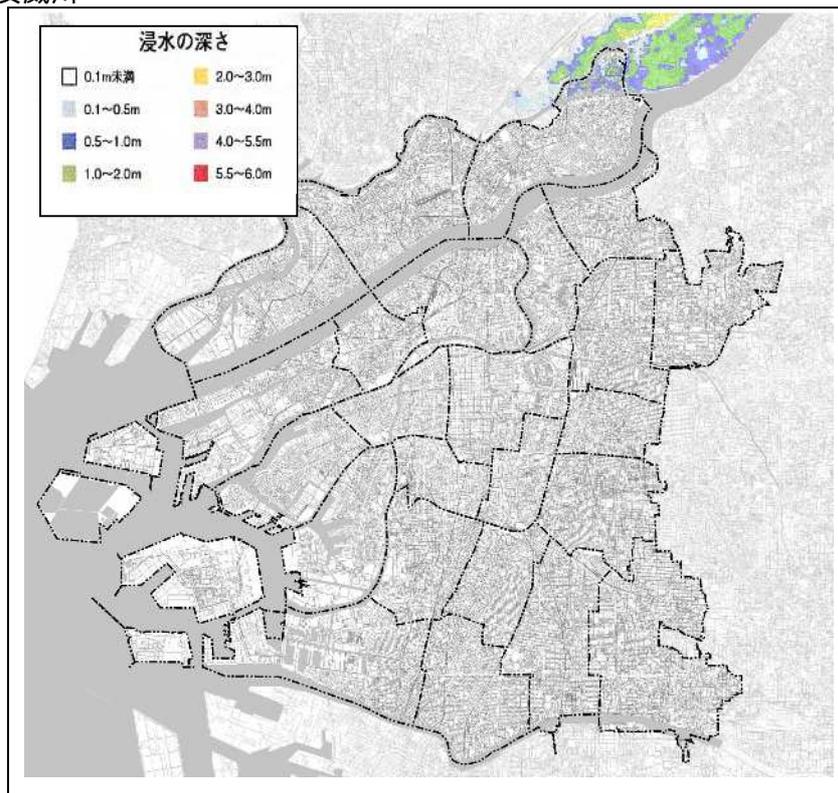
イ 大和川



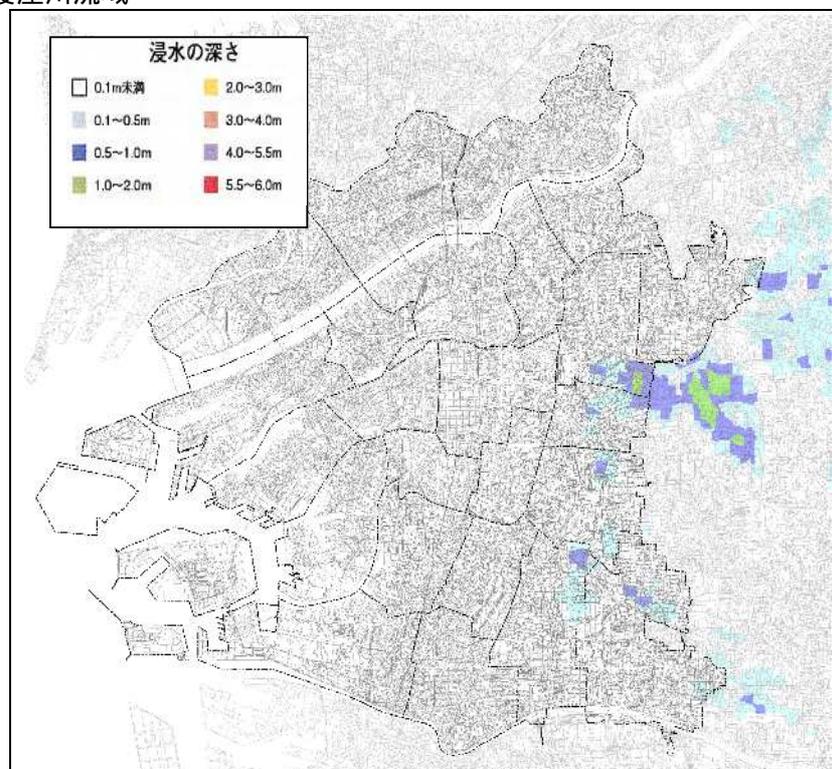
ウ 神崎川



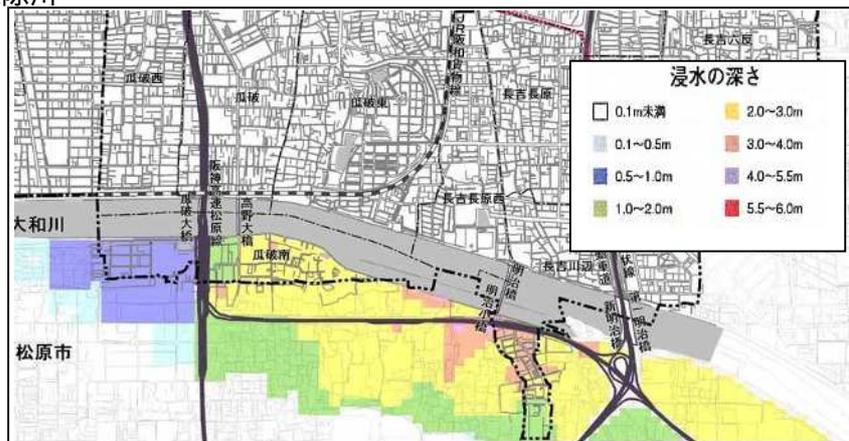
エ 安威川



オ 寝屋川流域



## カ 東除川



### (3) 高潮による災害

既往最大規模の台風（伊勢湾台風級）が大阪港に満潮時最悪の西側コースを通り来襲した場合を想定する。

### (4) 強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速42m/s、最大瞬間風速60m/s）が来襲した場合を想定する。

## 2 火災等

### (1) 大規模火災

### (2) 地下街、高層建築物等における災害

## 3 危険物等災害

## 4 海上災害

## 5 航空災害

## 6 道路災害

## 7 鉄道災害

## 8 原子力災害

## 9 その他の災害

本編では、以上の災害に対する計画をまとめたものである。

第2部の災害予防計画については、災害を予防し又は被害を軽減するための施策を示している。なお、地震災害に対する災害予防計画とも重複する計画については、震災対策編に示しており、本編では記載していない。

第3部の災害応急対策計画については、被害の拡大を防止し、迅速な復旧活動を進めるための、応急対策活動の計画を示している。このうち、「1組織計画」から「26 応急金融計画」については、上記の災害に共通する応急対策計画である。

また、「27 消防活動計画」については、上記の災害種別ごとの消防活動について、「28 水防計画」以降については、上記の災害のうち、特定の災害に対する応急対策計画である。

「8 原子力災害」への対応については、「大阪府地域防災計画(原子力災害対策)」によるものとする。なお、現在、関西広域連合において、関西防災・減災プラン原子力災害対策編の作成に向けた検討が行われており、これが作成され次第、本市においても地域防災計画に原子力災害対策の事項を盛り込むこととする。

#### 4 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

##### 4 - 1 大阪市

###### (1) 全般

ア 大阪市防災会議に関する事務

###### (2) 災害予防に係る事項

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する知識の普及・啓発

ウ 防災に関する訓練の実施

エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検

カ 防災に関する調査研究

###### (3) 災害応急対策に係る事項

ア 消防、水防その他の応急措置

イ 他自治体等への応援要請

ウ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

エ 避難誘導及び避難所の管理

オ 災害情報の収集及び伝達

カ 災害情報等の広報及び広聴

キ 緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去

ク 水、食糧、生活関連物資の供給

ケ 被災者の医療、救護

コ 清掃、防疫活動、食品衛生の監視

サ 被災者の搜索、遺体の処理

シ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

ス 被災者の住宅確保

セ 施設及び設備の応急復旧

ソ 災害対策要員の確保

タ ボランティアの調整

チ 災害救助法・激甚災害の指定に関する事項

- ツ 義援金品の配分
- テ 被災者に対する応急金融措置
- ト 災害の発生の防衛又は拡大の防止措置
- (4) 災害復旧に係る事項
  - ア 災害復旧の実施

#### 4 - 2 指定地方行政機関

- (1) 近畿財務局
  - ア 金融機関に対する緊急措置の要請
  - イ 普通財産の無償貸付
  - ウ 地方公共団体に対する災害融資
  - エ 被災施設の災害復旧事業費の査定の立会い
- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）
  - ア 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- (3) 近畿経済産業局
  - ア 防災関係物資の供給体制の整備及び適正な価格による円滑な供給の確保
  - イ 電気・ガス・工業用水の復旧対策及び供給の確保に係る指導・要請
  - ウ 罹災事業者の業務の正常な運営の確保
  - エ 被災中小企業の復興とその他経済復興の支援
- (4) 中部近畿産業保安監督部近畿支部
  - ア 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進（保安に係るもの）
  - イ 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナートに係る施設の保安確保対策の推進
- (5) 近畿運輸局
  - ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
  - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
  - ウ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
  - エ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
  - オ 特に必要があると認める場合の輸送命令
  - カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
- (6) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）
  - ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導
  - イ 排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の指導
  - ウ 危険物積載船舶等の災害予防
  - エ 海難救助体制の整備
  - オ 海上交通の制限
  - カ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達

- キ 海難の救助及び危険物等の海上流出油対策
- ク 人員及び救助物資の緊急海上輸送
- ケ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持
- (7) 大阪管区気象台
  - ア 観測施設等の整備
  - イ 防災知識の普及・啓発
  - ウ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達
- (8) 近畿総合通信局
  - ア 非常通信体制の整備
  - イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
  - ウ 災害時における電気通信の確保
  - エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
  - オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
- (9) 近畿地方整備局
  - ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理
  - イ 応急復旧資料機材の備蓄及び整備
  - ウ 指定河川の洪水予防警報及び水防警報の発表及び伝達
  - エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
  - オ 災害時の直轄国道の通行の禁止又は制限及び道路交通の確保
  - カ 直轄公共土木施設の二次災害防止
  - キ 直轄公共土木施設の復旧
  - ク 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
  - ケ 緊急物資及び人員輸送活動
  - コ 海上の排出油に対する防除処置
  - サ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

#### 4 - 3 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ア 大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力
- イ 府、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- ウ 災害派遣に関すること

#### 4 - 4 関西広域連合

- ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- イ 大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- エ 大規模広域災害に備えた事業企画、実施に関すること

#### 4 - 5 大阪府

- ア 大阪府防災会議に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 防災施設の整備
- エ 防災のための教育及び訓練
- オ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- カ 水防その他の応急措置
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 被災者の救出、救護等の措置
- ケ 避難の指示、並びに避難所の開設の指示
- コ 災害時における保健衛生についての措置
- サ 被災児童、生徒の応急教育
- シ 災害時における交通規制
- ス 災害復旧の実施
- セ 災害救助（法）に関すること
- ソ 市町村及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- タ 市町村地域防災計画の指導に関すること
- チ 指定河川の洪水予報・警報及び水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表及び伝達に関すること

#### 4 - 6 大阪府警察

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- イ 被災者の救出救助及び避難指示
- ウ 交通規制・管制
- エ 広域応援等の要請・受け入れ
- オ 遺体の検視（見分）等に関する措置
- カ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持
- キ 災害資機材の整備

#### 4 - 7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及びNTTドコモ（関西支社）

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 応急復旧用資機材の整備
- ウ 津波警報、気象警報の伝達
- エ 災害時における重要通信確保
- オ 災害関係電報、電話料金の減免

- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
- キ 「災害用伝言ダイヤル」に関すること
- (2) 日本赤十字社（大阪府支部）
  - ア 災害医療体制の整備
  - イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
  - ウ 災害時における医療、助産等救護活動の実施
  - エ 義援金品の募集、配分等の協力
  - オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
  - カ 救援物資の備蓄
- (3) 日本放送協会（大阪放送局）
  - ア 防災知識の普及
  - イ 災害時における放送の確保対策
  - ウ 緊急放送・広報体制の整備
  - エ 気象予報・警報等の放送周知
  - オ 避難所等への受信機の貸与
  - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
  - キ 災害時における広報
  - ク 災害時における安否情報の提供
- (4) 阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社）
  - ア 管理道路の整備と防災管理
  - イ 道路施設の応急点検体制の整備
  - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保
  - エ 被災道路の復旧事業の推進
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部）
  - ア 鉄道施設の防災管理
  - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
  - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
  - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
  - オ 災害時における鉄道通信施設の利用
  - カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (6) 大阪ガス株式会社
  - ア ガス施設の防災管理
  - イ 導管の耐震化の確保
  - ウ 災害時におけるガスの供給確保
  - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進
- (7) 日本通運株式会社（大阪支店）
  - ア 緊急輸送体制の整備

- イ 災害時における救援物資等の緊急輸送の協力
  - ウ 復旧資材等の輸送協力
- (8) 関西電力株式会社
- ア 電力施設の防災管理
  - イ 災害時における電力の供給確保と復旧体制の整備
  - ウ 被災電力施設の復旧事業の推進

#### 4 - 8 指定地方公共機関

- (1) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
- ア 水防団員の教育及び訓練
  - イ 水防資機材の整備、備蓄
  - ウ 水防活動の実施
- (2) 阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理
  - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
  - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
  - エ 災害時における鉄道通信施設の利用
  - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (3) 社団法人大阪府医師会
- ア 災害時における医療救護の実施
  - イ 傷病者の収容並びに医療活動の実施
- (4) 社団法人大阪府看護協会
- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
  - イ 被災者に対する看護活動に関すること

#### 4 - 9 その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公立大学法人大阪市立大学、  
農漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、  
養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体、  
青年団体等の文化事業団体、交通機関、学校法人、赤十字奉仕団、  
女性会等の地域住民組織、大量の危険物の貯蔵等の管理者、  
避難場所の管理者、大規模地下空間管理者、地下街管理者、  
防潮扉管理者、その他公共的活動を営むもの  
大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力

## 第 2 部 災 害 予 防 計 画



## 第1 水害予防計画

水害予防対策においては、台風や高潮による洪水被害や局地的な集中豪雨等による浸水被害を想定し、その予防対策を講じる必要がある。特に、平成11年6月、平成15年7月の福岡水害や平成12年9月の東海水害では、以下に掲げるような都市型水害と称される問題が明らかになっており、その対応が求められている。

- ・ 外水氾濫（河川堤防から水があふれる、または、堤防の決壊等による氾濫）と内水浸水（下水道排水ポンプ等の能力以上の降雨が降った場合に発生する浸水）の同時発生、内水の低地への集中、地下空間への浸水などの氾濫事象
- ・ 氾濫に関する事前、事中、事後の情報の収集・提供
- ・ 避難・救援

東海水害の後、建設省（当時）では都市型水害緊急検討委員会を設け、さまざまな角度から討議を重ねた結果、平成12年11月に「都市型水害対策に関する緊急提言」をまとめている。さらに平成13年7月には、洪水予報河川の拡充、浸水想定区域の指定・公表および円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置等を骨子とした水防法の一部改正がなされている。

大阪府の中部域（寝屋川流域や大阪市西部域）は、内水域の比重が高く、内水浸水への対応が重要な位置を占めている。そのため、上記の緊急提言に挙げられている事項や水防法一部改正の主旨も踏まえながら、内水浸水による被害を最小限にとどめるための方策をとりまとめた「大阪府都市型水害対策に関する提言」が大阪府、大阪市および関係市により平成15年3月に公表されている。

本市においても、これらを踏まえた上で水害予防対策を進める。

### 1 洪水・高潮予防対策

#### 1 - 1 河川施設等の整備

##### (1) 計画の目的

洪水による堤内地への浸水を防止するために、河川施設の計画的な整備を図ることを目的とする。

##### (2) 計画の内容

###### ア 国土交通省管理河川

近畿地方整備局では、200年に一度発生する可能性のある降雨（淀川：24時間雨量261mm、大和川：12時間雨量164mm）による洪水を対象として、計画的な河道改修やダムの建設を実施するとともに、当面21世紀初頭を目標に50年に一度の降雨に対応できる河川整備を進める。河川改修やダムの建設の他に、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。

また、堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、スーパー堤防の整備を進めるほか、洪水時の防災拠点として、防災ステーションの整備を進める。

#### イ 大阪府管理河川

大阪府では、長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。

今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進める。治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進める。

#### ウ 大阪市管理河川

大阪市では、住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする委任河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。

### 1 - 2 河川高潮災害予防

#### (1) 計画の目的

河川流域における高潮による水害を予防する。

#### (2) 計画の内容

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう防潮堤、水門、護岸等の管理等を行う。

### 1 - 3 港湾・高潮災害予防

#### (1) 計画の目的

高潮、波浪その他海水等による被害から港湾地帯及びその背後市街地を防護する。

#### (2) 計画の内容

##### ア 施設の整備

過去最大規模の台風（伊勢湾台風級）が、大阪港に満潮時最悪の西側コースを通り来襲することを想定し、越波に対する高さの確保を行い安全度を高めることとする。

##### (ア) 施設沈下に対する補正

海域及び河川筋の堤防を主として、計画高を維持するため必要な沈下補正を行う。

##### (イ) 老朽化対策

施工年次が古く、老朽化している施設について補強を行い機能の復元を図る。

イ 施設の維持管理

施設の機能を維持するため定期点検により現況を把握し、必要な措置を講じて高潮対策に万全を期す。

なお、堤防には、沿岸荷役の利用を図るため防潮鉄扉が設けられており、非常時にその機能を発揮させるため平常時の維持管理は極めて重要であり、その安全度を高めるため、次により管理する。

(ア) 定期的点検パトロールの実施

(イ) 堤防及び鉄扉・水門等の維持補修

(ウ) 防潮鉄扉集中監視装置の点検

ウ 防潮扉開閉鎖の集中監視

市内の浸水被害防止のため、迅速な情報の送受信により、開閉鎖の確認を行い安全度を高める。

## 2 市街地の浸水予防対策

### 2 - 1 下水道施設等の整備

#### (1) 計画の目的

集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えることを目的とし、これに必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する。

#### (2) 計画の内容

##### ア 雨水排水施設の整備

本市は、市街地の9割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、浸水対策は下水道整備の大きな課題である。

今日までの整備努力の結果、広範囲にわたる浸水については相当改善されてきたが、集中降雨時には、今なお浸水被害が発生している。

このため、浸水のない安全で快適な都市の形成を図るため、「淀の大放水路」「新今里寺田町幹線」をはじめとする下水道幹線の建設や「此花下水処理場ポンプ場」をはじめとする新設や増設を実施する。また、局地的な浸水対策として、局地排水ポンプ施設の建設を実施している。

##### (ア) 大野、此花、市岡、千島、住之江排水区

この地区は過去の激しい地盤沈下のため、O.Pゼロメートル以下の地帯も生じており、これらの区域の内水排除能力を強化するため幹線管渠の建設や抽水所の新増設を実施してきた。

その結果、大部分の浸水区域は解消されたが、さらに残っている浸水区域を解消するため、大野排水区では、抜本的な浸水対策として「淀の大放水路」(十八条～西島幹線、新高～御幣島幹線)を建設している。

本事業は、淀川区宮原5丁目から南へ淀川北岸線を西へ延びる十八条～西島幹線(内径7,500mm～4,000mm)10.0kmと、これに接続する新高～御幣島幹線(内径3,750mm～2,600mm)4.0km総延長14.0kmの管路施設と毎秒105m<sup>3</sup>の排水能力を有するポンプ場を建設し、当排水区の雨水を大阪湾に近い神崎川に排水するもので、平成3年10月に本格的に着手した。

平成17年度に完成した十八条～西島幹線(内径6,000mm)の一部及び平成18年度に完成した新高～御幣島幹線(内径3,750mm～2,600mm)においては、トンネル部分に雨水の一時貯留(合計10万5千m<sup>3</sup>)を行い、浸水の緩和を図っている。

また、各排水区についても、島屋北幹線、高見～島屋幹線、築港～市岡幹線、本田～市岡幹線、南住吉～加賀屋幹線などの建設を実施している。

##### (イ) 今福、中浜、放出、平野排水区

この地区の排水は、平野川、平野川分水路、寝屋川及び第二寝屋川へ放流されている区域であり、また、「寝屋川流域整備計画(寝屋川流域都市水防災総合計画)」において、河川と下水道とが役割分担を定めて整備していく区域である。

上町台地東側地域については、弁天抽水所、天王寺～弁天下水道幹線などにより、当地域の浸水の軽減を図っている。

また、平成21年度より新今里寺田町幹線の建設に着手している。

平野川分水路以東については、新庄～大和川線下で本市建設局施工の共同溝建設工事などによって諏訪～今福幹線、清水～今福幹線を建設中である。

また、平野排水区については、当排水区の抜本的な浸水対策の一環として実施してきた「なにわ大放水路」と「住之江抽水所」が平成12年3月に完成しており、懸案であった市東南部の浸水解消に効果を発揮している。

さらに、今福排水区の浸水対策として、都島第2幹線のトンネル部分に雨水の一時貯留（3万1千 $m^3$ ）を行い、浸水の緩和を図っている。中浜排水区では、中浜下水処理場内雨水ポンプ場の建設と深江～中浜幹線の建設を実施している。また、鳴野西～中浜幹線については建設が完了した。

#### (ウ) 海老江、津守排水区

この地区の下水道整備は早くから整備されたため、その老朽化や雨水流出量の増大により能力の不足する施設もある。

これに対処するため、本市中央西部の抜本的な浸水対策として、土佐堀～津守下水道幹線を建設した。

本事業は、西区の土佐堀橋南詰付近から南へ延びる幹線（内径6,250mm～1,100mm）5.4kmとこれに接続する準幹線（内径2,200mm～1,000mm）1.3km、総延長6.7kmの管路施設及び毎秒87 $m^3$ の排水能力を有するポンプ場を建設し、雨水を大阪湾に近い木津川に排水するもので、昭和62年から本格的な建設に着手し、平成14年度末に完成した。

また、本市中央部の浸水対策として、平成6年度より東横堀～桜川幹線を建設している。

海老江排水区においては、海老江下水処理場内増設ポンプ場が平成6年度に完成し、これに接続する梅田～出入橋幹線、出入橋～海老江幹線等が完成している。

#### (I) 十八条排水区

この地区の排水は、従来、既存水路に依存していたが、宅地化が急激に進行し、これに対処するため、管渠、抽水所の整備がなされてきた。しかしながら、集中降雨時には、一部の地域において、なお浸水の発生がみられるため、抜本的な浸水対策として「淀の大放水路」（大隅～十八条幹線、大桐～大隅幹線）を建設している。

本事業は、東淀川区大隅1丁目から歌島～豊里線を西進し、十八条下水処理場（既設ポンプ場毎秒51 $m^3$ ）に延びる大隅～十八条幹線（内径6,000mm～3,000mm）6.5kmとこれに接続する大桐～大隅幹線（内径2,400mm～2,000mm）2.0km総延長8.5kmの管路施設を建設するもので、平成3年11月に本格的に着手した。

平成23年度末現在、大隅～十八条幹線部は大隅1丁目から菅原交差点までの区間で、また、大桐～大隅幹線（準幹線）は全区間において完成している。

なお、平成9年度からは、両幹線とも完成したトンネル部分に雨水の一時貯留（4

万<sup>3</sup>)を行い、浸水の緩和を図っている。

(オ) 流域下水道地区(寝屋川北部、寝屋川南部、大和川下流西部排水区)

流域下水道地区については、流域関連公共下水道の整備を実施している。

#### イ 降雨情報システム・施設管理体制

浸水を防除する方法には大きく分けて、幹線管渠、ポンプ場などの雨水排水施設を整備するハード面による方法、適切な施設管理を行うためのソフト面による方法の2種類に分けられる。本市では雨水排水施設の整備にあわせて、降雨状況や河川水位に関する情報などを収集するとともに、降雨情報設備の導入・施設管理体制等のソフト面の整備を進めている。

特に降雨情報設備については、市域内の降雨状況をきめ細かく観測するために、地上雨量計だけでなく、レーダ雨量計も整備している。レーダ雨量計は平成5年度より、港区にある高さ200mの高層ビル「オーク1番街」屋上で運用を開始し、平成23年度には最新の気象レーダであるXバンドMPレーダに更新を行い、平成24年度より運用を再開している。XバンドMPレーダへの更新により観測精度が増し、情報の更新間隔も2.5分より1分に短縮されている。また、国土交通省でゲリラ豪雨対策として整備しているXバンドMPレーダの情報で補完も行っている。日本全体の広範囲な降雨状況等の把握については、一般財団法人 日本気象協会の気象情報(マイコス)を利用している。

レーダ雨量計のデータは庁内情報利用パソコンで閲覧可能であり、迅速な排水ポンプの運転管理及び現場対応を行うことにより、降雨による都市型水害の緩和を図っている。

あわせて、これらの降雨情報はインターネットや携帯のWebサイトで公開しており、広く情報提供を行っている。

また、施設管理体制については、浸水による被害が発生し、または被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、職員の勤務時間外の動員配備について定めている。

#### ウ 流出抑制対策の推進

調整池や下水道管のネットワーク化、貯留施設(学校のグラウンドや公園等の公共施設内で検討)等の整備を図り、浸水対策を進めるとともに、その一方で、緑地の増加や道路の透水性舗装の整備、民間開発等の雨水排出抑制の強化、個人レベルの流出抑制策(各戸貯留、浸透ます等)等の流出抑制対策を検討する。

#### エ ポンプ場の浸水予防対策

災害時における都市の排水機能の確保の重要性から、ポンプ施設の耐水性の保持は重要な要件であり、高潮や豪雨による浸水を想定した「計画浸水予防高」等を考慮した施設配置、建築物の防水扉の設置等の耐水化対策を施すこととする。なお、計画浸水予防高については、必要に応じた見直しを検討する。

また、施設内に浸水してもポンプ機能を確保できるように、電源設備等の主要設備の高上げ又は高所への移設、主要設備(ポンプ、電源設備等)が設置している部屋への防水扉等の設置、主要設備の耐水化等の対策を進める。

さらに、浸水時の予備燃料不足等による機能低下を防ぐため、予備電源や予備燃料等の確保に努める。

#### オ 河川・下水の連携

河川の水位が上昇し、堤防の決壊や堤防から水があふれる危険性が高まってきた場合、下水道排水ポンプの放流停止等の運転調整を行うことがある。しかし、河川への放流停止は内水氾濫に対する影響が大きいことから、各管理者は運転調整ルールの策定について検討を行う。

## 2 - 2 地下空間の浸水予防対策

### (1) 計画の目的

地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においても地下空間の利用が進んでいることを鑑み、地下空間における浸水予防対策の推進を図る。

### (2) 計画の内容

#### ア 地下空間の浸水危険性の周知

ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図るとともに、地下空間の浸水危険性等の啓発を行うための各種啓発活動や広報活動等を検討する。

#### イ 地下空間浸水対策のための水防体制づくり

地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。

#### ウ 地下空間管理者や地下空間利用者に対する水災情報の的確かつ迅速な伝達

地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に洪水情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。

#### エ 迅速かつ確実な避難の確保

##### (ア) 避難口・避難路の明示

不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。

##### (イ) 緊急避難用の対策

地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にする。こうした特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。

#### オ 地下空間の浸水対策

##### (ア) 出入口部や換気口における浸水対策

地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パットの備蓄等を検討する。

また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。

(イ) 排水施設からの逆流防止

構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。

(ウ) 電源設備等の浸水対策

電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。

また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。

(3) 地下街等の避難確保計画

水防法に基づき河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（「避難確保計画」）を作成し、これを、市に報告するとともに、公表しなければならない。

避難確保計画については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」（平成16年5月（財）日本建築防災協会）の内容を踏まえて作成することとする。

## 2 - 3 都市施設や避難所の浸水予防対策

(1) 計画の目的

都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。

(2) 計画の内容

ア 防災活動拠点となる施設の浸水対策

水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備（電源設備、通信設備等）の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。

さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。

イ 収容避難所の浸水対策

収容避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。

ウ 病院等の浸水対策

浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないように、電源設備や医療機器等の医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。

さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導體制及び手順の明確化に努める。

#### エ 主要幹線道路の浸水対策

##### (ア) アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水ポンプの整備・拡充

主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポンプ等の整備・拡充に努める。

##### (イ) 水災時の緊急交通路の確保

水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。

#### オ 鉄道・地下鉄の浸水対策

地下鉄ずい道内への浸水を防止するため、防水堰又は防水扉、ずい道内防水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。

また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。

#### カ ライフライン施設の浸水対策

##### (ア) 水道供給施設における浸水対策

浸水による水道供給機能の低下を回避するため、電源設備等の主要設備の高所へ移設、もしくは設置している部屋への防水扉等の設置、ポンプ等の耐水化等の対策を検討する。

さらに十分な量の燃料の確保や予備電源等の確保に努める。

##### (イ) ガス供給施設における浸水対策

ガス供給施設では、ガス漏れによる二次災害の防止が最重要課題である。浸水により整圧器の変調をきたすとガスの圧力が変わる可能性があり、受給者側のガス機械等が故障してガス漏れ等がおこる恐れがある。また、各地点のガス圧の状況を把握するマイコンメーターが浸水するとガス供給自動遮断システムが安全に作用しなくなる恐れがある。このため、整圧器やマイコンメーターの耐水化を進める。

##### (ウ) 電力供給施設における浸水対策

電線が地中化されている地域では地上置機器の浸水によって、地中化されていない地域においても変電所や配電塔の浸水によって電力供給が停止する恐れがある。水災による電力供給の停止を回避するため、施設の嵩上げ、出入口部でのマウンドアップや防水板、防水扉の設置等の対策を検討する。

また、防災活動拠点となる施設に対する電力供給を確保するため、電力供給の多重化や受給者側の電源設備に対する防水対策等を進める。

##### (エ) 通信施設における浸水対策

浸水による通信施設の機能麻痺や機能低下を回避するため、施設の嵩上げ、出入口部でのマウンドアップや防水板、防水扉の設置等の対策を進める。

なお、防水板及び防水扉を設置する場合は、設置手順や体制の整備を行うか、自動

化及び遠隔操作等のシステムを検討する。

また、施設が浸水して通信機能が麻痺することを回避するため、電源設備等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備が設置している部屋への防水扉等の設置、重要機器の耐水化、予備電源の確保等の対策を検討する。

さらに浸水した場合を想定した移動中継機の確保や、携帯電話の無線装置を設置しているビル管理者に対して電源装置の防水対策等に努める。

### 3 情報提供体制の充実

#### 3 - 1 浸水想定区域等の周知

##### (1) 計画の目的

水害が発生した場合、市民が適切な防災行動をとれるようにするため、水害に関する基本的な情報の事前周知に努め、市民の防災意識の高揚や予防措置の推進を図る。

##### (2) 計画の内容

###### ア 浸水想定区域の公表

地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとることができれば、人命に及ぶような深刻な被害は軽減できると考えられる。

そこで、我が国の都市部において観測された最大級の豪雨である東海豪雨クラスの降雨(時間最大雨量93mm、総降雨量567mm)を想定し、流域の特性や治水施設の整備状況(平成17年7月末の整備状況)を考慮した氾濫解析モデルを用いて内水氾濫を主とした浸水区域を想定した。

また、水防法に基づき、河川管理者が指定・公表している淀川、大和川等の河川の氾濫による浸水想定区域も想定した。

大阪府は、管理河川の様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深(洪水リスク)を公表する。本市として、洪水リスクの周知・活用方法について、大阪府と調整を進める。

###### イ 浸水想定区域の状況

浸水想定区域の状況は、「第1部総則3 災害の想定」のとおりである。

###### ウ 洪水等ハザードマップの作成・公表

こうした浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示した洪水等ハザードマップを作成・公表し、これを用いて水害に関する知識・情報の普及・周知を図る。

本市では、平成17年度に河川氾濫による浸水や内水浸水による浸水想定区域や収容避難所の情報等を記した防災マップ(津波・水害から命を守るために)を作成・配布している。今後も本市における水害に係る検討を継続し、必要に応じてこれを修正していくものとする。

#### 3 - 2 水災情報の伝達

##### (1) 計画の目的

災害発生時又はその恐れがある際に、避難等の防災行動を迅速にとることが可能なよう

に、必要な災害情報を関係機関や住民等に適切に伝達する体制を検討する。

(2) 計画の内容

平常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、水災時はこれに浸水情報や避難情報を住民に提供することができる伝達体制の検討を行う。

特に、地下空間は浸水被害の危険性が高いため、浸水時における地下空間管理者への情報提供を確実にする体制の検討を進める。

## 4 地盤沈下対策

### (1) 計画の目的

土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止する。

### (2) 計画の内容

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。

また、地盤沈下調査のための一級水準測量を隔年で実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。

## 5 水防演習計画

### (1) 計画の目的

水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府との共催により水防演習を実施する。

### (2) 計画の内容

国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに市民の自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的実施する。

## 第2 地下街、高層建築物等災害予防計画

### 1 計画の目的

地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み、これらの施設における災害を防止することを目的とする。

### 2 地下街、高層建築物等災害予防対策

#### (1) 計画段階での指導

「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。

#### (2) 予防査察

消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から各検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。

#### (3) 防火・防災管理体制の確立、充実

消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。

また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。

#### (4) 施設、設備等の維持管理

設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。

#### (5) 自衛消防体制の確立、充実

自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。

#### (6) 事前調査

施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対策に活かすものとする。

#### (7) 屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進

高層建築物等においては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。

ア 軒高 45mを超え 100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場又は緊急救助用スペース）

イ 軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場）

ウ 高度医療施設（緊急離着陸場）

### 第3 危険物施設等災害予防計画

#### 1 計画の目的

危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するためのものである。

#### 2 危険物施設等災害予防対策

火災予防等については、危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努めるものとする。

##### (1) 立入検査の実施

各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。

なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止の万全を期するものとする。

##### (2) 移動タンク貯蔵所等の街頭取締

危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努めるものとする。

##### (3) 危険物取扱者等に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し適宜、講習会を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努めるものとする。

##### (4) 危険物防火協議会の育成

危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。

##### (5) 屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等

###### ア 保守、点検の実施

(ア) 定期保安検査 容量 10,000kl 以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。

(イ) 臨時保安検査 容量 1,000kl 以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が 100 分の 1 以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。

###### (ウ) 定期点検

a 外部点検 指定数量の 200 倍以上のタンクは 1 年に 1 回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。

b 内部点検 上記点検に加えて、容量 1,000kl 以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。

###### イ 沈下測定の実施

上記(ウ) a の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。

#### ウ 基礎修正

上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

なお、指定数量の200倍以上で容量1,000kl未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の1以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。

#### エ 敷地外流出防止対策

防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。

### 3 指定可燃物災害予防対策

指定可燃物貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努めるものとする。

### 4 高圧ガス災害予防対策

大阪府は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 5 火薬類災害予防対策

大阪府は、府警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

### 6 毒物劇物災害予防対策

大阪府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

## 第4 大量の石油等貯蔵取扱事業所の災害予防計画

### 1 計画の目的

大量の石油等を貯蔵し、又は取り扱う事業所の防災体制の強化を図ることを目的とする。

なお、以下の計画により事故の未然防止に務めるほか、「第3 危険物施設等火災予防計画」により災害発生防止のための施策を推進する。また、石油コンビナート等特別防災区域として指定された区域における災害防止対策は、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づいて実施する。

### 2 大量の石油等貯蔵取扱事業所の災害予防対策

#### (1) 事業所の防災体制の強化

事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。

ア 異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。

イ 自衛消防組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。

ウ 夜間及び休日における防災体制を確立すること。

エ 防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。

#### (2) 隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立

災害発生の未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。

## 第5 危険物等海上排出災害予防計画

### 1 計画の目的

危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止の万全を期することを目的とする。

### 2 危険物等海上排出災害予防対策

#### (1) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておくこととする。

#### (2) 排出油の拡散防止

大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整えるものとする。

#### (3) 立入検査の実施

検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。

なお、船舶及び舟そう検査は消防法第4条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密に行うものとする。

ア ポンプ設備の整備点検

イ 配管及びホースの維持管理

ウ 消火設備の適正配置

エ 荷役時の危険物取扱者等の立会

オ オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備

カ 荷役時のオイルフェンスの展張励行

キ 油槽等からの漏洩点検

ク 可燃性ガス検知器の常備

ケ その他火災予防に関すること

#### (4) 船舶等の一斉取締の実施

前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。

#### (5) 研究会の実施

危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。

#### (6) 防災訓練の実施

大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

## 第6 公益事業者等の災害予防計画

### 1 道路管理者等の災害予防計画

#### 1 - 1 一般道路等

##### (1) 計画の目的

道路構造物（トンネル部を含む）等の被災等による多数の死傷者等の発生となる道路災害に対して、その発生の未然の防止及び被害の拡大を防ぐとともに迅速かつ円滑な応急対策及び災害復旧を図ることを目的とする。

##### (2) 計画の内容

###### ア 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者（以下、トンネル部管理者も含む）は、速やかな応急対策を実施するため、気象情報の収集や道路等の異常の早期発見、道路利用者等への情報の提供等を行うための施設や体制の整備を図る。

トンネル部管理者は、車両事故等の情報収集を行うため、テレビカメラ等による集中監視体制の整備を図る。

###### イ 道路施設等の整備

道路における災害予防のため、道路施設等の巡視点検、冠水や浸水等に備えた施設の整備を図る。

また、トンネル部管理者は、通報・警報装置等の非常用施設は「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づき整備を図る。

###### ウ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(ア) 道路管理者は、災害時や事故時の関係機関との連携体制の整備を図る。

(イ) 道路管理者は、災害時や事故時の職員の非常参集体制の整備を図る。

(ウ) 円滑な災害復旧のための重要な所管施設の資料の整備と、資機材や装備の備蓄、使用方法等の習熟を図る。

(エ) 円滑な災害復旧のため、マニュアル等を作成し、職員への周知を図るとともに、定期的な訓練による活動手法の習得に努める。

(オ) 災害及び事故の原因究明、再発防止のため、総合的な調査研究を行う。

(カ) トンネル部管理者は、危険物積載車両の通行禁止及び制限を行う。

(キ) 道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動が行えるよう資機材の整備に努める。

## 1 - 2 高速道路（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

### (1) 計画の目的

高速道路等に強風又は大雨による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために必要な防災体制、情報連絡、防災活動等に関する事項を定め、防災業務の有効かつ適切な推進を図ることを目的とする。

### (2) 計画の内容

#### ア 予防活動

(ア) 気象情報の収集に努め、それによって得た情報の伝達

(イ) 交通管理パトロールの巡回回数を増加する等により、巡回を強化し、高速道路の走行状況や障害物の有無、高速道路出入口付近の平面道路の交通の状況等の確認

(ウ) 緊急交通処理計画に基づき、気象状況に応じた通行規制の実施

(エ) 利用者等に対する情報提供

(オ) 高速道路、その付属施設及び建設中の構造物について、点検の強化及び必要な措置の実施

#### イ 平常時の防災活動

(ア) 防災に関する技術的な研究、資料の収集等

(イ) 防災上必要な施設及び設備の整備

(ウ) 連絡系統等の整備

(エ) 緊急時の交通処理計画の策定

(オ) 常時点検、定期点検の実施

(カ) 人員・資機材及び物資の整備

(キ) 総合防災施設の整備

(ク) 広域的応援体制の確保

(ケ) 防災教育、防災訓練の整備

### (3) その他

発生を予知できるその他の道路災害に係る予防計画については、本予防計画を準用する。

## 2 鉄軌道事業者の災害予防計画

### 2 - 1 大阪市交通局

#### (1) 計画の目的

豪雨、台風、火災等により危険な状況が予想される場合の地下鉄及びニュートラムにおける乗客の安全対策と火災発生時の早期復旧をはかることを目的とする。

#### (2) 計画の内容

##### ア 水害対策

洪水、高潮等により地下鉄ずい道内への浸水を防止するため次のような水害対策を図っていく。

##### (ア) 防水堰又は防水扉の設置

##### (イ) ずい道内防水扉の設置

##### イ 防火・防煙対策

出火の防止と初期消火並びに避難経路確保のため、以下の対策を推進する。

##### (ア) 車両火災防止設備の整備

##### (イ) 火災報知装置、消火栓等の設置

##### (ウ) 送排風機の整備

##### (エ) 乗降階段への防火シャッターの設置

##### (オ) ずい道内への連結送水管の設置

##### ウ 風害対策

風害の防止のため、以下の対策を推進する。

##### (ア) 風向風速計の整備

##### (イ) 高架駅の吊り下げ物に対する飛散、落下防止措置の徹底

##### エ 鉄道災害対策

鉄道災害防止のため、次のような対策を図っていく。

##### (ア) 基本動作の徹底

##### (イ) 教育及び訓練の指導徹底

##### (ウ) 事故災害等発生における連絡体制の徹底

##### (エ) 運転保安設備等の高性能化及び検査制度の向上の推進

##### (オ) 総合訓練

### 2 - 2 西日本旅客鉄道株式会社等（JR西日本、JR貨物、JR東海）

気象情報の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検整備及び災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

また、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後、直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

(1) 鉄道施設の保守改良

- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修並びに改良強化
- オ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- カ その他防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生の恐れがある場合には必要な次の計画を毎年度当初（JR東海は必要に応じて）において策定する。

- ア 気象観測機器の整備及び観測報告
- イ 警戒発令基準（第1種、第2種）を気象条件により定める。
- ウ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- エ 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を立てる。
- オ 職員の非常召集計画及び訓練計画を立てる。
- カ 情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- キ 無線設備、電話等の通信設備の整備に努める。

(3) 鉄道災害対策

- ア 乗務員に対する教育訓練の実施を行う。
- イ 運転保安設備の整備、充実を図る。
- ウ 列車防護設備の充実を図る。
- エ 踏切保安設備の整備及び踏切道の改良を行う。
- オ 事故の発生を想定した事故復旧訓練の実施を行う。
- カ 振替輸送、代替バス等の輸送方法を確立する。
- キ 消防機関との連携の強化に努める。

## 2 - 3 阪神電気鉄道株式会社

(1) 災害予防計画の方針

台風、豪雨等による災害を予防するため、列車の安全運転に必要な線路、踏切道及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、災害発生時の体制を整備する。

(2) 鉄道施設の保守改良

- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改良に伴う橋りょう改良
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化

- エ ずい道の維持補修並びに改良強化
  - オ 建物等の維持補修並びに改良強化
  - カ 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
  - キ その他防災上必要な設備改良
- (3) 災害に対応する体制の確立
- ア 緊急時の連絡通報体制、出動体制を確立する。
  - イ 気象観測機器の整備
  - ウ 災害応急対策用資機材の備蓄および調達計画の確立
  - エ 振替輸送、代替バスの輸送方法の確立
  - オ 災害の発生を想定した情報伝達訓練、非常呼集訓練、復旧訓練を実施する。

## 2 - 4 阪急電鉄株式会社

- (1) 災害予防計画の方針
- 災害を予防するため、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。
- (2) 鉄道施設の維持改良計画
- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
  - イ 河川改修に伴う橋梁改良
  - ウ 法面、土留擁壁等維持補修並びに改良強化
  - エ 建物等の維持補修並びに改良強化
  - オ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
  - カ その他防災上必要な設備改良
- (3) 災害警備体制の確立
- ア 気象観測機器の整備
  - イ 災害時の配備体制の確立
  - ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画の周知徹底
  - エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
  - オ 防災訓練の実施

## 2 - 5 京阪電気鉄道株式会社

- (1) 災害予防計画方針
- 列車運転の安全確保に必要な線路および諸施設の維持改良に努めるとともに、次の事項の鉄道災害防止体制を整備しておくものとする。
- (2) 鉄道災害予防計画

- ア 河川改修に伴う橋梁改良
  - イ 浸水要注意箇所軌道の軌道こう上
  - ウ 法面、土留擁壁の維持補修並びに改良強化
  - エ ずい道の維持補修並びに改良強化
  - オ 線路周辺環境状況の変化による災害予防強化
  - カ 乗務員、技術員に対する教育訓練の実施
  - キ 運転保安設備の整備
  - ク 踏切道の立体化、構造改良の推進
  - ケ 踏切道での安全通行や住民に対する置き石防止等のための啓発活動実施
- (3) 鉄道災害に対応する体制の確立
- ア 気象観測機器の整備
  - イ 災害時の連絡体制、配備体制の確立
  - ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
  - エ 災害応急対策用資機材の備蓄および調達計画の確立
  - オ 防災訓練の実施

## 2 - 6 近畿日本鉄道株式会社

- (1) 災害予防計画の方針
- 列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。
- (2) 防災施設の維持改良計画
- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
  - イ 河川改修に伴う橋梁改良
  - ウ 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化
  - エ 隧道の維持補修並びに改良強化
  - オ 建物等の維持補修並びに改良強化
  - カ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
  - キ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
  - ク その他防災上必要な設備改良
- (3) 災害警備体制の確立
- ア 気象観測機器の整備
  - イ 災害時の連絡体制、配備体制の確立
  - ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
  - エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
  - オ 防災訓練の実施

## 2 - 7 南海電気鉄道株式会社

災害を予防するため、おおむね、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

### (1) 防災設備の維持改良計画

- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修並びに改良強化
- オ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

### (2) 災害警備体制の確立

#### (風水害対策)

- ア 気象観測機器の整備
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- オ 防災訓練の実施

#### (鉄道災害対策)

- ア 運行管理体制の充実
- イ 保守管理体制の充実
- ウ 教育訓練体制の充実
- エ 鉄道施設の保守改良
- オ 災害時の連絡体制・配備体制の確立
- カ 非常召集体制の確立
- キ 防災訓練の実施
- ク 事故原因に調査研究の実施

#### (ターミナル駅の混乱防止計画)

- ア 混乱防止の組織体制
- イ 旅客の避難・誘導
- ウ 負傷者の救護
- エ 消防・警察との連絡の徹底
- オ 防災訓練の実施
- カ 資機材の整備の充実

## 2 - 8 阪堺電気軌道株式会社

### (1) 災害予防計画方針

電車運転の安全確保に必要な線路及び諸施設の維持改良に努めると共に、次の災害防止体制を整備しておくものとする。

(2) 設備の維持改良計画

- ア 施設、設備の定期的点検と計画的な保守補強
- イ 橋梁の維持補修又は、改良強化
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- エ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- オ 沿線電話等の通信設備の充実

(3) 処理体制の確立

- ア 気象情報の収集および連絡体制の確立
- イ 要注意箇所の警備体制の周知徹底
- ウ 救急機関への要請経路の確率
- エ 各現場機関への処理体制の確立
- オ 監督官庁への連絡方法の確認

(4) 係員に対する教育

- ア 異常時における通報連絡体制の確認
- イ 処理体制についての周知
- ウ 防災訓練の実施

### 3 ライフライン事業者の予防計画

#### 3 - 1 水道事業者（大阪市水道局）

災害時においても、その時々状況に応じた必要最低限のサービスアビリティを確保するため、需要者の立場に立った応急給水並びに応急復旧の目標を設定し、これを達成するための施設の安定性強化と保全に努める。

- ア 浄・配水場や管路全般について、既存施設の整備とシステム面からみた施設の増強により、信頼性の高い水供給システムの構築を図る。
- イ 防災活動拠点となる建築物の安定性及び耐風・耐水害性の強化・保全
- ウ 緊急資材や情報通信機器等、応急対策の拡充・強化
- エ 水質監視機器及び検査機器の整備・拡充
- オ 施設全般の維持保全
- カ 他都市等との相互応援体制の強化
- キ 他部局等との連携強化
- ク 災害対策マニュアルに基づく防災訓練の実施

#### 3 - 2 電気事業者（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- ア 発電・変電設備、送・配電設備、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- イ 電力供給システムの多重化を図る。
- ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに監視を行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- オ 主要な事業所は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な非常用電源を確保する。
- カ コンピュータ・システムについて、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

#### 3 - 3 ガス事業者（大阪ガス株式会社）

災害に対しては機能に重大な支障が生じず、かつ人命に重大な影響を与えないことを基本目標とし、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な構造・強度の確保を図る。
- イ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

ウ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 3 - 4 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社大阪支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

#### (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

#### (2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築すること。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

#### (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

#### (4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

### 3 - 5 放送事業者（日本放送協会大阪放送局）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

## 4 ヘリポート管理者の災害予防計画

### (1) 計画の目的

航空機事故等による災害に対して、その発生の未然の防止及び被害の拡大を防ぐとともに円滑な応急対策及び災害復旧を図ることを目的とする。

### (2) 計画の内容

#### ア 危険予防のための必要な措置

ヘリポート管理者は、天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害する恐れが生じたときは、関係諸機関に連絡の上、直ちにヘリポートの供用を一時停止するなど、危険予防のための必要な措置をとる。

#### イ 迅速かつ円滑な災害応急対策のための備え

ヘリポート管理者は、災害時に速やかな救助・救急活動、消火活動を実施するため、応急措置の実施に必要な資機材の整備に努める。

#### ウ 災害応急活動体制の整備

ヘリポート管理者は、大阪航空局大阪空港事務所、府警察、大阪海上保安監部、市消防局、医療機関等の関係機関との連携を強化し、災害時に備えて実践的な訓練を実施する。

## 第7 被害防止、軽減のための調査研究計画

### (1) 計画の目的

風水害等から市民の生命、財産等を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。

### (2) 計画の内容

次の事項について調査研究する。

#### ア 災害事例の収集・分析

風水害等事例等の収集、分析等の調査を行う。

#### イ 災害対策に関する調査研究

風水害等に対して対策を総合的、効果的に推進するため、各種の災害対策に関する調査研究を行う。

## 第8 その他の災害予防計画

前節までに示した災害予防に関する施策のほか、本市においては「震災対策編第2部災害予防計画」に示す施策もあるが、それらは震災対策のみの施策ではなく風水害等の災害の予防にも資するものである。

本市では、本編及び震災対策編に示す施策の推進により、各種の災害のみならず不測の災害に対する防災力の向上に努めていく。

## 第 3 部 災 害 応 急 対 策 計 画



## 1 組織計画

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

### 1 - 1 大阪市防災会議

市長を会長として、法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等をつかさどる。

### 1 - 2 災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

#### 1 設置基準

##### (1) 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）

ア 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 本市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。

ウ その他市長が必要と認めたとき

##### (2) 大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）

ア 市本部が風水害に対して設置されたとき、全区に設置する。

イ 市本部が風水害以外の災害に対して設置されたとき、当該災害による被害が発生した区又は発生するおそれのある区に設置する。

ウ 風水害の場合において区緊急本部長が必要と認めたとき。なお、この場合は市緊急本部長と事前に協議を行うこと。

エ 風水害以外の災害の場合において区長が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

#### 2 設置者及び設置場所

##### (1) 市本部

市長は、市本部を政策企画室特別会議室（市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合においては阿倍野防災拠点）に設置する。

##### (2) 区本部

区長は、区本部を区役所内に設置する。

### 3 組織

#### (1) 市本部

市本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。

部の名称、分掌事務等については、別表1のとおりとする。

大阪市災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。

部長は、班の分担事務を定める。

#### ア 組織図

別表2

#### イ 市本部長等の職務

##### (ア) 市本部長（市長）

市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

##### (イ) 市副本部長（副市長・危機管理監）

市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項に掲げる順序により、副市長がその職務を代理する。また、すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が災害対策本部長の職務を代理する。

##### (ウ) 市危機管理監（危機管理監）

市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

##### (イ) 市本部員

- ・ 大阪市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長及び同条に掲げる職員
- ・ 大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長
- ・ 会計室長
- ・ 消防局長
- ・ 交通局長
- ・ 水道局長
- ・ 病院局長
- ・ 教育長
- ・ 市会事務局長
- ・ 行政委員会事務局長
- ・ 中央卸売市場長

市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。

##### (オ) 市本部駐在員（部長が部の班長（課長級以上の職員）等のうちから指名する職員）

市本部長、市副本部長、市危機管理監及び市本部員を補佐する。

##### (カ) 市本部連絡員（部長及び区本部長が指名する職員）

市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区本部と市本部との連絡にあたる。

(キ) 緊急本部員

〔勤務時間外に風水害以外の災害が発生した場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ  
徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員  
市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。〕

(2) 区本部

区本部の事務を分掌させるため、区本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務については、別表3のとおりとする。

区本部長は、特に必要があると認めるときは、別表3と異なる編成をとることができる。  
この場合においては、遅滞なく市本部長（市長）に報告しなければならない。

区本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区本部の組織に加えることができる。

ア 組織図

別表2

イ 区本部長等の職務

(ア) 区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な  
限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」を  
あらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

(イ) 区副本部長（副区長等）

区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ウ) 緊急区本部員

〔勤務時間外に風水害以外の災害が発生し、区本部が設置された場合、区本部  
へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員  
区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。〕

4 各所属の支援

各所属は、区本部長から災害応急対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するよう  
に努めなければならない。

5 廃止

(1) 市本部

市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又  
は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

エ その他市本部長が市本部の必要がなくなったと認めたとき

## (2) 区本部

区本部長は、市本部長が認めた場合には区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

エ その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

## 6 本部の設置及び廃止の通知

市長は、市本部及び区本部を設置し、又は廃止したときは速やかに大阪府（総務部危機管理室消防防災課）その他関係機関に通知するとともに公表する。

## 1 - 3 災害対策緊急本部

災害により相当規模の被害が発生するおそれがある場合または発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

### 1 設置基準

#### (1) 大阪市災害対策緊急本部（以下「市緊急本部」という。）

ア 相当規模の被害が広範囲にわたって発生したとき又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき

イ その他副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長が必要と認めたとき

#### (2) 大阪市区災害緊急本部（以下「区緊急本部」という。）

ア 市緊急本部が風水害に対して設置されたとき、全区に設置する。

イ 市緊急本部が風水害以外の災害に対して設置されたとき、当該災害による被害が発生した区又は発生するおそれのある区に設置する。

ウ 風水害の場合において区警戒本部長が必要と認めたとき。なお、この場合は市警戒本部長と事前に協議を行うこと。

エ 風水害以外の災害の場合において、区長が必要と認めたとき。なお、この場合は副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告すること。

### 2 設置者及び設置場所

#### (1) 市緊急本部

副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長は、市緊急本部を政策企画室特別会議室に設置する。ただし、災害の程度により危機管理監室に設置すること

ができる。

(2) 区緊急本部

区長は、区緊急本部を区役所内に設置する。

3 組織

(1) 市緊急本部

市緊急本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。

部の名称、分掌事務等については、別表1のとおりとする。

大阪市災害対策緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。

部長は、班の分担事務を定める。

ア 組織図

別表4

イ 市緊急本部長等の職務

(ア) 市緊急本部長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長）

市緊急本部の事務を総括し、市緊急本部の職員を指揮監督する。

(イ) 市緊急副本部長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長以外の副市長・危機管理監）

市緊急本部長を補佐し、市緊急本部長に事故あるときは、副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の順序により、副市長がその職務を代理する。また、すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が市緊急本部長の職務を代理する。

(ウ) 市危機管理監（危機管理監）

市緊急本部長の命を受け、市緊急本部の事務を掌理し、市緊急本部の職員を指揮監督する。

(I) 市緊急本部員

- ・ 大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長及び同条に掲げる職員
- ・ 大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長
- ・ 会計室長
- ・ 消防局長
- ・ 交通局長
- ・ 水道局長
- ・ 病院局長
- ・ 教育長
- ・ 市会事務局長
- ・ 行政委員会事務局長
- ・ 中央卸売市場長

市緊急本部長の命を受け、市緊急本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に緊急本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

- (オ) 市緊急本部駐在員（部長が部の班長（課長級以上の職員）等のうちから指名する職員）

市緊急本部長、市緊急副本部長、市危機管理監及び市緊急本部員を補佐する。

- (カ) 市緊急本部連絡員（部長及び区緊急本部長が指名する職員）

市緊急本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区緊急本部と市緊急本部との連絡にあたる。

- (キ) 緊急本部員

〔勤務時間外に風水害以外の災害が発生し、市緊急本部が設置された場合、市緊急本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員〕  
市緊急本部の運用を行い、市緊急本部長等を補佐する。

- (2) 区緊急本部

区緊急本部の事務を分掌させるために、区緊急本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務については、別表3のとおりとする。

区緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表3と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市緊急本部長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長）に報告しなければならない。

区緊急本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

#### ア 組織図

別表4

#### イ 区緊急本部長等の職務

- (ア) 区緊急本部長（区長）

市緊急本部長の命を受け、区緊急本部の事務を総括し、区緊急本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署、区保健福祉センター等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区緊急本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

- (イ) 区緊急副本部長（副区長等）

区緊急本部長を補佐し、区緊急本部長に事故あるときはその職務を代理する。

- (ウ) 緊急区本部員

〔勤務時間外に風水害以外の災害が発生し、区緊急本部が設置された場合、区緊急本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員〕  
区緊急本部の運用を行い、区緊急本部長等を補佐する。

## 4 各所属の支援

各所属は、区緊急本部長から災害応急対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

## 5 廃止

### (1) 市緊急本部

市緊急本部長は、市緊急本部を次の場合に廃止する。

- ア 被害の発生するおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 市本部が設置されたとき
- エ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- オ その他市緊急本部長が市緊急本部の必要がなくなったと認められたとき

### (2) 区緊急本部

区緊急本部長は、市緊急本部長が認めた場合に区緊急本部を廃止することができる。

ただし、市緊急本部が設置されていないときは、区緊急本部長は次の場合に副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告のうえ廃止する。

- ア 被害の発生するおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 区本部が設置されたとき
- エ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- オ その他区緊急本部長が区緊急本部の必要がなくなったと認めたとき

## 1 - 4 災害対策警戒本部

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

### 1 設置基準

#### (1) 大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）

- ア 災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- イ その他危機管理監が必要と認めたとき

#### (2) 大阪市区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）

- ア 市警戒本部が風水害に対して設置されたとき、全区に設置する。
- イ 市警戒本部が風水害以外の災害に対して設置されたとき、当該災害による被害が発生するおそれのある区に設置する。
- ウ その他区長が必要と認めたとき

## 2 設置者及び設置場所

### (1) 市警戒本部

危機管理監は、市警戒本部を危機管理監室に設置する。

### (2) 区警戒本部

区長は、区警戒本部を区役所内に設置する。

## 3 組織

### (1) 市警戒本部

市警戒本部の分掌事務については、別表1を準用する。

#### ア 市警戒本部長（危機管理監）

市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。

#### イ 市警戒副本部長（危機管理室長）

市警戒本部長を補佐し、市警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### ウ 市警戒本部員

以下に掲げる所属の庶務担当部長又は防災担当部長もしくはこれらに準じたものから必要に応じ本部員とする。

- ・大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条掲げる組織及び同条に掲げる職の所管する事務を処理する組織
- ・大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織
- ・会計室
- ・消防局
- ・交通局
- ・水道局
- ・病院局
- ・教育委員会事務局
- ・市会事務局
- ・行政委員会事務局
- ・中央卸売市場

市警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

### (2) 区警戒本部

区警戒本部の分掌事務については、別表3を準用する。

区警戒本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区警戒本部の組織に加えることができる。

#### ア 区警戒本部長（区長）

区警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

イ 区警戒副本部長（副区長等）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 廃止

(1) 市警戒本部

市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ 市本部、または市緊急本部が設置されたとき

エ その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき

(2) 区警戒本部

区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

1 - 5 現地災害対策本部

一定の地域において、突発的に発生した事故災害により、大規模な被害が発生又は相当規模の被害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときに設置する。

1 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置基準

ア 事故災害により大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき

イ 事故災害により相当規模の被害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市緊急本部長が必要と認めたとき

2 設置者及び設置場所

市本部長又は市緊急本部長は、現地本部を災害現場周辺の適切な場所に設置する。

3 組織

現地本部の組織及び現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて市本部長又は市緊急本部長が指示、指名する。現地本部長は、現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。

なお、現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 災害の現状及び応急対策活動の実施状況等に関する情報の収集・伝達

イ 現地で実施する応急対策活動の円滑化を図るための調整

ウ その他市本部長又は市緊急本部長の特命事項

4 廃止

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ その他市本部長又は市緊急本部長が現地本部の必要がなくなったと認めたとき

1 - 6 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応は、資料編に定める。

## 「大阪市災害対策本部」の部の名称、分掌事務

名 称 (部 長)	部に属する部局	分掌事務
危機管理部 (市危機管理監)	危機管理室 都市制度改革室 政策企画室 市政改革室 行政委員会事務局 市会事務局	職員の動員指令に関する事 防災指令等本部長の命令伝達に関する事 災害対策の総合調整に関する事 災害対策本部の庶務に関する事 応援要請・自衛隊派遣要請に関する事 災害救助法の事務に関する事 災害復興の連絡調整に関する事 情報の収集及び伝達に関する事 各部、各区本部との連絡に関する事 防災行政無線の通信の統制に関する事 本部長、副本部長の秘書に関する事 国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関する事 災害に関する広報に関する事 災害情報、生活関連情報、救援措置情報に関する広報報道に関する事 報道機関との連絡調整に関する事 災害記録(写真・映像)に関する事 広聴活動に関する事 本部長の特命事項に関する事 他の所管に属しない事
市民部 (市民局長)	市民局	区庁舎等の防災及び整備、復旧に関する事 ボランティアの調整に関する事 義援金品の受領、保管及び配分に関する事 救援食糧の緊急集荷及び輸送について健康福祉部・契約管財部との連絡に関する事 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 ( 部 長 )	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
総務部 ( 人事室長 )	人事室 総務局	職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること 職員の衛生管理に関すること 応援班編成に関すること 本庁舎の防災に関すること 被災職員の調査、救援に関すること 本部長の特命事項に関すること
財政部 ( 財政局長 )	財政局	災害に関する予算及び財政に関すること 市税の減免に関すること 災害船の借入れ並びに配船に関すること 本部長の特命事項に関すること
契約管財部 ( 契約管財局長 )	契約管財局	救援物資、緊急資材の調達に関すること 災害車の借入れ並びに配車に関すること 応急仮設住宅地の情報提供に関すること 本部長の特命事項に関すること
計画調整部 ( 計画調整局長 )	計画調整局	災害記録及び災害統計に関すること 陳情資料の作成に関すること 被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること 建築物の応急危険度判定活動に関すること 本部長の特命事項に関すること

名 称 (部 長)	部 に属す る部局	分掌事務
福祉部	福祉局	被災高齢者、障がい者等の保護に関する事 救援物資の配分及び輸送に関する事 福祉施設の防災及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事
健康部	健康局	医療救護に関する事 飲料水及び食品衛生に関する事 予防、防疫に関する事 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 本部長の特命事項に関する事
こども青少年部 (こども青少年 局長)	こども青少 年局	青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関する事 上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関する事 上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関する事 被災児童の保護に関する事 本部長の特命事項に関する事
経済部 (経済局長)	経済局	救援物資(生活必需品)の調達計画に関する事 商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関する事 中小企業の災害復旧資金に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 (部 長)	部に属す る部局	分掌事務
市場部 (中央卸売市場 長)	中央卸売市 場	救援食糧（副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関する こと 食糧（副食等）の需給状況等の調査に関すること 中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること 本部長の特命事項に関すること
ゆとりとみどり 振興部 (ゆとりとみどり 振興局長)	ゆとりとみ どり振興局	公園施設、街路樹、スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること 本部長の特命事項に関すること
環境部 (環境局長)	環境局	被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む） 火葬に関すること 局施設の設備及び復旧に関すること 本部長の特命事項に関すること

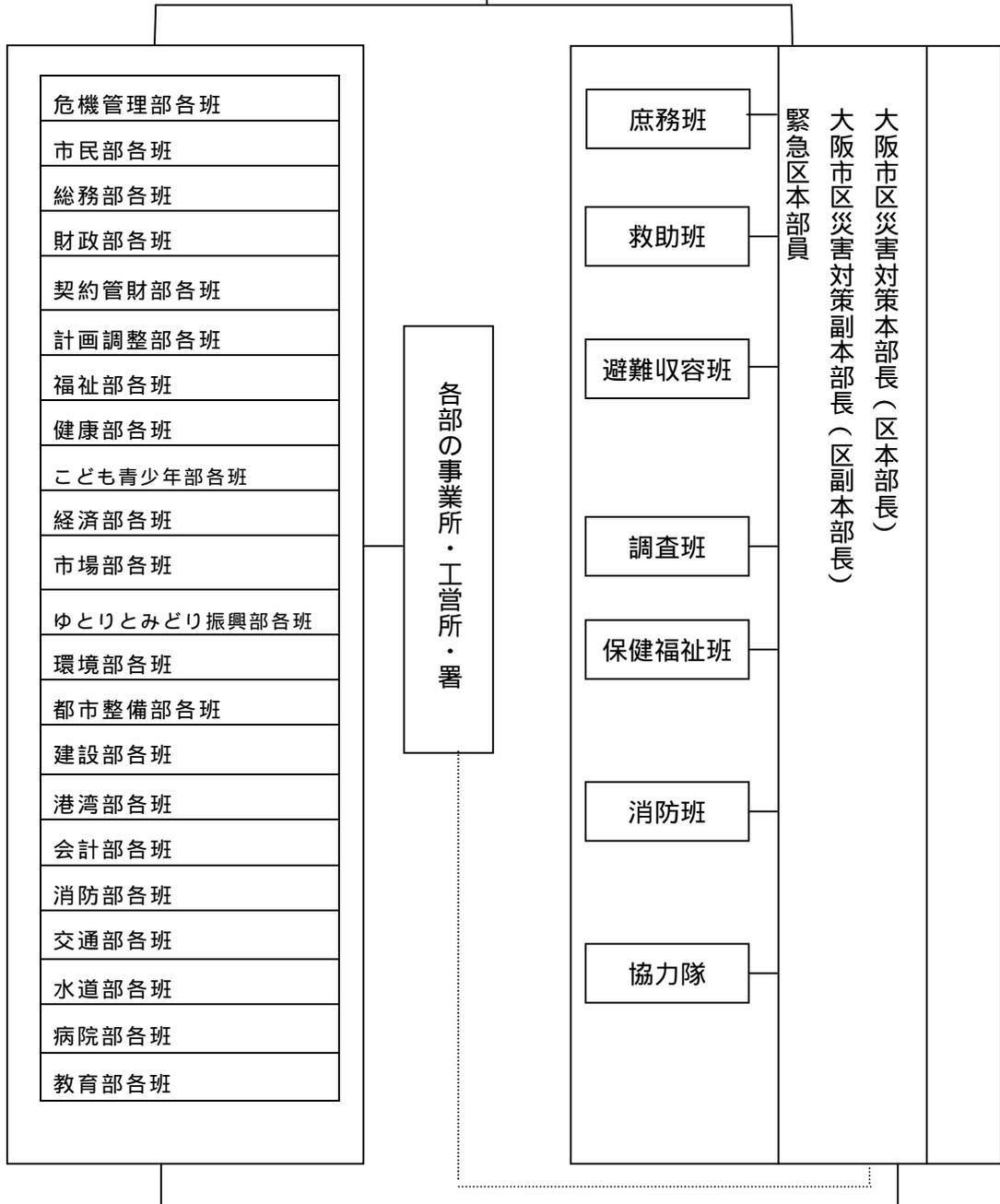
名 称 ( 部 長 )	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
都市整備部 ( 都市整備局長 )	都市整備局	本庁舎の応急修理に関する事 建築物の応急危険度判定活動に関する事 本部その他施設の通信設備に関する事 応急仮設住宅の建設及び管理に関する事 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関する事 被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関する事 被災住宅に対する融資等に関する事 市施行の市街地再開発事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関する事 本部長の特命事項に関する事
建設部 ( 建設局長 )	建設局	水防対策全般の企画、運営に関する事 水防事務組合との連絡に関する事 堤防、道路、橋梁等の災害予防及び復旧に関する事 河川関係障害物の除去に関する事 道路関係障害物の除去に関する事 下水道施設の災害予防及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事
港湾部 ( 港湾局長 )	港湾局	港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事 救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関する事 海務関係管庁との連絡調整に関する事 在港船舶対策及び港湾の流木に関する事 在港地帯の高潮対策に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 ( 部 長 )	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
会計部 ( 会 計 室 長 )	会 計 室	災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること 金融機関との連絡調整に関すること 本部長の特命事項に関すること
消防部 ( 消 防 局 長 )	消 防 局	消防に関すること 災害による被害の軽減に関すること 被災者の救急救助に関すること 避難者の誘導に関すること 危険物等の処置に関すること 本部長の特命事項に関すること
交通部 ( 交 通 局 長 )	交 通 局	市営交通機関の防災及び復旧に関すること 災害時の市民交通に関すること 乗客の避難誘導に関すること 本部長の特命事項に関すること

名 称 ( 部 長 )	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
水道部 ( 水道局長 )	水道局	応急給水に関すること 水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること 本部長の特命事項に関すること
病院部 ( 病院局長 )	病院局	医療救護及び助産に関すること 市立病院の防災及び復旧に関すること 市立病院の患者等の避難誘導に関すること 本部長の特命事項に関すること
教育部 ( 教育長 )	教育委員会 事務局	児童生徒の避難誘導及び収容に関すること 児童生徒の被災状況の把握に関すること 被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること 学校、教育機関施設の防災及び整備、復旧に関すること 避難所開設及び運営への協力に関すること 本部長の特命事項に関すること
各部共通事項		本部及び他部との連絡調整に関すること 被害状況の情報収集・報告に関すること 部内業務計画の策定に関すること 部内職員の活動計画に関すること

組 織 図

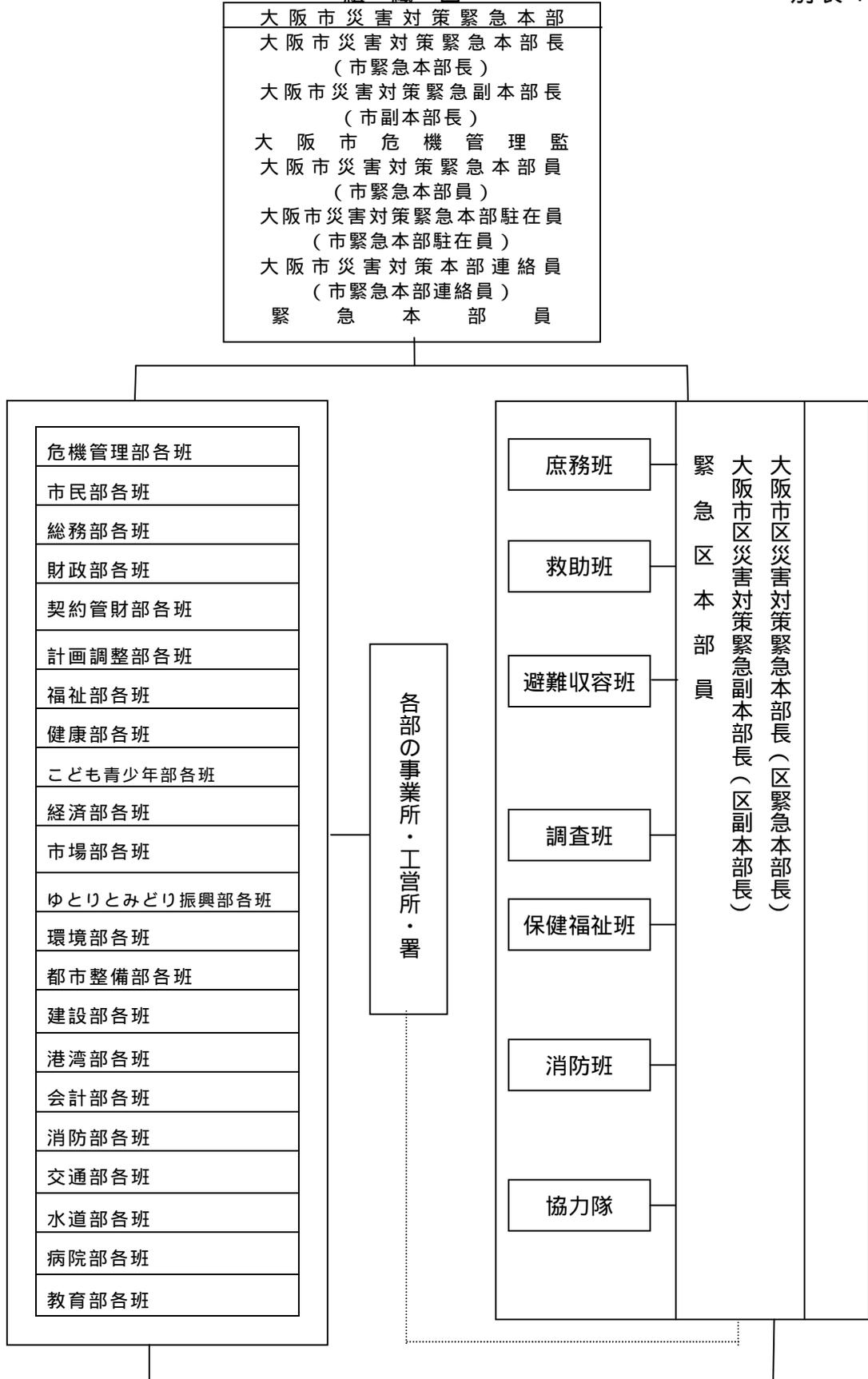
大 阪 市 災 害 対 策 本 部
大 阪 市 災 害 対 策 本 部 長 ( 市 本 部 長 )
大 阪 市 災 害 対 策 副 本 部 長 ( 市 副 本 部 長 )
大 阪 市 危 機 管 理 監
大 阪 市 災 害 対 策 本 部 員 ( 市 本 部 員 )
大 阪 市 災 害 対 策 本 部 駐 在 員 ( 市 本 部 駐 在 員 )
大 阪 市 災 害 対 策 本 部 連 絡 員 ( 市 本 部 連 絡 員 )
緊 急 本 部 員



## 区本部の班名称及び分掌事務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡調整に関する事</li> <li>2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事</li> <li>3 災害対策本部との連絡に関する事</li> <li>4 予算計理に関する事</li> <li>5 情報の収集・伝達及び広報に関する事</li> <li>6 義援金の受付・並びに保管に関する事</li> <li>7 災害記録に関する事</li> <li>8 ボランティアの調整に関する事</li> <li>9 他の班の所管に属しない事</li> </ol>
救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の応援救助に関する事</li> <li>2 救援物資の調達保管及び配給に関する事</li> <li>3 被災証明書の発行に関する事</li> <li>4 義援金の配分に関する事</li> <li>5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事</li> </ol>
避難収容班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の収容に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 避難所収容状況の把握に関する事</li> </ol>
調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する事</li> </ol>
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関する事</li> <li>2 防疫・保健衛生に関する事</li> <li>3 区医師会等との連絡調整に関する事</li> </ol>
消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防に関する事</li> <li>2 被災者の救急・救助に関する事</li> </ol>
協力隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 赤十字奉仕団（地域振興会）、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事</li> </ol>
<p>区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく本部長に報告しなければならない。</p> <p>なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。</p>	

組 織 図



## 2 動員計画

この計画は災害が発生し、又は災害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うに必要な職員の動員配備を定めたものである。

所属長は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

### 2 - 1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動 員 基 準 表

種別	災害状況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職 員 の 1 / 2 以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職 員 の 1 / 4 以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期活動に 必要な職員
5号動員	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に 必要な職員

### 2 - 2 動員

#### 1 勤務時間外における参集

##### (1) 大雨・洪水警報が発表された場合

被害情報の収集ならびに市本部・区本部を設置する準備体制として、危機管理室・各区役所において、職員2名が自己の勤務する場所等に自動参集する。

##### (2) 洪水予報・水位到達情報が発表された場合

勤務時間外において、洪水予報・水位到達情報が発表され、浸水が発生するおそれがあるときは、各所属、または特定の所属に対して、動員指令を発する。職員は、テレビ・ラ

ジオ等で自ら洪水予報・水位到達情報を収集するように努め、動員指令があったときは、自己の勤務する場所等に参集する。

なお、洪水予報及び水位到達情報については、「5 災害情報収集・伝達計画 5 - 2 警報等の伝達体制 1 警報の種類 (2)洪水予報、(3)水位周知河川の水位到達情報」による。

(3) 防潮扉及び水門閉鎖要員の自動参集

防潮扉及び水門閉鎖要員は、勤務時間外に大阪府域に津波警報・大津波警報が発表されたときは、指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたること

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること

(4) 緊急本部員・緊急区本部員の参集

緊急本部員・緊急区本部員は勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部又は市緊急本部・区緊急本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

2 動員計画の周知

所属長は、本計画及び各所属の動員計画に基づき、所属員に計画内容を周知するものとする。

3 動員の指令

(1) 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員を召集しなければならない。

(2) 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

4 動員の報告

各所属長は、動員指令に基づいて所属員を召集・参集したときは、その状況を取りまとめ、直ちに「動員報告書」により危機管理監に報告すること

## 5 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市の職員をもっても不足すると認められるときは、「応援要請計画」の定めるところにより、市本部長は他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

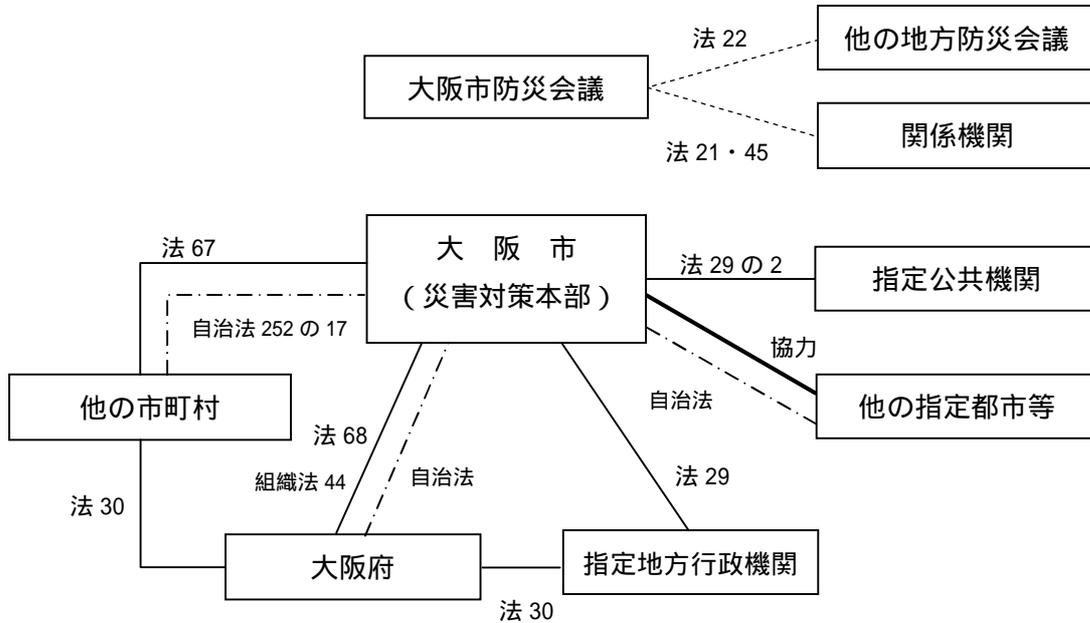
## 6 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応は、資料編に定める。

### 3 応援要請計画

この計画は、災害対策基本法等や各種協定に基づき、関係機関、団体に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、あらかじめ応援要請に係る事項を定めるものである。

法律又は協定に基づく応援協力の要請系統



(注) ————— 全般的な相互応援協力      - - - - - 職員の派遣  
 ————— 応急措置実施の応援要求      ······· 防災会議所掌事務遂行のための協力要請等

自治法 = 地方自治法      法 = 災害対策基本法      協定 = 20 大都市災害時相互応援に関する協定等  
 組織法 = 消防組織法

#### 3 - 1 行政機関との相互応援協力

##### 1 応援要請・応援協力

行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるよう、以下の項目に関して、要請方法、受け入れ体制等を定める。

市本部長が行う応援要請

府知事に対する

- ・ 応援要請又は応急措置要請（法第 6 8 条）
- ・ 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第 4 4 条）

他の市町村長に対する応援要請（法第 6 7 条第 1 項）

消防部長が行う他の市町村の消防長に対する応援要請（消防組織法第 3 9 条）

水道部長が行う大阪府又は他の政令指定都市（千葉市を除く。）等の水道事業管理者  
に対する応援要請

職員の派遣要請（法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）

関西広域連合への応援要請（「関西広域防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）

これらの応援要請を行うにあたっては、

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

などの項目を整理した上で要請を行う。なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請  
できない場合に緊急派遣があることを考慮する。

また、他の市町村長から応援を求められた場合には、特別の事由がない限りこれに応ずる。

現在、本市において次の応援協定を締結している。

- (1) 20大都市災害時相互応援に関する協定（平成22年9月30日改正）

連絡担当部局：危機管理室

- (2) 隣接市との消防相互応援協定（消防組織法第39条）

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪市・八尾市消防相互応援協定（昭和36年12月25日）

イ 大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、松原市、大東市、豊中市、  
尼崎市、摂津市消防相互応援協定（昭和40年12月1日）

- (3) 大規模災害に対する消防相互応援協定（消防組織法第39条）

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪府下広域消防相互応援協定（平成21年3月31日改正）

イ 五都市消防相互応援協定（平成24年3月1日改正）

- (4) 航空機災害等に関する相互応援協定

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪市と伊丹市、池田市消防相互応援協定（昭和43年3月9日）

イ 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定（昭和62年8月12日）

ウ 関西国際空港消防相互応援協定（平成21年7月1日改正）

- (5) 船舶消防等に関する業務協定

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 船舶火災の消火に関する業務協定（昭和46年12月1日）

イ 大阪湾消防艇相互応援協定（平成21年3月31日）

- (6) 航空消防応援協定（消防組織法第39条）

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪市・市（町村消防組合）航空消防応援協定（昭和45年10月1日）

- イ 東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定（平成 18 年 11 月 30 日改正）
- (7) 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書及び同実施細目（平成 22 年 3 月 31 日改正）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (8) 大阪府水道と大阪市水道の相互援助に関する協定及び実施に関する覚書  
（昭和 57 年 2 月 24 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (9) 大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定（平成 9 年 5 月 1 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (10) 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定  
（平成 9 年 7 月 10 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (11) 近畿 2 府 4 県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書  
（平成 10 年 11 月 20 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (12) 大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定（平成 12 年 8 月 31 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (13) 大阪市と摂津市の相互応援給水に関する協定（平成 15 年 8 月 1 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (14) 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定及び実施細目（平成 19 年 1 月 31 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (15) 羽曳野市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 19 年 11 月 16 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (16) 大阪市と東大阪市の相互応援給水に関する協定（平成 20 年 10 月 1 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (17) 藤井寺市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 20 年 12 月 24 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (18) 大阪狭山市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定書  
（平成 21 年 3 月 23 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (19) 太子町建設部上下水道室・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定  
（平成 21 年 3 月 23 日）  
連絡担当部局：水道局総務部総務課

- (20) 四條畷市上下水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定  
(平成 21 年 4 月 21 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (21) 大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書 (平成 22 年 3 月 29 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (22) 河内長野市・大阪市 水道事業に係る災害時相互応援に関する実施協定書  
(平成 23 年 2 月 16 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (23) 尼崎市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定 (平成 23 年 5 月 17 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (24) 八尾市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定 (平成 23 年 11 月 9 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (25) 大阪市と門真市の相互応援給水に関する協定書 (平成 23 年 12 月 1 日)  
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (26) 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定 (平成 16 年 1 月 17 日)  
連絡担当部局：都市整備局企画部住宅政策担当
- (27) 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール  
(平成 22 年 9 月 30 日改正)  
連絡担当部局：建設局下水道河川部調整課

## 2 広域応援部隊の受入れ体制の整備

### (1) 受入れ体制の整備

各広域応援を要請した担当部局は、要請と同時に、受入れマニュアルに基づく応援部隊の受入れ体制を整備する。

### (2) 受入れ体制の内容

#### ア 要請、応援活動等の内容

- (ア) 要請先、要請時間、要請内容 (どこで、何を、いつまで、どれだけの人員で、等)
  - (イ) 集結場所
  - (ウ) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先
  - (エ) 活動 (滞在) 期間、自立度 (食糧、飲料水、宿所)
  - (オ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無
  - (カ) 応援活動実績記録 (事故等の記録を含む)
  - (キ) 応援部隊間の連絡方法
  - (ク) 応援部隊に対する情報提供等 (窓口として連絡員を定めておく)

#### イ 食糧、飲料水、宿所等の準備

応援部隊が食糧、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を必要とする場合は、要請した担当部局が準備する。

応援部隊が大量の応急活動・復旧活動用の資機材等を搬入するため活動拠点となる広場等が必要な場合、広域避難場所等の使用の調整は市本部が行う。

### 3 - 2 関係民間団体等に対する応援要請

災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、市長及び各局長は事前に協力内容、要請方法等に関する協定等を結ぶものとする。

- (1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。
- (2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。  
なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること
- (3) 広域応援の受入れ体制については、原則として前記3-1の2と同様とする。
- (4) 現在、大阪府医師会とは「ア」、大阪市患者等搬送事業者協会とは「イ」、大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合とは「ウ」の協定を締結している。

ア 災害時における医療救護についての協定書（昭和58年9月1日）

連絡担当部局：健康局総務部総務課

イ 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書（平成8年8月29日）

連絡担当部局：消防局救急部救急課

ウ 災害時用医薬品等の供給に関する協定書（平成20年10月1日）

連絡担当部局：健康局健康推進部健康施策課

### 3 - 3 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、法第68条の2の規定により府知事に対して要請を要求し、又はその要求ができない場合（通信の途絶時）に当該災害の状況等について第36普通科連隊長に通知するものとする。派遣要請の要求方法及び災害派遣部隊の受入れ体制について次のとおり定める。

#### 1 自衛隊災害派遣要請の要求等の基準

- (1) 災害時、市長は、災害の規模や被害情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では応急対策を実施することが困難であると判断したときは、法律に基づき速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。
- (2) 各部長は、応急対策の実施にあたり、災害時の被害情報から市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ、

自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、市長に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。

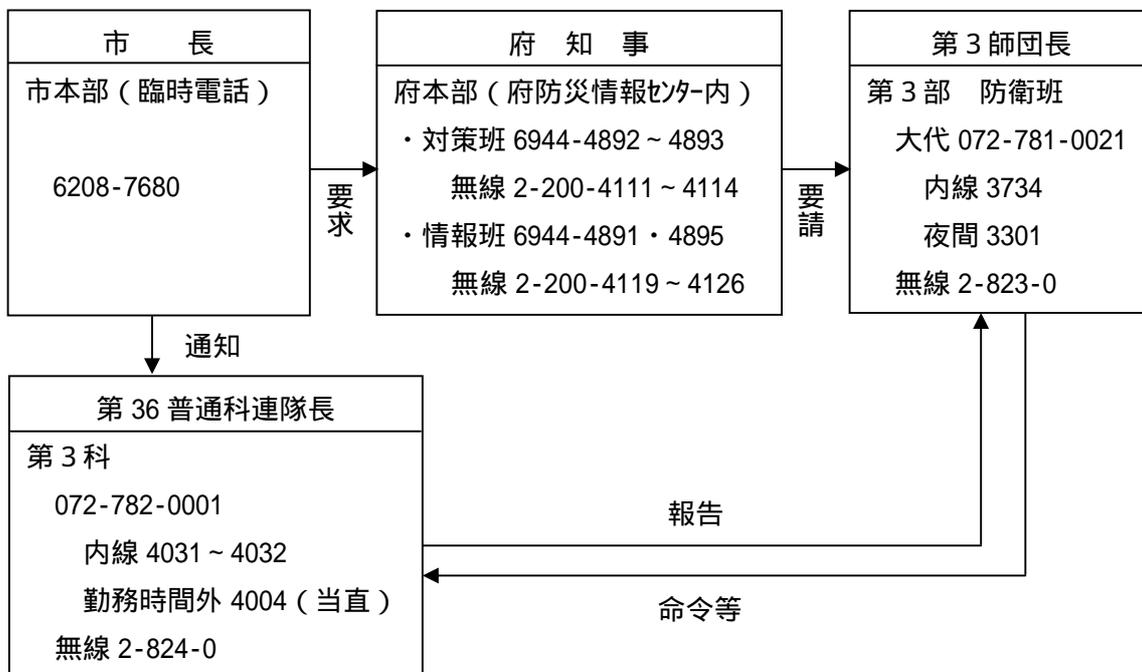
## 2 自衛隊に要請する救援活動

自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容とする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

## 3 自衛隊災害派遣要請の要求等のシステム

自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。  
自衛隊派遣（撤収）要請フロー



府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通報するものとする。

#### 4 自衛隊災害派遣要請の要求等の方法

##### (1) 府知事への要求

自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察本部及び自衛隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。

##### (2) 市長による指定部隊長への通知

市長は、前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡するものとする。

##### (3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を受けて行う派遣を補完する措置として、府知事からの要請を待たないで自衛隊が派遣される場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

#### 5 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

##### (1) 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。

##### (2) 市本部への自衛隊連絡班の参加

市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得るものとする。

##### (3) 自衛隊連絡所の設置

市本部に自衛隊の連絡所を設ける。

##### (4) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保

自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定する。

##### (5) 自衛隊用ヘリポートの確保

災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。

##### (6) 必要物資の提供

自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。

##### (7) 食糧等の確保

自衛隊から食糧、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。

#### 6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。

##### (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く）

等の購入費、借上料及び修繕費

- (2) 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に係わるものは除く）損害の補償
- (5) 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
- (6) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。

#### 7 自衛隊災害派遣部隊撤収の要請

自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。

## 4 応急避難計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るためのものである。

### 4 - 1 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたとときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたとときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (4) 府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第 73 条）
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。（水防法第 21 条）

### 4 - 2 避難の勧告、指示

#### 1 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。洪水予報河川の避難に関する基準は「4 - 7 洪水予報河川における避難計画、2 避難勧告基準」に示すとおりである。

- (1) 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- (2) 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
- (3) 火災の拡大等により住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- (4) その他災害の状況により必要と認めるとき

## 2 避難の勧告、指示の実施

### (1) 避難の勧告、指示の実施責任者

実施責任者	種 別	根 拠 法
市 長	勧告・指示	災害対策基本法 第60条1項
警 察 官	指 示	災害対策基本法 第61条1項 警察官職務執行法 第4条1項
海上保安官	指 示	災害対策基本法 第61条1項
自 衛 官	指 示	自衛隊法 第94条1項
知 事	勧告・指示	災害対策基本法 第60条5項
知事又はその命を受けた職員	指 示	地すべり等防止法第25条 水防法 第29条
水防管理者	指 示	水防法 第29条

### (2) 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行い住民の円滑な協力を得るように努める。

- ア 避難勧告・指示者
- イ 避難勧告・指示を必要とする理由
- ウ 避難勧告・指示の対象区域
- エ 避難先及び所在地
- オ 避難経路
- カ 注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

### (3) 勧告・指示の区分

避難勧告は、災害発生のおそれがある場合に行う。

避難指示は、災害の発生が確定的となった場合又は災害による被害が発生し、危険が切迫している場合に行う。

### (4) 勧告・指示の発令

ア 区本部長は市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示をする。この場合、区本部長は直ちに市本部長に報告する。

イ 避難の勧告・指示を行った場合、市本部長は知事に報告する。

### (5) 勧告・指示の伝達方法

勧告・指示の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。

- ア 同報無線により実施する。
- イ 移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する。
- ウ 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
- エ ヘリコプター・車・自転車・携帯拡声器等、利用可能な手段で実施する。

オ インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービスを利用して緊急広報を実施する。

カ 要援護者に対しては、要援護者施設へのメール配信や、自主防災組織の代表者を通じて情報伝達体制を整備し、情報伝達を行う。

(6) 勧告・指示の解除

区本部長は、前記(4)アの避難の必要がなくなると認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

なお、解除の伝達は前記(5)の方法による。

#### 4 - 3 避難の誘導及び移送

##### 1 避難の開始

(1) 災害発生後又は災害発生のおそれのある場合は赤十字奉仕団等の自主防災組織を主体に、組織ごとに避難所に避難するものとする。その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、要援護者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難に際しては、赤十字奉仕団、自主防災組織、隣近所等で助け合い、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめる。

##### 2 避難の誘導

(1) 避難勧告・指示が出された場合、区本部職員、赤十字奉仕団等の自主防災組織、消防吏員などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し安全な場所に誘導する。

(2) 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導の順序は要援護者を優先する。

(4) 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、赤十字奉仕団等の自主防災組織、消防吏員などを要所に配置する。

##### 3 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

##### 4 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、海上保安監部、府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

#### 4 - 4 避難施設

##### 1 避難所の区分

###### (1) 収容避難所

災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である収容避難所を指定するものとする。

###### (2) 一時避難所

避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難所を指定するものとする。

###### (3) 津波避難施設

住民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保するものとする。

##### 2 その他の収容避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は被災者が多数のため収容能力を超えた場合、区本部長は臨時の収容避難所を設営し被災者を収容する。なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

#### 4 - 5 避難所の管理及び避難者の収容

「避難者収容業務実施細目」によるものとするが次の事項に留意する。

- (1) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に関する情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、区本部は市本部へ報告し、市本部は府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事提供の状況、トイレの設置状況の把握に努める。
- (5) 災害時要援護者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

また、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、及び生理用品、女性用下着の女性による配布。また、性犯罪や配偶者間暴力が懸念されることから、男女別トイレの設置など、避難場所における安全性の確保や、おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食の提供など、女性や子育て家庭および妊婦等へのニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

なお、災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするるとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。区本部長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと考えられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持していくことの適否を検討する。

また、「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うこと。

#### 「避難者収容業務実施細目」

##### 第1 通則

- 1 区本部長は、この細目の定めるところに従い、区内避難所の開設及び管理に任ずる。
- 2 区本部長は、区内に設置した避難所の管理にあたらせるため、職員の中から避難所主任及び係員を任命配置する。

##### 第2 避難所の開設

- 1 区本部長は、区内に開設すべき避難所につき、あらかじめその収容人員、炊き出し等の諸施設を調査し、これを危機管理部長に報告する。
- 2 災害が発生したときは、区本部長は直ちに必要と認めた避難所に要員を派遣し、被災者の救護を開始する。
- 3 危機管理部長は、状況に応じ区本部長に指示して必要と認めた箇所の避難所又は隣接区の避難所を開設させることができる。
- 4 区本部長は、赤十字奉仕団等の自主防災組織を通じ、または掲示ビラ等をもって、あらかじめ避難所の所在地及び被災の際の注意事項を区民等に周知させる。

##### 第3 被災者の収容

- 1 災害が発生した時は、区本部長は災害の種類、気象関係等を特に考慮し、適切な避難所を選定のうえ被災者を収容避難所に収容する。

区本部長は、災害発生と同時に進行避難に備えるため、あらかじめ振興町会ごとに適当な一時避難所を定めておき、学校長、赤十字奉仕団等の自主防災組織の責任者に臨機の処置を

とらせるとともに、警察官等の協力を得て避難を行い、収容避難所に収容する。

- 2 区本部長は、他区等より避難してきた被災者についても収容に努める。
- 3 区本部長は、被災者の収容に当たり区内の収容避難所が被害を受けて収容困難となったとき、又は収容能力に余力がないときは、危機管理部長の指示を受け、他区の収容避難所に被災者を誘導する。
- 4 区本部長は、被災者の収容を開始したときは、直ちにその旨を危機管理部長に報告する。
- 5 避難所主任は、被災者を収容したときは、速やかに避難者名簿を作成する。  
なお、名簿作成にあたっては、統一の様式を準備し、名前・住所・被災状況・家族状況・健康状態等を含めて、原則として被災者自身が記載し、避難所主任に提出する。また、避難者が避難所を退出又は転出するときは、避難所主任に届け出ること
- 6 避難所主任は、援護を要する者の把握を行う。
- 7 避難所主任は、応急救助を必要と認め難い者については避難所を退所させる。

#### 第4 避難所の運営管理

- 1 避難所主任は、学校長、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難所の管理に任ずる。
- 2 避難所主任は、教職員、自主防災組織等の協力を得て避難所の運営にあたる。
- 3 避難所主任は、所定の収容者心得を各避難所に掲示し、収容者をしてこれを遵守させる。
- 4 避難所収容中の傷病者については、これを保健福祉班に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- 5 避難所主任は、避難所に修理の必要が生じたときは、区本部長を通じ危機管理部長に修理を要求する。
- 6 避難所主任は、食糧その他必要物資の所要量を区本部長に上申し、所定の手続を経て速やかにこれを調達する。
- 7 避難所主任は、避難所において食糧の炊き出し、寝具その他必要物資の配給を行う。
- 8 避難所の防護、警備、炊き出し、配給等に関しては、警察官、赤十字奉仕団等の自主防災組織のほか収容者等に適宜協力を求めることができる。
- 9 避難所主任は、日報により収容状況を区本部長に報告する。区本部長はその報告にもとづき収容状況を危機管理部長に報告する。
- 10 避難所主任は、次の各号の一に該当する事項が発生したときは、直ちにその旨区本部長に報告する。
  - (1) 被災者の収容を開始したとき
  - (2) 収容者全員が退所又は転出したとき
  - (3) 収容者が死亡したとき
  - (4) 避難所内に悪疫が発生したとき
  - (5) 避難所の建物が倒壊、浸水、類焼等の危険を生じたとき
  - (6) 避難所において騒じょうが生じ又は生じるおそれがあるとき
  - (7) その他報告を必要とする事項が生じたとき
- 11 区本部長は、前項の場合その他報告の必要があると認める事項が生じたときは、直ちに臨機の処置を行うとともに、これを危機管理部長に報告する。

- 12 前各項のほか、避難所において行う業務並びに赤十字奉仕団等の自主防災組織との協議関係等に関し必要な指示事項は、別にこれを定める。

#### 第5 避難状況の調査・報告

- 1 避難所主任は、直ちに避難者数、避難者の健康状態、その他必要に応じて区本部長に報告する。
- 2 区本部長は報告を受けた避難状況を取りまとめ、危機管理部長に速やかに報告する。
- 3 事前に計画されていない施設に避難者が集結した場合は、避難者から届出を受けるなど、把握に努める。

#### 第6 避難所への情報提供

区本部長は、災害情報を提供し、被災者等の要望等を把握するため、必要に応じて臨時相談所を設置する。

#### 第7 収容者の事後処置

区本部長は、区内避難所における収容者には次の各号によりこれを処置する。

- (1) 自宅又は縁故先に復帰し得るものは、速やかに復帰させる。
- (2) 7日以上を経過し復帰することのできない者については、危機管理部長の指示を受け収容期間の延長もしくはその指示する施設へ誘導する。

なお、この場合、教育施設に関しては学校教育の再開に支障のないよう努めるものとする。

### 4 - 6 要援護者への対応

#### 1 安否確認

災害時又は災害発生のおそれのある場合は、自主防災組織は、居宅に取り残された高齢者、障害者等、要援護者の安否確認、救出、救護、避難誘導を速やかに行う。

また、市本部及び区本部は、救助部隊による要援護者の救出、救護も速やかに行われるよう、あらかじめ救助部隊や関係団体と調整を行う。

#### 2 福祉避難所の開設及び移送

- (1) 区本部は、自主防災組織や要援護者施設管理者の協力を得て、あらかじめ福祉避難所の指定を行い、災害発生時には、収容避難所においては避難所運営委員会、その他の施設においては施設管理者の協力を得て福祉避難所を開設する。
- (2) 区本部は、収容避難所へ避難してきた者のうち、要援護者については福祉避難所に避難させケアを行う。この際には、自主防災組織、福祉関係機関及びボランティア等に協力依頼する。

### 3 入所施設・医療機関への移送

- (1) 区本部は、自主防災組織の協力を得て、要援護者の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関への移送、社会福祉施設への緊急入所などの対策を検討し、市本部とも連携しながら迅速かつ的確に対応する。
- (2) 福祉局及びこども青少年局は、社会福祉施設等の関係団体と協議し、災害発生時に緊急一時入所等の対応を円滑に進めるための協力体制を構築する。

### 4 福祉サービスの提供

区本部は、自主防災組織や専門性の高いボランティア組織や要援護者施設、サービス提供事業者等と連携して要援護者の避難生活を支援し、市本部は全市的な要援護者の状況把握を行うとともに、区本部での対応が困難な場合は市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行う。

### 5 弘済院の役割

大規模災害により、市内の要援護者の避難所及び社会福祉施設での受入れ不足に対応するため、市域外にある弘済院を活用し、ヘリコプター等による要援護者の緊急輸送を行う。  
また、市内への救援活動の基地として救援物資等の備蓄を行う。

## 4 - 7 洪水予報河川・水位周知河川における避難計画

### 1 避難の基本方針

- (1) 浸水想定区域内の3階建て以上の堅牢な建物（非木造）の居住者は、自らの居住する建物の3階以上に避難する。（ただし、3階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）
- (2) 浸水想定区域内の1・2階建て・木造建物の居住者は、収容避難所の非浸水階層または津波避難施設に避難する
- (3) 収容避難所および津波避難施設へ避難できない者は、付近の3階建て以上の堅牢な建物（非木造）の3階以上へ避難する。（ただし、3階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

### 2 避難勧告基準

- (1) 洪水予報河川
  - ア 淀川、大和川下流
    - (ア) 避難勧告基準

発令内容	発令基準
避難準備情報	はん濫注意情報が発表されたとき（洪水予報における観測基準点の水位が、はん濫注意水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき）
避難勧告	はん濫警戒情報が発表されたとき（洪水予報における観測基準点の水位が、はん濫危険水位に達する見込みとなったとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき）
避難指示	堤防が決壊した場合、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき
避難勧告等の発令にあたっては、現地の状況や河川管理者からの情報など、各種の情報を総合的に判断し、発令する。	

(1) 観測基準点、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位〔O.P.+ m〕

河川名称	観測基準点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
淀川	枚方	11.368 (4.50)	12.268 (5.40)	12.368 (5.50)
大和川下流	柏原	18.000 (3.20)	18.200 (3.40)	18.800 (4.00)

( )内の数値は、量水標読み(m)

イ 神崎川、安威川

(ア) 避難勧告基準

発令内容	発令基準
避難準備情報	はん濫注意情報が発表されたとき（洪水予報における観測基準点の水位が、はん濫注意水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき）
避難勧告	はん濫警戒情報が発表されたとき（洪水予報における観測基準点の水位が、はん濫危険水位に達する見込みとなったとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき）
避難指示	堤防が決壊した場合、又は、堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき
避難勧告等の発令にあたっては、現地の状況や河川管理者からの情報など、各種の情報を総合的に判断し、発令する。	

(イ) 観測基準点、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位〔O.P.+ m〕

河川名称	観測基準点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
神崎川	三国	3.80 (3.80)	4.90 (4.90)	5.26 (5.26)
安威川	千歳橋	11.986 (3.25)	12.436 (3.70)	12.566 (3.83)

( )内の数値は、量水標読み(m)

ウ 寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

(ア) 避難勧告基準

発令内容	発令基準
避難準備情報	洪水予報における観測基準点の水位が、はん濫危険水位に達する見込みとなったとき
避難勧告	洪水予報における観測基準点の水位が、過去最高水位に達する見込みとなったとき
避難指示	堤防が決壊した場合、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき
避難勧告等の発令にあたっては、現地の状況や河川管理者からの情報など、各種の情報を総合的に判断し、発令する。	

(1) 観測基準点、避難判断水位、はん濫危険水位、過去最高水位〔O.P.+ m〕

河川名称	観測基準点	避難判断水位	はん濫危険水位	過去最高水位
寝屋川	京橋	3.30 (3.30)	3.50 (3.50)	3.74 (3.74)
第二寝屋川	昭明橋	4.00 (4.00)	4.10 (4.10)	4.69 (4.69)
平野川	剣橋	3.45 (3.45)	3.50 (3.50)	4.39 (4.39)
平野川分水路	今里大橋	3.45 (3.45)	3.50 (3.50)	4.74 (4.74)

( )内の数値は、量水標読み(m)

(2) 水位周知河川

ア 東除川

(ア) 避難勧告基準

発令内容	発令基準
避難準備情報	観測基準点の水位が、避難判断水位に到達後、さらに上昇を続け、はん濫危険水位に達する見込みとなったとき
避難勧告	観測基準点の水位が、一定時間後に、はん濫危険水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
避難指示	堤防が決壊した場合、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき
避難勧告等の発令にあたっては、現地の状況や河川管理者からの情報など、各種の情報を総合的に判断し、発令する。	

(1) 観測基準点、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位〔O.P.+ m〕

河川名称	観測基準点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
東除川	大堀上小橋	13.057 (2.25)	14.007 (3.20)	14.907 (4.10)

( )内の数値は、量水標読み(m)

3 避難勧告対象区域

避難勧告対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深50cm以上を対象とする。

4 洪水予報、避難勧告等の伝達

水防法第15条第1項第1に基づき伝達する洪水予報等や避難勧告等の伝達は、資料編に定めるとおりとする。

## 5 災害情報収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て本市の地域にかかる災害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析を行い、応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間の予警報その他の災害情報の伝達を迅速かつ的確に実施するためのものである。

### 5 - 1 情報収集体制及び伝達系統の確立

#### 1 実施体制

市内における災害に係る情報の収集については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであることから、各部及び各区本部並びに各防災関係機関は、それぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。

各部及び各区本部は、市本部連絡員と災害情報連絡主任（災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号））の連絡を密にし、災害対策本部を所掌する危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図らなければならない。

#### 2 情報収集体制の確立

- (1) 情報の一元管理を図るため、全庁的なネットワークシステムである危機管理総合情報システムや無線機を活用し、危機管理部が中心となって、関係機関の有する情報の収集を図る。
- (2) 災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、区本部は情報収集や広報を行うとともに同報無線の活用等を行い、迅速かつ的確な情報の収集体制を確立する。
- (3) 地域に無線機を配分し、情報連絡を密にする。

#### 3 情報伝達系統の確立

- (1) 収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達できる伝達系統を定める。情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。

ア 危機管理総合情報システム

イ 電話、ファクシミリ

ウ 防災行政無線、消防無線等の運用

エ テレビ、ラジオ等による広報

オ ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集

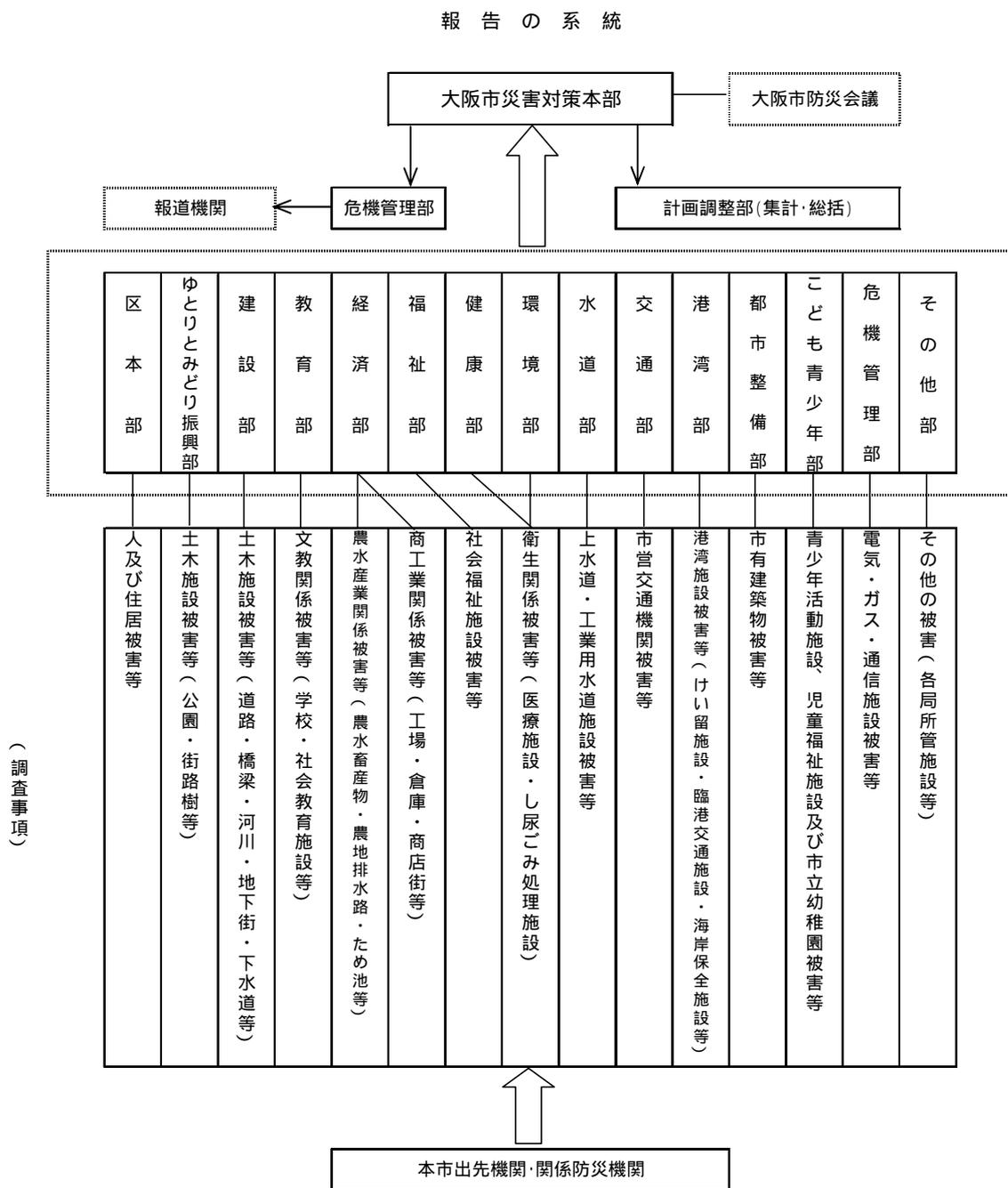
カ バイクや自転車等を用いた伝令

キ 衛星電話

- ク 特設公衆電話
- ケ 車載公衆電話基地局
- コ FM放送局との連携

(2) 阿倍野防災拠点における緊急通報システム・防災行政無線の運用

災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点において、災害初動の重要な意思決定を行うに当たり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システムや防災行政無線を運用する。(緊急通報システムとは危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。)



## 5 - 2 警報等の伝達体制

### 1 警報等の種類

#### (1) 気象、地象、水象の注意報、警報

大阪管区气象台から一般及び水防活動の利用に供するため府下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は資料編に示すとおりである。

#### (2) 洪水予報

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。また、神崎川・安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・恩智川・古川・楠根川）に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

##### ア はん濫注意情報（洪水注意報）

いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

##### イ はん濫警戒情報（洪水警報）

いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

##### ウ はん濫危険情報（洪水警報）

いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。

##### エ はん濫発生情報（洪水警報）

洪水予報区間で、はん濫が発生したとき。

#### (3) 水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及びはん濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

##### ア はん濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）

対象量水標で避難判断水位に到達した場合

##### イ はん濫危険情報

対象量水標ではん濫危険水位に到達した場合

##### ウ はん濫発生情報

水位周知区間ではん濫が発生した場合

#### (4) 水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

#### (5) 火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第22条第3項に基づき気象の条件が次の各号に該当した場合、又は府知事から火災気象通報を受けた場合に、火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

- ア 実効湿度が 60%以下であり、かつ最小湿度が 35%以下であって、風速が毎秒 7 m 以上又は 7 m 以上となる見込みのとき
- イ 風速が毎秒 10m 以上のとき又は風速毎秒 10m 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

## 2 伝達系統

資料編に示す伝達系統にしたがって、伝達する。

### 5 - 3 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

#### 1 収集方法

職員の勤務時間内に発生した災害に対しては、職員は、警察、赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

一方、職員の勤務時間外である夜間・休日等において発生した災害に対しては、職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報は貴重なものとなるので、これらの情報をとりまとめ活用する。

#### 2 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努める。

- (1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (2) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (3) 住民の動向
- (4) 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- (5) 建物の損壊状況
- (6) 道路交通状況
- (7) 公共交通機関状況
- (8) 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- (9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

#### 3 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、上部機関の当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及

び各区本部は速やかに以下の項目を中心とした情報を報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 救護所の設置及び活動状況
- (6) 傷病者の収容状況
- (7) 応急給水など応急措置の状況
- (8) その他

## 5 - 4 府知事に対する報告

### 1 報告の基準

被害状況等の報告は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合  
(例)
  - ・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合
  - ・浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合
- (3) 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合
- (4) 当初は軽微な被害であっても今後拡大するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても2市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合
- (5) 市本部を設置した場合
- (6) その他特に報告の指示があった場合

### 2 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に報告するものとする。

- (1) 発生報告  
災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。
- (2) 中間報告  
発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。
- (3) 最終報告

応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

#### 5 - 5 内閣総理大臣に対する報告

府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記 5 - 4 の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁 電話：03-5253-7527 FAX：03-5253-7537  
（時間外 電話：03-5253-7777 FAX：03-5253-7553））に報告する。

## 6 通信運用計画

この計画は、災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、通信施設の適切な利用を定めるものであり、また、これらの施設が被害を受けたときの速やかな応急復旧に努めるため定めるものである。

### 6 - 1 通信手段の利用方法

#### 1 通信手段の確保計画

災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設の活用を図る。

##### (1) 市管理の通信手段の確保

###### ア 有線通信

- (ア) 危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
- (イ) 気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
- (ウ) 消防局有線通信回線（消防部）
- (エ) 一般加入電話

なお、都市整備部は、災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。

###### イ 無線通信

- (ア) 大阪市防災行政無線（危機管理部）
- (イ) 消防無線（消防部）
- (ウ) 港湾無線（港湾部）
- (エ) 水道無線（水道部）
- (オ) 交通無線（交通部）

###### ウ 衛星通信（消防部・危機管理部）

- (ア) 映像
- (イ) 音声（衛星電話）

##### (2) 勤務時間外における通信手段の確保

###### ア 危機管理総合情報システム

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

###### イ 大阪市防災行政無線

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

###### ウ 有線電話

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

##### (3) 電気通信設備の利用

###### ア 非常通話

地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（または発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のために必要な事項を内容とする通話であり、他のオペレーター扱い通話に優先して接続される。

## イ 緊急通話

非常通話以外に緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要な事項を内容とする通話であり、他のオペレーター扱い通話に優先して接続される。

## ウ 利用上の留意事項

特別の事由のある場合を除き、あらかじめ西日本電信電話(株)の承認を受けた番号の加入電話により申し込む。

### (4) 大阪府の通信手段の活用

大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線

### (5) 関係機関の保有する通信設備の優先利用

法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用して通信するものとする。

この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議するものとする。

## ア 大阪府警察、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

### (ア) 申込先

名称	申込先
大阪府警察	府警察本部……通信指令室長 各警察署……署長
西日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	駅長又は情報区の長(技術課長)

### (イ) 利用手続き

次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

- a 利用しようとする理由
- b 通信の内容
- c 発信者及び受信者

## イ 近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保

近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

## ウ 放送局、ケーブルテレビ各社

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局に災害に関する放送を依頼することができる。

## 2 情報の優先順位

災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

(1) 第1順位

- ア 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
- ウ 応援要請等の判断に必要な情報
- エ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(2) 第2順位

- ア 食糧や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
- イ 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
- ウ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(3) 第3順位

- ア 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
- イ 被災地の災害復旧に関する情報

3 防災行政無線の通信と統制計画

市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。

6 - 2 通信設備の応急復旧

1 通信機能の被害調査の実施

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。

2 通信機能の応急復旧計画

(1) 非常電源

ア 非常電源の措置

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、災害発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。

イ 勤務時間外における対応

勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に取扱可能な技術者を指名して対応する。

(2) 修理業者等への対応

別に定める依頼方法による

(3) 代替機能の確保

市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。

(4) 関係機関への復旧依頼

西日本電信電話(株)、関西電力(株)等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。

## 7 広報活動計画

この計画は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな応急対策・復旧対策の推進に資するため、市民、報道機関並びに本市職員に対し、迅速かつ適切な広報活動を行うためのものである。

なお、広報対象者全員に災害情報が伝達できるよう広報手段の多様化に努める。

### 1 広報の体制

- (1) 危機管理部・区本部等は、災害情報のうち、同報無線等を使用して市民の安全に係わる緊急広報（避難勧告等）を実施する。
- (2) 危機管理部は、一般情報（その他の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）の総合的な広報活動を実施する。
- (3) 各部・区本部は、定期的に危機管理部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。危機管理部は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に危機管理部へ広報用資料を提供し、また、関係機関への閲覧用資料を作成するとともに、各部・区本部へ情報提供を行う。

### 2 広報の内容

広報の内容は、以下のとおりとし、やさしい日本語による情報提供に努める。

- (1) 災害情報
  - ア 災害の発生状況
  - イ 洪水、高潮等気象情報及び地震・津波の情報
  - ウ 応急対策の実施状況
  - エ 避難勧告・指示の状況
  - オ 市内の被害状況
  - カ 家庭・職場での対策と心得
  - キ その他必要な事項
- (2) 生活関連情報
  - ア 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込
  - イ 食糧・生活必需品の供給状況
  - ウ 道路交通状況
  - エ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
  - オ 医療機関の活動状況
  - カ その他必要な情報
- (3) 救援措置情報
  - ア 被災証明書の発行情報
  - イ 相談窓口の開設状況
  - ウ 税・手数料等の減免措置の状況

エ 災害援護資金等の融資情報

オ その他必要な情報

### 3 緊急広報の方法

#### (1) ラジオ・テレビ・文字放送による広域広報

危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達または警告等が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があると認めたときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

#### (2) 同報無線による広報

危機管理部・区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な緊急広報を実施する。

#### (3) 航空機の利用による広域広報

危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、または当該航空機を借り上げ上空から緊急広報を行う。

#### (4) インターネットを利用した広域広報

危機管理部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、市のホームページや大阪府防災情報システム等のインターネットを利用した緊急広報を行う。

#### (5) メール配信サービスを活用した広報

危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した緊急広報を行う。

#### (6) 緊急速報メール

危機管理部は、移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難勧告・指示などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。

### 4 一般広報の方法

#### (1) ラジオ・テレビ、文字放送による広域広報

危機管理部は、本市提供の広報番組の活用をはかる他、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。

#### (2) 報道機関への資料提供による広域広報

危機管理部は、市政記者クラブ等において、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。

#### (3) チラシ等印刷物の発行による広報

ア 本部及び各部は、チラシ等に掲載する広報内容を危機管理部に提出する。

イ 危機管理部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。

ウ 区本部は、赤十字奉仕団等の自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。

- エ 赤十字奉仕団等の自主防災組織は区本部と協力して、収容避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
  - オ 各部・各区本部は、市民に広報された内容について、部内・区本部内職員への徹底を図る。
- (4) インターネットを利用した広域広報
- 危機管理部及び各部・区本部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属・区のホームページや大阪府防災情報システム等のインターネットを利用した緊急広報を行う。
- (5) 広報車等の利用による現場広報
- 各部・各区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。
- (6) 赤十字奉仕団等の自主防災組織による個別広報
- 区本部は広報活動を実施する場合、赤十字奉仕団、自主防災組織等に協力を依頼する。
- (7) メール配信サービスを活用した広報
- 危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。
- 5 記録等の作成
- 災害対策に資するため、災害に関する事象を写真・映像で記録する。

## 8 広聴活動計画

この計画は、災害時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるためのものである。

### 1 実施体制

#### (1) 緊急問い合わせへの対応

危機管理部は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。

#### (2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や収容避難所に臨時相談所を設置するものとする。

なお、臨時相談所の開設にあたっては危機管理部へ報告する。

イ 市民部は、危機管理部と連携し、必要に応じ外国人向け臨時相談所を設置する。

#### (3) 専門相談所の開設・運営

各部は、それぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、専門相談所の開設にあたっては危機管理部へ報告する。

#### (4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 危機管理部は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を広報紙等によって広報する。

### 2 緊急問い合わせへの対応の方法

(1) 危機管理部は、災害時に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ・相談に対し「問い合わせ専用班」を組織して対応する。

(2) 問い合わせ専用班は、問い合わせ内容を市本部等へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。

(3) 問い合わせ専用班は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じ広報紙等に掲載を依頼する。

### 3 相談所における要望等の処理の方法

(1) 各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(2) 各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。

(3) 各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。ただし、急を要する場合には、市本部にFAX等により速報する。

## 9 輸送計画

この計画は、車両、船艇等を確保し、災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るためのものである。

### 9 - 1 災害時の輸送

#### 1 災害輸送の実施

災害輸送は、市本部の各部が行う。

#### 2 災害輸送の種類

災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法によるものとする。

自動車輸送

船艇輸送

鉄道軌道輸送

航空機輸送

人力輸送

### 9 - 2 輸送力の確保

#### 1 自動車輸送

契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。

##### (1) 輸送用トラックの確保

本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は府に調達あっせんを依頼する。

##### (2) 清掃用ダンプトラックの確保

本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる

##### (3) 特殊用途車両の確保

障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。

#### 2 船艇輸送

財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。

#### 3 鉄道軌道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。

#### 4 航空機輸送

災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。

## 5 人力輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送を行う。

## 9 - 3 輸送基地及び緊急交通路の確保

### 1 輸送基地

災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。

種 別	施 設 名 称		
陸上輸送基地	大阪城公園（東部地区）		
	鶴見緑地		
	住之江公園		
	長居公園		
	中央卸売市場本場		
	中央卸売市場東部市場		
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設	南港地区	R1～2岸壁（計画中）、A1～3岸壁、 F7岸壁（計画中）
		此花地区	北港岸壁 （計画4岸壁 ：1岸壁供用、3岸壁計画中）
		港地区	安治川1号岸壁 （計画2岸壁 ：1岸壁供用、1岸壁計画中）
		大正地区	鶴浜岸壁
	国際海上コンテナ輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁
	大阪湾浮体式防災基地（移動式）		
航空輸送基地	大阪国際空港		
	大阪八尾空港		

### 2 緊急交通路

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路を確保する。道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に報告する。

### 3 輸送路ネットワ - ク路線

輸送基地、区本部、避難所等を有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワ - ク路線を指定する。市本部は、輸送ネットワ - ク路線を指定したときは、市民等が自動車を使用するのを避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

## 9 - 4 緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は、府警察等関係機関の協力を得て緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

## 9 - 5 輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、災害輸送用の車両船艇と同時に調達する。ただし、必要な場合は、次の方法により調達する。

### 1 車両用燃料

- (1) 各部が保有する燃料を使用する。
- (2) 災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。
- (3) 市有燃料が不足するときは、各部は、各々契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。

### 2 船艇用燃料

船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうけることとする。

## 9 - 6 緊急通行車両の事前届出と確認申請

災害時に災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、次により大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、災害時に確認申請を行う。

### 1 対象車両

ア 警報の発令及び伝達、避難勧告及び指示に関する車両

- イ 消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）水防、その他の応急措置に関する車両
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ク 緊急輸送の確保に関する車両
- ケ 災害発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する車両

## 2 事前届出

災害対策基本法第50条第1項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

## 3 確認申請

災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請するものとする。

## 9 - 7 交通規制

本市、府警察及び道路管理者並びに大阪海上保安監部は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急対策活動に必要な交通対策を実施する。

### 1 陸上交通の規制

#### (1) 府公安委員会・府警察による交通規制

##### ア 大規模災害発生直後の交通規制（第一次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された次の緊急交通路「重点14路線（第一次交通規制路線）」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

また、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

##### 対象路線

（以下の14路線を組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する）

国道1号	国道2号	国道25号	国道26号
国道43号	国道163号	国道176号	国道308号
国道423号	府道大阪池田線	府道大阪生駒線	府道大阪和泉南線
府道大阪高槻京都線	府道大阪中央環状線		

##### イ 災害応急対策実施のための交通規制（第二次交通規制路線）

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、重点14路線以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。

(ア) 区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。

(イ) 区域規制

被災状況に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。

ウ 交通管制の実施

災害時には、被災区域への車両流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(2) 道路管理者による規制

ア 災害時において、道路施設の破損等に事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

イ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の定める様式により表示を行う。

(3) 相互連絡

本市、府警察と道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

(4) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(5) 広報

本市、府警察及び道路管理者は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者（車）等に対し、その内容及び迂回路等について広報する。

## 2 海上交通の規制

(1) 大阪海上保安監部による海上交通の制限等

大阪海上保安監部長は災害時、その規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる

ア 船舶交通の禁止又は制限及び指導を行う。

イ 必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。

ウ 海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。

(2) 本市

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止もしくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。

(3) 相互連絡

大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。

## 10 障害物除去計画

この計画は、災害復旧のため、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を目的とするものである。

### 10 - 1 道路関係障害物の除去計画

#### 1 実施機関

各機関は、相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

対象道路	実施機関
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道 臨港道路	大阪市
阪神高速道路	阪神高速道路株式会社
近畿自動車道	西日本高速道路株式会社
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話(株)、関西電力(株) 交通機関等

#### 2 除去作業の方法

- (1) 道路作業の対象物は、市本部が府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。
- (2) 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。
- (3) 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

#### 3 実施体制

各機関は、相互に連携して、障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

## 10 - 2 河川・港湾関係障害物の除去計画

### 1 実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

対象河川	実施機関
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局
一級河川（府管理河川）	大阪府
一級河川（市管理及び委任河川） 準用河川、普通河川	大阪市
大阪港港湾区域	大阪市

### 2 除去作業の方法

各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。

除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

河川の倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

### 3 関係機関との連携

河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。

### 4 実施体制

各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等の確保が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

## 10 - 3 住居障害物の除去計画

### 1 対象者

居室、炊事場、便所等に障害物が運びこまれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者

## 2 住居障害物の除去の方法

### (1) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、市長が知事の委任を受けており、災害救助法の基準に基づき、以下のように実施する。

ア 除去対象世帯の調査

イ 除去対象者世帯の調整・確定

ウ 除去作業の実施

エ 障害物の搬送

障害物を処分地等へ短期間大量搬送が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

### (2) 災害救助法が適用されない場合

災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

## 1 1 警備計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、住民の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。

### 1 府警察

#### (1) 救出救助活動

市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

#### (2) 犯罪の予防・取締り対策

人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。

#### (3) 保安対策

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。

### 2 大阪海上保安監部

海上の災害から市民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。

#### (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

#### (2) 犯罪の予防、取締り

#### (3) 関係機関との情報連絡の強化

## 1 2 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

この計画は、災害発生時においても市民に対して、飲料水、食糧、生活関連物資の安定供給を行い、市民生活の安定を図るものである。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

### 1 2 - 1 応急給水計画

#### 1 応急給水の実施

- (1) 水道部は、災害発生後、停電等の二次災害、取水障害、浄水施設の浸水、管路施設の浸食、洗掘等により、長期間にわたる減・断水が予想される地域に対して、応急給水を実施する。
- (2) 水道部は、災害発生後、市内の減・断水状況や市民の避難状況等、応急給水に関わる情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部や赤十字奉仕団、自主防災組織等市民の協力を得て業務の迅速化を図る。
- (3) 応急給水の方法
  - ア 水道部は、減・断水状況下にある収容避難所等のうち、必要と判断される箇所に仮設水槽を設置し、これを応急給水拠点として浄・配水池を水源に車両運搬などで対応する（拠点応急給水方式）。
  - イ 飲料可能な耐震性貯水槽の水を活用する。
  - ウ 収容避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。
  - エ 収容避難所では、飲料用水缶詰を備蓄しており、それを活用する。
  - オ 水道部は、医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器・ボトル水等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う（運搬給水方式）。
  - カ 農業用井戸については、その所有者の協力を得て生活用水への活用を図る。
  - キ 水道部は、防災拠点や重要施設に対し、施設の優先復旧、自家発電設備の運用や復電対策、他系統からの配水応援等による早期通水に努め、通水した地点より必要に応じ仮設給水栓を設置する（減・断水地域の縮小と拠点応急給水方式の拡充）。

#### 2 応急給水における応援要請

- (1) 水道部所有の応急給水用資器材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。
- (2) 自衛隊による応急給水が必要な場合、水道部が市本部に自衛隊への要請を依頼する。

#### 3 広報体制

- (1) 水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し、衛生状態等を市本部に報告する。
- (2) 危機管理部は、前記の状況を報道機関等を通じて被災者に広報する。

## 1 2 - 2 食糧供給計画

この計画は、災害による電気、ガス、水道等のライフライン機能の停止や食糧供給機能の混乱により、市民の食糧供給に重大な支障が生じたとき、被災者に速やかに食糧の安定供給を行い、さらに、多様な食糧流通の拠点である中央卸売市場の機能を回復・維持することにより、市民生活の安定を図る。

### 1 食糧供給の方針

#### (1) 食糧供給の順位

食糧供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

- ア 災害対策用備蓄食糧（煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン等）
- イ 流通業者等からの調達食糧（弁当、パン等の既製食品）
- ウ 米穀小売業者等からの調達食糧

#### (2) 食糧供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害があり、炊事できない者
- ウ 通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に収容されていない上記イ、ウの者に対しては、避難所における食糧供給ができるよう対策を講じる。

#### (3) 食糧供給の品目

供給品目は、煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等とする

#### (4) 食糧の調達方法

- ア 区本部長は、応急食糧の供給が必要と認める場合は、備蓄食糧の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市本部に食糧調達の要請を行うものとする。
- イ 市本部は、区本部長より食糧供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食糧の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食糧品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食糧の引き渡しを受ける。
- ウ 前記イにより、なお不足する場合は、他都市等に応援を求めるものとし、中央卸売市場は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食糧を含む生鮮食料品の確保を図る。

## (5) 食糧供給の実施方法

### ア 食糧供給の場所

食糧供給の場所は、原則として収容避難所とする。

### イ 食糧供給の実施

食糧供給は、区本部が赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て行うものとする。

また、食糧の配給については、被災者自らが行うこととするが、援護を要する者については配慮する。

### ウ 給食施設の活用

炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

## 2 災害対策要員の飲料水・食糧の確保

災害対策に従事する職員等の飲料水、食料については、次によりその確保を図るものとする。

### (1) 飲料水

総務部長は、各部長、区本部長の依頼により、水道部長と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。

### (2) 食糧

総務部長は、各部長、区本部長の依頼により、市民部長、市場部長、及び契約管財部長と協議し、食糧を調達するものとする。

食糧の内容等については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）、人員に応じ確保する。

## 1 2 - 3 生活関連物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損したことにより、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものである。

### 1 実施体制

(1) 災害救助法が適用された場合、同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長及び区本部長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない災害においては、被災の実情に応じ適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給貸与を行う。

(2) 経済部は、業者との連携を図り、調達可能数量を把握しておく。

(3) 経済部と契約管財部は相互の連絡を密にして、救援物資をすみやかに集荷、配置できるようにする。

## 2 衣料・生活必需品の給与又は貸与を受ける者

- (1) 災害により住家に被災を受けた者等であること  
被災の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水であること
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要最小限度の家財を喪失又はき損した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品がないため日常生活を営むことの困難な者

## 3 生活必需物資の備蓄品目種類

被服、寝具その他生活必需物資の品目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 寝 具 毛布、エマージェンシーブランケット等
- (2) 肌 着 S , M , L , LLサイズ
- (3) 身回り品 バスタオル、生理用品等
- (4) 日用品 セット(石鹸、歯ブラシ、タオル、コップ等)、トイレットペーパー、  
大人・幼児用紙オムツ、杖等
- (5) そ の 他 ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポ - タブルトイレ等

## 4 生活必需品の調達

- (1) 区本部長は、必要のある場合において市民部長に生活必需品等の調達を要請する。
- (2) 生活必需品の調達は、原則として、第一次的には本市の備蓄物資を活用し、なお不足する場合又は備蓄品以外の物資を必要とする場合は、デパート・スーパー・チェーンストア協会等「災害時における物資の供給等の協力に関する協定」に基づき調達する。また、災害救助法が適用された場合は、府知事にり災者に供給する生活必需品の確保について応援を要請する。

## 5 衣料・生活必需品の輸送と配分

- (1) 福祉部等は、あらかじめ必要な労働者を確保するとともに、災害が発生した被災地に物資を輸送する必要が生じたときは、速やかに活動しうるよう体制を整備しておくものとする。
- (2) 救援物資の輸送にあたっては、輸送の迅速と確保を期するため、事前に区本部あて連絡をとる。
- (3) 輸送は、原則として被災区の避難所まで福祉部等が行い、配分は区本部が行うものとし、必要に応じて赤十字奉仕団、自主防災組織の協力を得て実施するものとする。  
また、あらかじめ供給協力要請している協定締結団体等及び他府県等からの応援で対処する。

## 1 3 医療・救護計画

この計画は、災害により住民が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等被災者救護を実施するためのものである。

### 1 3 - 1 初期初動医療救護活動

#### 1 初期初動医療救護体制

##### (1) 市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）の設置

ア 市本部が設置された場合は、自動的に組織する。

イ 関係機関（健康部、危機管理部、病院部、公立大学法人大阪市立大学医学部附属病院（以降、市大病院））が集まる体制とする。

ウ 医療調整班が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

##### (2) 医療調整班の任務

ア 医療関係機関との調整

イ 医療救護班の調整

ウ 緊急輸送の調整（ヘリ、船舶等の運用）

エ 医薬品、資機材等の広域調達、調整

#### 2 初期初動医療救護活動

##### (1) 市立医療機関による医療救護班

市本部が設置された場合、自動的に市立医療機関において医療救護班（計20隊）を編成する。

ア 総合医療センター（8隊）、十三市民病院（2隊）、住吉市民病院（2隊）（計12隊）

イ 市大病院（8隊）

##### (2) その他の医療救護班

ア 医療調整班は、日赤救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班、ボランティア医師による救護班等の編成を大阪府と連携のもと要請し総合的な調整を図る。

イ 本市からの要請がなく応援に駆けつけた医療救護班は、医療調整班において総合的に調整を実施する。

ウ 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による救護班の編成を要請し、調整を図る。

また、要請なく区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図る。

##### (3) 災害派遣医療チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)は、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で出動することとし、病院部及び、市大病院がその状況を医療調整班に報告する。

### 3 救護所の設置

- (1) 震災時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。
  - ア 災害現場又は現場付近
  - イ 避難場所（収容避難所、広域避難場所等）
  - ウ 特例場所（被災地周辺の医療施設等）
- (2) 救護所を設置後、区本部は医療調整班に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

### 4 医療救護班の派遣

- (1) 医療救護班の編成
  - 1班当たり（医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名）計4名を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。
- (2) 派遣要請
  - ア 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
  - イ 消防部は、災害現場の状況により医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 派遣
  - ア 医療調整班は、区本部からの要請を受け、あるいは医療救護活動の必要性を判断して、病院部及び市大病院に対し、随時医療救護班の派遣を指示する。
  - イ 市立医療機関の長は、区本部、消防部その他の関係機関の要請がある場合で、急を要すると認められる場合は、医療調整班の指示を待たず医療救護班を出動させることができることとし、結果を医療調整班に報告する。
- (4) 輸送手段の確保
  - ア 病院部及び市大病院は、派遣職員の輸送及び負傷者の搬送のための交通手段が不足する場合、医療調整班に要請し、輸送手段の確保を図る。
  - イ 区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

### 5 応援医療救護班の派遣要請

- (1) 医療調整班は必要に応じて、外部機関に対する医療救護班の派遣要請を行う。
- (2) 医療調整班は大阪府との連携のもと、日赤救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班、自衛隊救護班、ボランティア医師による救護班等の派遣要請を行う。
- (3) 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を医療調整班に報告する。
- (4) 応援要請により派遣された医師、又は独自の判断で駆けつけた医師等に対しては、区本部又は医療調整班において班編成を行い、適切な派遣先を指示する。また、区本部は、編成内容、派遣先を医療調整班に報告する

## 6 医療救護班の業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (3) 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (4) 状況により助産救助
- (5) 被災住民の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) 区本部、健康部をはじめ関係機関との連絡調整

## 7 医薬品・医療資機材の確保

- (1) 各市立病院（市大病院を含む）における確保
  - ア 備蓄されている医療救護班携帯医薬品・医療資機材の利用を図る。
  - イ 医薬品等の不足が生じる前に、業者との連絡及び補充体制を確保する。
  - ウ 医薬品等に不足が生じた場合、病院部及び市大病院が医療調整班に調達を要請する。
- (2) 医療救護班携帯用医薬品・医療資機材の確保

各市立病院（市大病院を含む）及び各区保健福祉センター等は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資機材の確保を医療調整班に要請する。
- (3) 医薬品・医療用資機材の調達要請

医療調整班は、各市立病院（市大病院を含む）及び各区保健福祉センター等から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

### 1 3 - 2 後方医療体制の確保

被災を免れた市内の救護医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに、大阪府に府下全域及び他府県にも受入れ病床の確保を要請する。

#### 1 各病院における受入れ体制の確立

- (1) 各市立病院（市大病院を含む）において、別途定める計画に基づいて、要入院患者等の受入れ体制の確立を図る。
  - ア 総合医療センター
  - イ 十三市民病院
  - ウ 住吉市民病院
  - エ 市大病院
  - オ 弘済院附属病院

(2) 救護医療機関の指定

- ア 地震発生時の初期救護医療機関として、市立病院等以外の医療施設を定める。
- イ 健康部は、必要に応じて職員を救護医療機関に派遣し、情報収集、緊急要請等の連絡調整を行う。

2 各病院における主な行動

各市立病院（市大病院を含む）及び救護医療機関においては、別途定める計画に基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

受入れ体制の整備

医師・看護師等職員の確保

ライフラインの応急確保とその復旧体制

医薬品等の備蓄とその補充体制

通信手段の確保

患者給食の確保

ヘリポートの確保

救護所との連絡

3 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保

- (1) 救護所、市立病院、救護医療機関等において重症患者を搬送する必要が発生した場合、医療調整班に要請する。
- (2) 医療調整班は、その場で関係機関と調整のうえ、搬送手段の確保、患者受入れ先の決定を行い、関係機関への指示を与える。
- (3) 医療調整班が行う連絡調整
  - ア 応援受入れ先との連絡調整（大阪府、国立病院、大阪府医師会（民間医療機関など）、他都市等）
  - イ 搬送手段の確保の調整
    - ・ 救急車（病院所有のものも含む）、ヘリコプター、船舶
    - ・ 公用車
    - ・ 民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

1 3 - 3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

収容避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。

- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

### 1 3 - 4 保健師等による健康相談

#### 1 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、収容避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、大阪府に連絡する。

#### 2 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所において又は各収容避難所等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは医療調整班等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

#### 3 輸送手段の確保

区本部、健康部は、救護所や収容避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

### 1 3 - 5 大阪府医師会の対応

大阪府医師会においては、次の応急対策をとる。

- (1) 大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討
- (2) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄体制整備
- (3) 関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備
  - ・ 災害・医療情報管理調整システムの確立
- (4) 医療救護対策本部の設置
  - ・ 災害対策本部における医療担当責任者の配置
- (5) 医療救護体制の確立
  - ・ 地域拠点病院・協力病院の設定
    - 応急医療救護班の整備
  - ・ 救命医療救護班の編成・派遣
  - ・ 特殊専門科病院の整備・編成
  - ・ 応急医療救護所の設置
    - 医療救護班の整備・編成
  - ・ 地域医療機関による医療活動の実施

医療救護班の編成・派遣

- (6) 緊急患者等搬送体制の整備
  - ・ 病院救急車の整備・編成
  - ・ 緊急医療用ヘリポートの整備
- (7) 広域後方医療活動体制の整備
- (8) 災害救護出動時の医療関係者の身分保障の確立

## 1 4 防疫・保健衛生計画

この計画は、災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するためのものである。

### 1 4 - 1 防疫活動

#### 1 環境衛生対策班の編成

- (1) 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- (2) 環境衛生対策班は、保健所、区保健福祉センターの職員で構成する。
- (3) 1班の編成人員は、3名(監視員、生活環境指導員及び衛生防疫員等)、班数は36班とする。
- (4) 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- (5) 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

#### 2 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

##### (1) 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部に提供する。

##### (2) 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活系ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活廃棄物の回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

##### (3) 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

地震により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

##### (4) その他

ア 救護所等の衛生管理、消毒

イ 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒

ウ ねずみ、ハエ、蚊等の防除

エ 消毒用薬剤の配布

### 3 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

## 1 4 - 2 食品衛生活動

### 1 食品衛生対策班の編成

- (1) 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- (2) 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。
- (3) 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は36班とする。
- (4) 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- (5) 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

### 2 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

- (1) 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。
- (2) 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。
- (3) 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。
- (4) 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。
- (5) 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

なお、健康部は、水道部から一括して応急給水拠点の設置状況の報告を受けるとともに、各区本部に報告するものとする。

### 3 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

#### 1 4 - 3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。

- (1) 被災地域における愛護動物の保護・収容
- (2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導
- (3) 動物による人等への危害防止

## 1 5 清掃計画

この計画は、災害によって排出された廃棄物の処理を迅速適切に行い、被災地域の環境整備を促進するためのものである。

### 1 5 - 1 ごみの処理

#### 1 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し適切に処理できるよう指導する。

#### 2 一時集積

- (1) 大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積する。
- (2) 臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定するものとする。

#### 3 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、可燃物は本市焼却施設で処理する。また不燃物等は、破碎施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

なお、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

#### 4 応援要請

- (1) 作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。
- (2) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

### 1 5 - 2 がれき等の処理

全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置(公費解体)を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に準じ所掌業務を行う。

発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。

なお、自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。

## 1 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、選別作業計画を策定する。

- (1) 解体現場における分別を可能な限り徹底する。
- (2) 可燃物については、減容化・安定化を図るため、焼却工場において焼却する。
- (3) 金属、コンクリートガラ、木くず等については、リサイクルを推進する。

## 2 一時集積

- (1) がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応するがれき臨時集積場を設け一時集積する。
- (2) がれき臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。
- (3) 木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。
- (4) がれき臨時集積場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な対策を講ずる。
- (5) がれき臨時集積場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破碎処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

## 3 処理・処分

- (1) がれき臨時集積場で選別した可燃物は、本市焼却施設で処理する。  
また不燃物等は、破碎施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。  
コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。  
金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。  
木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。  
不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破碎により減容した後、埋立処分を行う。  
混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。
- (2) がれき臨時集積場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、がれき臨時集積場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。
- (3) がれき臨時集積場のがれき等について、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

#### 4 応援要請

- (1) 作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部あて必要機材の借り上げを要請する。
- (2) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

### 15 - 3 し尿の処理

#### 1 作業計画の策定

環境部は、災害時、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

#### 2 トイレの設置及びし尿の収集

##### (1) トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や収容避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。

##### (2) し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

#### 3 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

#### 4 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、またし尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。

## 1 6 行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬計画

この計画は、行方不明者、死者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、これらの捜索、収容、処理及び火葬を円滑に進めることで、人心の安定を図るためのものである。

### 1 6 - 1 組織と事務分担

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	区本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理	区本部の職員
		2 検案	医師
		3 遺体の洗浄、縫合、消毒	葬儀業者
		4 納棺	
		5 遺体の安置	
		6 身元不明者に関すること	
火葬	環境部	火葬	環境部の要員

### 1 6 - 2 行方不明者の捜索

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（府警察、消防、赤十字奉仕団等の自主防災組織、海上保安監部及び自衛隊等）と連携をとり、あらゆる手段をつくして実施する。

### 1 6 - 3 遺体仮収容（安置）所の設置

- (1) 状況に応じ、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を選定する。
- (2) 遺体仮収容（安置）所の設置に当たっては、納棺用品等必要器材を確保する。
- (3) 不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、市本部に要請する。
- (4) 搬送車両については、あらかじめ緊急通行車両として大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、災害時に確認申請を行う。

### 1 6 - 4 遺体の収容・身元確認

発見された遺体は、警察官又は海上保安官の検視（見分）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送される。

ただし、警察官又は海上保安官が検死等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死によることが明らかである場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族に引き渡される。

#### 1 6 - 5 遺体の処理

##### 1 遺体の処理

遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

##### 2 遺体の引取り

(1) その後、身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、順次遺体を引き渡す。遺体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。

(2) 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

#### 1 6 - 6 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、市本部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受け入れ体制を調整し搬送する。

#### 1 6 - 7 遺体の火葬

##### 1 火葬計画の策定

環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

##### 2 応援要請・受け入れ

府広域火葬計画に基づき、応援要請・受け入れを行う。

#### 1 6 - 8 民間への協力要請

大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

## 1 7 ライフライン施設の応急対応計画

この計画は、震災時、水道、下水道、電気、ガス、電話などライフラインの応急対応に努めるとともに、その状況についての情報を被災者に提供することにより、ライフラインの各事業者の相互協力による効率的な応急対応・復旧を行い、早期に市民生活の安定を図るものとするである。

### 1 7 - 1 ライフライン情報の収集・広報

#### 1 ライフライン情報の収集

危機管理部は、震災時の水道、下水道、電気、ガス、電話などのライフラインの被害情報・復旧情報を各事業者から収集する。

#### 2 ライフライン情報の広報

電気、ガス、電話等のライフラインの被害情報・復旧情報については、各事業者から市民に広報されるが、これと並行して、危機管理部では総合的な情報を広報する。

### 1 7 - 2 水道施設災害応急対策

#### 1 市本部への情報連絡

##### (1) 災害発生のおそれがある場合の情報連絡内容

災害発生のおそれがある場合、できる限り速やかに被害が予想される施設の巡回点検や応急予防活動等を実施するとともに、次の内容について災害情報システムや配水情報システムを活用しつつ、状況を把握する。

ア 取・浄・配水場施設の稼働状況

イ 市域の給水状況（水量、水圧、水質）

##### (2) 災害発生後の情報連絡内容

災害発生後は、できる限り速やかに飲料水確保の状況等を把握するとともに、次の内容について災害情報システムを活用しつつ、市本部へ情報連絡を行う。

ア 取・浄・配水場施設の被害・稼働状況

イ 市域の給水状況

ウ 管路の被害状況

エ 応急対策の基本方針

オ 消火栓の使用可否状況

##### (3) 応急対策開始後の情報連絡内容

応急対策開始後は、応急対策の方針により、次の内容について市本部へ情報連絡を行う。

ア 応急給水方法（給水場所、開設・閉鎖日時等）

イ 復旧方針及び復旧状況（浄・配水場施設、管路等）

ウ 市民への広報活動（協力要請及び衛生状態を含む）

## 2 管路施設等に関する応急復旧活動

災害発生のおそれがある場合や災害発生後において、工事事務所は、所轄施設及び工事箇所  
の点検を実施し、必要に応じて保安対策、応急措置及び応急復旧対策を講じる。

### (1) 導・送・配水管路の点検

災害発生のおそれがある場合は、工事箇所の保安対策等、必要な措置をあらかじめ講じるとともに、災害発生後において、所轄施設のうち、あらかじめ定める次の優先箇所の巡回点検を実施し、洪水による侵食・深掘れ等に伴う管路被害の有無及びその状況を把握する。また、あわせて復旧活動の支障の有無を判断するための浸水被害状況などの把握に努める。

ア 河川横断管路（水管橋・添架管・伏せ越し管）

イ 水域及び堤体近傍管路

ウ その他の管路（重要管路・大規模な浸水地域の埋設管路等）の巡視点検

### (2) 管路情報の整備

管路施設の応急復旧に必要な管路情報については、管路情報システムの作動・点検を行うとともに、水道管理図(1:1000)等の紙ベースの情報については、管理場所、管理状態を確認する。

### (3) 被災箇所に対する緊急措置

被災箇所の応急復旧に着手するまでの間の緊急措置として、管路の破壊・流失等に伴う水質汚染や堤防の決壊等の二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合にあっては、速やかに緊急断水等の危険防止の措置を講じる。

### (4) 被災箇所に対する応急復旧

管路施設の復旧は、あらかじめ定めた優先順位を基本とし、市域の被害状況、浄・配水場の稼働状況、管路被害の程度及び復旧の難易度等を考慮して、可能な限り減・断水区域を限定し、汚水混入による水質汚染の拡大防止を図りながら実施する。

なお、復旧にあたっては、資機材の調達状況、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等による復旧を行う。

また、道路部給水管の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

### (5) 復旧用資機材の調達

管路施設及び給水管の応急復旧に必要な資機材については、資材格納施設に備蓄しているものを優先使用し、不足した場合には、応援管理室で定める調達方針に従って、応援要請あるいは緊急調達を行う。

## 3 取・浄・配水場施設に関する応急復旧活動

災害発生のおそれがある場合や災害発生後において、取・浄・配水場は、河川及び気象情報を収集するとともに、所轄施設及び工事箇所の巡回点検を実施し、必要に応じて保安対策、応急措置及び応急復旧対策を講じる。

(1) 河川水位の上昇に対する施設の点検と対策の検討

取水塔、取水口、取水管等、河川近傍に位置する水道施設の河川構造物の深掘れ・埋没・流失・浮上・堤防の決壊などの状況を巡回点検し、緊急的に取水や配水を停止する場合などに備えて、バルブの開閉試験、角落ししの準備等、必要な措置をあらかじめ講じるとともに、浄水処理量の増加などを想定した対策を検討しておく。

(2) 取水障害及び河川水質の悪化に対する対策

流水・流木・塵芥などの流達状況を巡回点検し、必要に応じて取水塔や沈砂池等にオイルフェンスを設置する。また、取水口等が閉塞した場合には、作業環境の安全性を十分確認した上で、流木等の除去作業を行う。その他、河川水が高濁度になる場合に備えて、薬品注入設備の点検、薬品注入量及び貯蔵量の確認、沈澱池・ろ過池・排水処理施設等の運転管理を強化する。

(3) 停電に対する点検と対策

停電のおそれがある場合には、保安用及び施設運転用の自家発電設備の試運転、燃料の点検・補充などを必要に応じて行う。また、停電が発生した場合、速やかに自家発電設備を運転するとともに、受配電系統の切替、浄・配水池の適正運転等により、可能な限り減・断水を生じないように努める。

(4) 洪水・浸水（高潮、外水及び内水氾濫）

高潮、大雨による外水及び内水氾濫のおそれがある場合には、これらにより被害の発生する可能性の高い施設や給配水の拠点となる施設の巡回点検を強化するとともに、必要に応じ浸水等に備えて重要書類及び図面を待避させる等の水防活動を行う。また、洪水等に備えて重要書類及び図面を待避させるとともに、断水時の影響範囲を迅速に把握して水運用計画や応急給水計画を速やかに定め、可能な限り減・断水を生じないように務める。なお、洪水・浸水が発生し、水道施設が被災した場合には、被災系統の緊急停止や他系統からのバックアップ、排水作業の緊急措置を講じるとともに、可能な限り速やかに応急復旧を行うこととする。

(5) 強風に対する点検と対策

強風によって倒壊等のおそれがある建物（プレハブ等）や設備（薬品貯蔵槽や屋外電気盤等）を巡回点検し、必要に応じて被害防止措置を講じる。

## 1 7 3 下水道施設災害応急対策

### 1 基本方針

災害の発生又はそのおそれのある場合において、迅速かつ的確な緊急措置を行い、下水の適切な排水処理に努める。

### 2 情報の収集伝達

災害時には、下水道施設の被災状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、次の被災内容

について収集整理のうえ市本部、区本部及び関係各部に伝達する。

- ア 管路施設の被害状況
- イ 処理場、抽水施設の被害、稼働状況
- ウ 市域の浸水状況
- エ 応急対策の基本方針及び復旧方針並びに復旧状況

### 3 施設の応急対策

災害復旧については、被災調査を緊急調査・応急調査・本復旧のための調査の3段階に分けて実施し、各段階に応じた復旧を行う。

- ア 緊急調査は、大きな機能障害につながる二次災害の危険性を判定し、必要に応じて緊急措置を行う。また、市域内の浸水状況の有無も併せて調査する。
- イ 応急調査は、緊急調査で被害が発見された箇所等を中心に施設全体の被害状況を把握するための調査であり、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、重要性を判定し、必要に応じて応急復旧を行う。
- ウ 本復旧のための調査は、本復旧を実施するに際しての前提となる予備調査であり、施設の重要性、被害箇所と程度、復旧方法、施設の将来計画を勘案し、本復旧を行う。

#### (1) 管路施設の応急対策

管路施設の被害は、雨水の場合に浸水被害をもたらすと同時に、汚水排除不良を生じさせる。

このため、被災後においては、社会活動及び市民生活の安全を図るため、関係機関との調整を行い、最低限の下水排除機能の確保に努める。

- ア 道路施設等の他施設に与える影響を主に地表から調査し、必要に応じて陥没部への土砂の投入等の緊急措置を行う。
- イ 管路の機能的・構造的障害を調査し、必要に応じて下水管内、マンホール内の浚渫、仮排水設備の設置等の応急復旧を行う。
- ウ 本復旧の方法等を検討するための調査をテレビカメラ・目視等により行い、復旧方法、実施時期等を決定する。

#### (2) 処理場施設・ポンプ場施設の応急対策

処理場施設・ポンプ場施設の被害は、下水道施設全体の機能に影響を及ぼす場合や二次災害の発生源となるおそれがあるため、予防、二次災害の未然防止、関係機関との調整を行い、最低限の機能確保に努める。

- ア 近隣に影響の及ぼす可能性の大きいガス、油の漏洩の有無を緊急点検し、元弁を閉じる等の処置を行い、また必要に応じて火気の使用禁止等の緊急措置を行う。
- イ 処理場、ポンプ場施設に異状がある場合、監視装置だけで適切な措置方法が判断できないものについては、現地にて目視調査を中心に、主材・補材・配電盤・水槽・タンク等の外観異常点検を行うとともに、異常が認められたものについては応急措置を行い、運転を再開する。
- ウ 排水処理機能に支障を及ぼす設備機器等については、応急的修繕を行う。

- エ 停電による対策としては、自家発電機やエンジン駆動ポンプを運転して備える。
- (3) 水質監視及び緊急調査
  - ア 水質監視は、下水処理場流入下水及び放流水について、別に定める緊急試験項目により行う。
  - イ 市内事業場の有害物質等の保管・管理状況について緊急調査を行う。
- (4) 災害用資機材
  - 管路施設、処理場施設及びポンプ場施設の応急復旧に必要な資機材については、保有資機材を活用する。
- (5) 管路情報
  - 災害復旧に必要となる管路施設に関する台帳情報は、施設管理（管路）システムによりコンピュータを用いて一元的に管理し、その情報を4管理事務所に分散し復旧に活用するほか、本市と札幌市、京都市、広島市及び福岡市との間で、管路の下水道台帳（データベース）を各都市相互で保有し、災害時に備えている。

## 1 7 4 電気施設災害応急対策（関西電力株式会社）

### 1 方針

非常災害対策組織及び社内外情報連絡体制を整備し、災害が発生した場合には、速やかな応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

### 2 内容

#### (1) 災害時における災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項

- ア 災害時には非常災害対策組織を設置し、被害状況等災害に関する的確な情報の収集と検討を行う。
- イ 災害時には、情報通信手段を確保し、被害状況等の情報をあらかじめ定められた情報伝達方法により迅速に社内外に伝達する。

#### (2) 災害時における広報宣伝に関する事項

- ア 非常災害対策組織において、電力施設の被害状況や復旧見通し等についての適切な情報発表文を作成する。
- イ 災害発生後、関係官公庁、防災関係機関に対して被害状況等の迅速な情報報告を行う。
- ウ 災害時においては、一般市民に対し、感電、火災等の二次災害事故防止のための電気施設及び電気機器使用上の注意等の広報宣伝活動を、広報宣伝車両及び機材並びに新聞放送等効果的な広報媒体を活用して実施する。

#### (3) 災害復旧要員の確保に関する事項

- ア 災害発生時に、迅速に災害復旧要員を確保できるよう非常呼出し体制を確立し、社内情報連絡および緊急参集体制を整備する。
- イ 請負契約により協力会社等の災害復旧要員を確保する。

- ウ 災害規模に応じて他電力会社と相互協力し迅速な復旧に努める。
- (4) 災害復旧用資材等の確保に関する事項
- ア 災害時には速やかに保有資材の確認及び在庫量の把握を行う。
- イ 災害時には速やかに各種施設、設備の被害状況の把握を行う。
- ウ 調達を必要とする復旧資機材を迅速に手配し、必要箇所に輸送する。
- エ 災害復旧用資機材を速やかに調達できるよう、あらかじめ、合理的に配置しておく。
- (5) 災害時における応急復旧工事に関する事項
- 恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、次のとおり実施する。
- ア 共通機器及び流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- イ 送電設備
- 共通機器、流用可能備品及び貯蔵品並びにヘリコプター、車両等機動力を活用した応急復旧措置を行う。
- ウ 変電設備
- 機器損壊事故に対し、系統の一部変更、又は移動用機器の活用による応急措置を行う。
- エ 配電設備
- 発電機車による応急送電等、非常災害仮復旧により、迅速確実な応急復旧を行う。
- オ 通信設備
- (ア) 応急対策資材の整備による効率的応急復旧を行う。
- (イ) 可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。
- (6) 災害時における危険予防措置に関する事項
- 電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。
- (7) 復旧順位
- 災害復旧に当たっては、病院、交通・通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所等を原則として優先するなど、災害状況、電力施設の被害状況、復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次行う。
- (8) 災害時における電力の融通
- 災害により電力が不足するときは、各電力会社と締結した「全国融通電力需供給契約」及び「二社融通電力供給契約」に基づき電力の確保を図る。

## 17-5 ガス施設災害応急対策（大阪ガス株式会社）

### 1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

## 2 応急対策

災害発生時には、「災害の対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

### (1) 情報の収集伝達および報告

#### ア 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(ア) 供給区域内の主要地点に雨量計・風速計等を設置し、気象情報を収集する。

(イ) 気象情報システムにより、気象情報を収集する。

#### イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の充実を図る。

(イ) 事業所管内の諸条件を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(エ) 衛星通信車、可搬型衛星局の活用により連絡手段の強化を図る。

#### ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

### (2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

### (3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

### (4) 危険防止対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は地下室等に対する応急措置として、緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する応急措置を行う。

### (5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガス供給を再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所及び救助救急活動の根拠となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

### 3 地下工事に伴う災害対策

#### (1) 大規模地下工事に伴うガス導管の保安対策

ア 施工に先立ち、他工事企業者と影響を受けることとなるガス導管の保安措置について協議を行い、以下のうち必要な措置を講ずるようにする。

(ア) 影響範囲外へ移設する。

(イ) 上記(ア)が不可能な場合は影響の少ない場所へ仮移設する。

(ウ) 工事期間中供給上問題のないときは、一時遮断する。

(エ) 上記(ア)、(イ)、(ウ)が不可能な場合は、管種変更あるいは、防護などを行う。

(オ) 導管が影響範囲内にある場合は、状況に応じて遮断装置を設ける。

イ ガス導管の保安設備等については、他工事企業者との協議にもとづく立会巡回のほか、状況に応じ適宜巡回を行う。

ウ 工事に際しては、非常の際の連絡通報体制を確立する。

#### (2) 一般他工事に伴うガス導管の保安対策

一般他工事については、その規模、影響に応じ、大規模他工事に伴う保安措置に準じて、保安措置を行う。

#### (3) ガス導管工事に際しての事故防止計画

ア 施工に先立ち、試掘などにより埋設物の位置を確認し、安全を確める。

イ 影響のある場合は、埋設物管理者と保安措置について協議を行う。

ウ 他埋設物の保安に関して教育を行いレベルアップを図る。

## 17-6 通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社大阪支店）

### (1) 通信の非常そ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置を行い、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を行う。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するための措置が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害時における電話のふくそう緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル（171）を提供する。

### (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

### (3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度

を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

回線の復旧順位表

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関に設置されるもの</li> <li>・ 水防機関に設置されるもの</li> <li>・ 消防機関に設置されるもの</li> <li>・ 災害救助機関に設置されるもの</li> <li>・ 警察機関に設置されるもの</li> <li>・ 防衛機関に設置されるもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> </ul>
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 選挙管理機関に設置されるもの</li> <li>・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く。）</li> </ul>
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(注) 新聞社、放送事業者又は通信社の定義は電話サービス約款(次表参照)による。

新聞社等の定義 (電話サービス契約約款抜粋)

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

17-7 放送施設災害応急対策(日本放送協会大阪放送局)

日本放送協会(大阪放送局)は、災害時において、放送施設に障害が生じたとき、日本放送協会災害対策規程(同災害対策実施細目)により、次の措置を実施し、放送送出の確保に努める。また避難所へ受信機を貸与するなど、放送受信の確保に努める。

1 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

2 設備・機材の確保

- (1) 電源関係諸設備の整備確保
- (2) 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
- (3) 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
- (4) あらかじめ特約した業者及び借用先から、必要機材の緊急借用又は調達の確保

3 放送施設応急対策

(1) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(2) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(3) 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時的演奏所を設け、放送の継続に努める。

#### (4) 復旧順位

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
ラジオ第1放送	テレビ総合放送 衛星放送	F M放送	ラジオ第2放送	テレビ教育放送

#### 4 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

##### (1) 情報の周知

避難場所その他の有効な場所へ受信機を貸与する。

##### (2) 受信機の復旧

被災受信機の取り扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信相談所を開設するなど、関係団体の協力を得て被災受信設備及び受信機の復旧を図る。

##### (3) 災害の状況に応じ安否放送及び生活情報を放送する。

#### 5 災害復旧

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

## 1 8 文教対策計画

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における幼児、児童、生徒の身体の安全、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り文教対策の万全を期すためのものである。

### 1 8 - 1 校園の災害時等の対策

#### 1 授業時間中の対応

- (1) 教職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。
- (2) 校園長は、予め定められた休校基準に従い休校措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

#### 2 授業時間外の対応

- (1) 校園長は、予め定められた休校基準に従い休校措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。
- (2) 教職員は、予め定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

### 1 8 - 2 教育施設応急対策

#### 1 施設の管理

施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。

#### 2 被害状況の報告

施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。

#### 3 応急復旧工事の施行

教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。

### 18 - 3 応急教育の実施

- 1 校舎長は、校舎施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。
  - (1) 校舎施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。
  - (2) 屋内運動場、特別教室等校舎施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。
- 2 この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。
- 3 災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、学力の確保に努める。

### 18 - 4 教材の調達及び配給対策

- (1) 校舎長は、児童生徒の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。
- (2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。  
また、災害救助法が適用された場合は、被災児童生徒に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

### 18 - 5 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校舎長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

### 18 - 6 学校給食対策

校舎長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、校舎長、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし、被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること
- (2) 収容避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、

学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること

そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること

#### 18 - 7 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。

教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

#### 18 - 8 収容避難所として開設された場合の措置

##### 1 避難所の管理運営

- (1) 教育施設が収容施設として開設された場合は、避難所収容業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、学校長は、その業務を代行し、市民への緊急的な対応を行う。
- (2) 教職員は、赤十字奉仕団等の自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

##### 2 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、学校長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。

#### 18 - 9 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が、被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 1 9 建築物・住宅応急対策計画

この計画は、災害のため住宅の滅失等を生じ、多数の住民が住居を失うこととなった場合、応急仮設住宅の建設や被害家屋の応急修理等の実施により、被災者の居住の安定を図るためのものである。

### 1 9 - 1 市営住宅の一時使用許可

#### 1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
- (2) 居住する仮住家もないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

市営住宅に一時使用許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、援護を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査するものとする。

#### 2 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

#### 3 一時使用許可戸数

全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空家戸数等を勘案して決定する。

### 1 9 - 2 応急仮設住宅の設置

#### 1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
- (2) 居住する仮住家もないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、援護を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査するものとする。また、入居者の決定は、災害救助法第30条の規定により、市長にその職権を委任した場合を除き府知事が決定するものであるが、入居者の選考については、市長が補助する。

## 2 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

## 3 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。

## 4 設置場所

被災者が、相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。公有地を第一とするが、適当な場所がない場合は、私有地に建設するものであるが、この場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定するものとする。

## 5 設置方法

災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。

## 6 応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。

応急仮設住宅の設置

規模----- 1戸当たり 29.7平方メートル基準

経費----- 1戸当たり 災害救助法による応急仮設住宅の供与額

## 7 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）-----国及び府負担

その他の場合 -----市負担

## 8 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。

## 9 供与期間

応急仮設住宅として被災者に供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

## 1 0 管理

市長は、府知事から応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し多様な意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

### 1 1 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳
- (2) 応急仮設用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

### 1 2 府知事への報告は次のとおりである。

- (1) 設置希望戸数
- (2) 対象世帯の状況
- (3) 設置予定場所
- (4) 着工、完了の予定年月日

## 1 9 - 3 住宅の応急修理

### 1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、半壊、半焼した者であること
- (2) そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること
- (3) 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること

### 2 応急修理の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理は、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うが、府知事が直接行うことが困難な場合には、その委任を受けて市長が行う。
- (2) 市長が委任を受けて実施する場合等に備え、「大阪市営住宅補修工事実施要綱」に基づき契約する建築業者等との契約書に、本市地域防災計画に基づき、特に緊急を要する住宅の応急修理についての本市の要請に対する協力を明記する。
- (3) 実施にあたっての運用は「大阪市営住宅補修工事実施要綱」に準ずる。
- (4) 応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。

### 3 経費

災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額

### 4 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）-----国及び府負担

その他の場合 -----市負担

### 5 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了

### 6 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- (1) 住宅応急修理記録簿
- (2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書
- (3) 関係支払証拠書類

### 7 府知事への報告は、次のとおりである。

- (1) 必要とする世帯数
- (2) 完了世帯数

## 19 - 4 市営住宅対策

市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずるものとする。

なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応する。

#### 1 被害状況の調査

災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。

#### 2 緊急補修の実施

被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに、応急修理を実施する。

#### 3 復旧計画の作成

市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。

4 国土交通省等への報告

公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。

5 国庫補助等各種補助金、融資金等の申請

災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。

## 2 0 公共施設の応急対策計画

### 2 0 - 1 本市施設の応急対策

本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を収容する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

#### 1 基本方針

関係施設を有する各局・区は、各施設と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、各施設の特异性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

#### 2 活動体制

##### (1) 所管各局・区

施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。

##### (2) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。

特に、援護を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。

また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資機材、人員等の応援が必要なときは直ちに、所管各局・区に報告するとともに、各局所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。

#### 3 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。

### 2 0 - 2 土木施設の応急対策

#### 1 道路に関する応急対策

##### (1) 道路の点検

道路管理者（以下、トンネル部管理者も含む）は、速やかに道路パトロール等による点検を実施し、また関係機関等からの通報を受け、道路の被災箇所や通行障害箇所等の発見に努める。

## (2) 応急対策の実施

- ア 災害発生直後、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うとともに、被害状況等の情報を収集し、市本部へ報告する。
- イ 被災箇所を発見したときは、直ちに所轄警察に連絡のうえ、道路利用者の安全を確保するため、通行止め等の措置を行う。
- ウ トンネル部管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行い、消防機関に協力するものとする。
- エ 道路管理者は、道路への危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、速やかに通行止め等の安全確保のための措置を行う。
- オ 被災箇所では、被害の拡大防止や通行路の確保のため、速やかに応急措置や仮復旧工事等の応急対策を実施する。
- カ トンネル部管理者は、降雨等により浸水する恐れがある場合は、所轄警察と協議し、車両の通行止めを実施し、止水鉄扉を閉鎖する。
- キ トンネル部管理者は、車両火災等により発生する煙の排出を行うとともに、トンネル内の温度上昇に伴い、二次災害の恐れがある場合は、消防機関等と連携し、水噴霧を行う。

## (3) 実施体制

- ア 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立等を行う。
- イ 道路管理者は、災害発生後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。
- ウ 道路管理者は、埋設企業体等と連携して応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは応援要請を市本部に依頼する。

## 2 河川に対する応急対策

### (1) 河川の点検

建設部は、他の水防団体と連携し、速やかに河川巡視等による点検を実施し、また、本市以外の河川管理者等からの通報を受け、河川の被災箇所（風害、冠水、陥没、倒壊、亀裂、流水阻害等）の発見に努める。

### (2) 応急対策の実施

- ア 被災箇所を発見したときは、直ちにその河川管理者に連絡のうえ、必要な水防活動を行う。
- イ 河川からの溢水、漏水のおそれのある被災箇所では、市本部と協議し、区本部と調整のうえ、防災関係機関等と連携して住民の避難誘導等を実施する。

### (3) 実施体制

建設部は、河川管理者、他の水防団体、河川占有者と連携して水防活動を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。また、本市管理河川においては緊急復旧を実施する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依

頼する。

### 3 公園及び街路樹に関する応急対策

#### (1) 公園及び街路樹の点検

##### ア 公園の点検

ゆとりとみどり振興部は、速やかに都市公園の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、都市公園の被災箇所（風害、冠水、陥没、隆起、亀裂、公園施設の破損等）の発見に努める。

##### イ 街路樹の点検

ゆとりとみどり振興部及び港湾部は、道路管理者等と連携し、速やかに街路樹の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、街路樹の被災箇所（倒木、傾斜木、枝おれ等の被害）の発見に努める。

#### (2) 応急対策の実施

##### ア 公園の応急対策

(ア) 被災箇所を発見したときは、必要に応じ立ち入り禁止等の措置をとる。

(イ) 避難場所としての機能確保にむけ、広場、出入口等の陥没、隆起、亀裂などの整地等応急対策を実施する。

##### イ 街路樹の応急対策

被災箇所を発見したときは、必要に応じ道路管理者等に連絡のうえ、被害木の除去、傾斜復旧、支柱設置等の応急対策を実施する。

#### (3) 実施体制

ゆとりとみどり振興部及び港湾部は、関係機関等と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

## 20 - 3 港湾施設の応急対策

### 1 港湾施設の点検

港湾部は、岸壁等の港湾施設の点検を職員によるパトロール、市民及び関係機関からの通報により実施し、破損・倒壊等の被害状況を把握するとともに、危険個所の発見に努める。

### 2 応急対策の実施

#### (1) 当面の処理

港湾道路における通行止め、防潮堤の土のう積み等施設に応じた処理を行う。

#### (2) 応急復旧方法

危険回避を目途として、応急復旧を施す。

### 3 実施体制

港湾部は、関係機関と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

## 20 - 4 高速道路応急対策計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

この計画は、災害時における交通の混雑を防止し、高速道路等に被害が発生した場合における応急、復旧措置を迅速・的確に行うためのものである。

### 1 防災組織計画

#### (1) 災害対策本部の設置

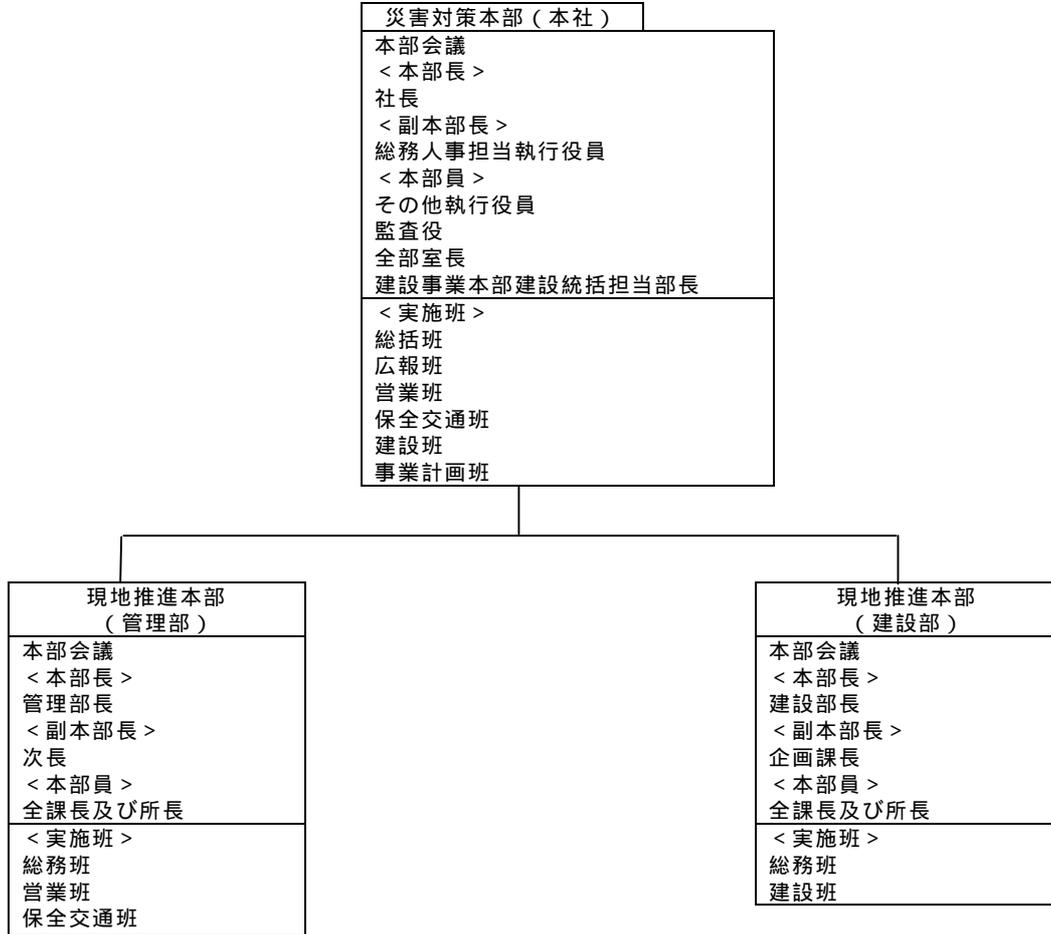
高速道路等に大規模な風水害が発生したり、発生のおそれがあるときに、災害対策本部を設置する。

阪神高速道路株式会社にあつては、本社に災害対策本部を、管理部及び建設部等に現地推進本部を設置する。西日本高速道路株式会社にあつては、関西支社に災害対策本部を設置する。

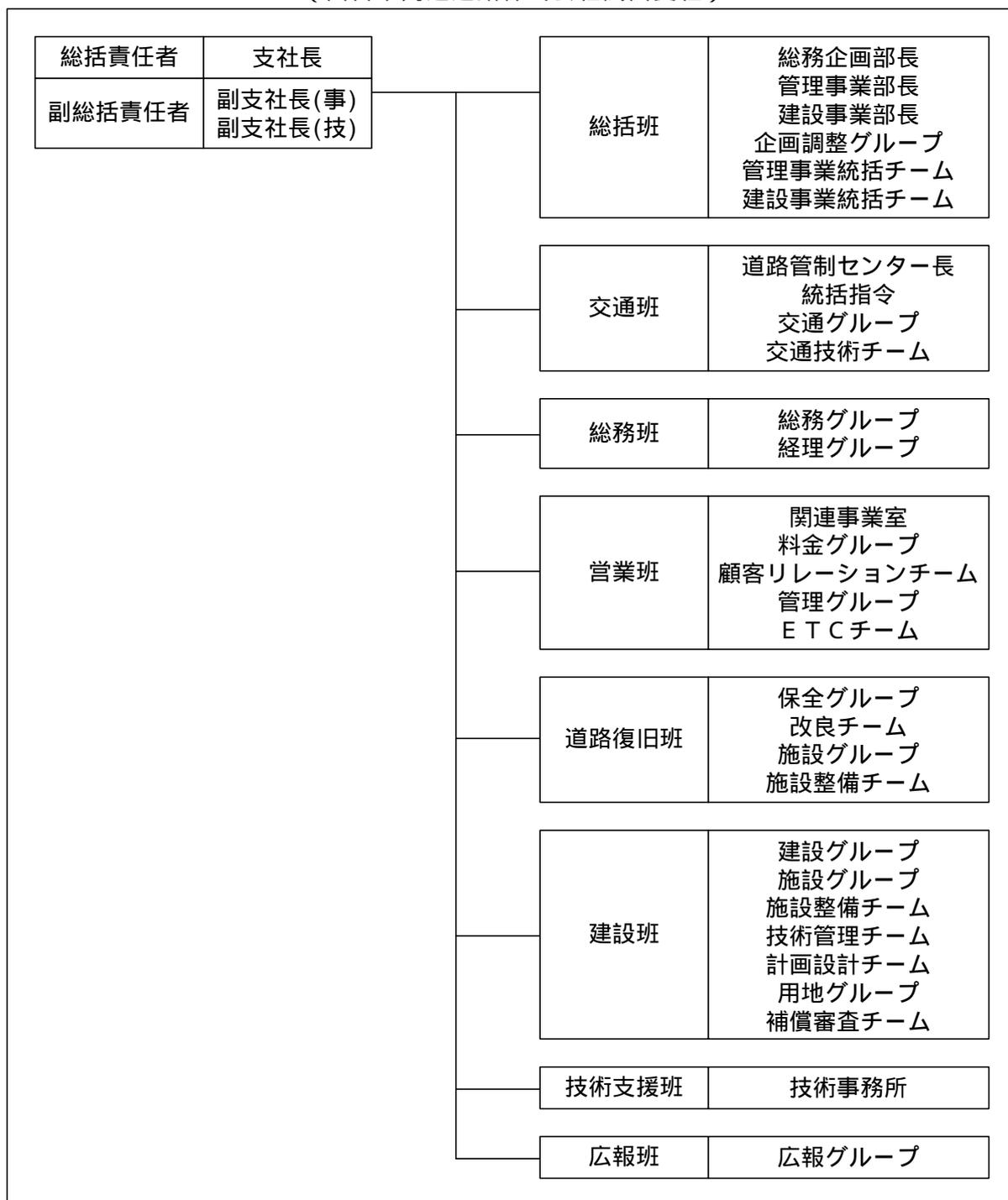
(2) 災害対策本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

( 阪神高速道路株式会社 )



(西日本高速道路株式会社関西支社)



西日本高速道路株式会社関西支社  
吹田管理事務所対策本部

## 2 応急・復旧に関する措置

### (1) 供用中の道路及び附属施設

供用中の高速道路及び附属施設の復旧にあたっては、次に掲げるところにより、少なくとも一車線を走行可能な状態に速やかに復旧し、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

ア 路面が破損した場合には、砂利、砕石等により破損箇所を修理し、アスファルト舗装等により応急復旧を図る。

イ 排水設備、電気設備、通信設備、その他附属設備等に被害を生じた場合は、早急に原因を調査し、応急の措置を行う。

ウ 浸水、建造物の倒壊その他による被害が生じた場合は、排水、堆積物の排除等を行い、交通の確保を図る。

エ よう壁等が破壊した場合には、必要な資機材を使用して応急復旧を図る。

### (2) 工事中の道路及び附属施設

工事中の高速道路及び附属施設に係る被害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐとともに工事及び工事中資機材の保全を図るため、関係請負業者の協力を得て応急復旧その他の措置を講じ、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

## 3 その他

発生を予知できるその他の道路災害に係る応急対策計画については、本応急対策計画を準用する。

## 20 - 5 鉄道等応急対策計画

### 1 市営交通機関応急対策計画

#### (1) バス

可能な限り平常どおり運行させる。

#### (2) 高速鉄道及び中量軌道

##### ア 水害対策

##### (ア) 列車の運行対策

災害の発生が予想される場合には、減車運転又は車両の退避を行うこととし、可能な限り運転を実施する。

地下路線部においてはいずれかの駅が浸水防止のため防水パネルを設置、又は角落しを行い、営業を中止したとき、運転を中止する。

##### (イ) 防水扉の閉鎖

防水堰を超える浸水がある場合、又は防水堰を設置しても、堰の上端が淀川以南では海拔4.5m以下、淀川以北では海拔7.0m以下となる箇所の地下鉄出入口に防水扉を

設置しており、浸水のおそれがある場合は、全面閉鎖する。

(ウ) 乗客の避難誘導

ずい道内への浸水のおそれがあり、防水堰及び防水扉を使用するときは、その前に地下構内の乗客を地上へ避難誘導する。

イ 防火・防煙対策

(ア) 地下鉄構内に煙が生じた場合

地下鉄の換気設備を用い構内で発生した煙をすみやかに排気する。

(イ) 地下街で煙が生じた場合

地下街の送排風機及びシャッター等の設備により、連絡通路から地下鉄構内へ進入する煙を防止する。さらに、ずい道内へ流入する煙については、送排風機の操作等によって排煙する。

(ウ) 乗客の避難誘導

高架部分是不燃材から構成されているので火災については問題となることのないと考えられるが、車両火災及び地下ずい道内の火災については非常に危険を伴うので、次の通り取り扱う。

a 列車内乗客の誘導

火災発生時に駅間を走行中の列車は、可能な限り次駅まで運行する。また、やむをえず駅間に停車したときは、乗務員及び最寄駅長は運転指令者の指示により乗客を安全な方向へ避難誘導する。

b 地下構内乗客の誘導

地下構内においては火災による煙の発生が最も恐ろしいので、駅長は煙の流動を早く把握し、煙のこない安全な出口へ乗客および構内歩行者を混乱しないよう冷静、沈着に避難誘導する。

ウ 風害対策

(ア) 列車の運行対策

高架路線部において風速20m/sec以上となったときは、毎時40kmを超えない速度で注意運転を行う。

中量軌道では出発を抑止し、一時運転を見合わせる。ただし、駅間の列車は次駅まで毎時25kmを超えない速度で注意運転を行う。

高架路線部では、風速25m/sec以上となったとき、または飛散物の落下により列車の運転が危険となったときには、列車の運転を中止する。

(イ) 乗客の避難誘導

強風のため列車の運転を中止する必要があるときは、高架路線部を走行中の列車は次駅まで走行させ、次駅において乗客を駅構内の安全な場所に避難誘導する。

エ 鉄道災害発生時の対策

運転事故等による事故災害が発生し、多数の死傷者を生じ又は輸送に著しく支障をきたした場合は、次の取扱いにより円滑な事故処理及び迅速・的確な復旧を図るものとする。

(ア) 乗務員は、冷静に事故の状況を見極め、事故の発生を運転指令者に通報する。

- (イ) 運転指令者は、電車線の停電処置を行った後、駅長と打合せを行い、乗客避難誘導開始の手配を行う。
- (ウ) 運転事故等速報伝達経路に基づき、各関係先に迅速に状況を伝達する。
- (I) 事故災害対策本部を設置する。

鉄道運転事故復旧対策本部	
本部長（局長）	総務班
総括副本部長	庶務班
（理事兼鉄道事業本部長）	運転班
副本部長	営業班
総務部長	工務班
運輸部長	電気班
工務部長	車両班
電気部長	
車両部長	

各班のうち、事故に関係ない班は設けないものとする。  
ただし、総務班は除く。

(3) 高速鉄道建設等工事現場の災害応急対策

災害が発生したとき又は発生の恐れがあり、高速鉄道建設等工事現場に重大な支障を及ぼすと予想される場合に、応急対策を行うための組織編成、情報連絡方法及び活動内容等について必要な事項を定めたものである。

ア 応急対策組織計画

- (ア) 災害が発生し、その対策を要すると認められた時、大阪市交通局災害時活動体制の指針に基づき、工務班を編成して、情報の収集、復旧計画等についての応急対策を行う。
- (イ) 工事事務所においては、工事事務所緊急時人員編成表（別表）に従って編成し、工事請負者と密接な連絡を取りながら、大阪市消防局へ提出した「道路掘削工事防災計画」に基づき、ウ項に定める応急対策活動にあたる。

イ 情報連絡

緊急時連絡通報系統図に基づいて災害情報を迅速かつ確実にやり、所轄警察署、道路管理者、消防署、埋設物管理者等関係先と密接な連携のもとに適切な対策を講じられるよう情報連絡を密に行う。

ウ 応急対策活動計画

(ア) 警戒区域の設定

工事現場付近の危険範囲を想定して、所轄警察署および消防署と協議の上、警戒区域を設け災害の拡大防止にあたる。

(イ) 広報、避難誘導、救護

- a 沿道家屋、通行人に対しては、電柱等に設置しているスピーカーにより広報を行い、また路地裏については携帯マイクを使用して、広報の徹底を行う。
- b 工事従事者には、構内スピーカー、サイレン等で通報するとともに、地上への避難誘導を行う。

- c 消防局に協力して被災者の救護活動にあたる。
- (ウ) 工事現場の防護、巡視点検
  - a 巡視点検体制の強化  
仮設物、埋設物等を重点的に関係者を含めて工事現場の巡視点検体制を強化する。
  - b 二次災害の防止措置  
工事請負者と密接な連絡をとり、下記項目等について二次災害に至らないよう防護措置を実施する。
    - (a) 建設機械、土砂搬出ホッパー等の倒壊防止
    - (b) 保安施設や地上諸資材の転倒、飛散防止
    - (c) 土留背面の陥没防止
    - (d) 構内排水のためのポンプ増強
    - (e) 掘削法面には土のう積を行う等の崩壊防止
    - (f) 高圧ガス、油類等の危険物防護
  - c 必要資材、機器の調達  
応急対策活動に迅速に対応ができるよう資材、機器類を現場の状況に応じて調達し、点検整備を行う。
- (I) 改造工事における対応  
最寄駅の駅長と連絡を密にし、営業線に支障とならないよう必要な応急対策を行う。

## 2 西日本旅客鉄道株式会社等応急対策計画

各社は、相互に連携をとり、それぞれ定められた「災害応急処理規程」等に基づき、迅速かつ的確に応急復旧対策を実施する。

### (1) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部等を設置し、主として次の業務を実施する。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

対策本部及び復旧本部の種別・設置基準

事故対策本部等の種別、設置基準及び召集範囲

	設 置 基 準	召 集 範 囲
第 1 種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な列車事故が発生したとき</li> <li>・旅客が死亡したとき</li> <li>・多数の負傷者が生じたとき</li> <li>・主要な本線が長期間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたとき</li> </ul>	召集可能者の全員 ( A 召集 )
		召集可能者の半数 ( B 召集 )
第 2 種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車事故が発生したとき</li> <li>・本線が長期間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・長時間影響を及ぼすとき</li> <li>・その他必要と認めたとき</li> </ul>	必要最小限 ( C 召集 )

召集範囲は本部員の班別構成標準による。

上記を標準として関係室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと

イ 日本貨物鉄道株式会社（関西支社）

名 称	設置場所	設 置 の 基 準	業 務
現地対策本部	現 地	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は貨物会社の責により旅客が死亡もしくは多数負傷したとき</li> <li>B 車両が 10 両以上脱線、又は貨物会社の責により旅客負傷したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客等の救護</li> <li>(2) 応急・復旧作業</li> <li>(3) 輸送上の手配</li> <li>(4) 被害状況の調査</li> </ul>
支社対策	支 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>C 車両が 5 両以上脱線、又は本線が 3 時間以上不通となるおそれがあるとき</li> <li>D その他特に必要とみとめたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常の輸送措置</li> <li>(2) 応急復旧の企画</li> <li>(3) 災害状況の調査</li> <li>(4) 情報の収集伝達</li> <li>(5) その他</li> </ul>

ウ 東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部及び関西支社）

名 称	設置場所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署病院等の公共機関の応援を必要とするとき</li> <li>(2) 風水害により、輸送に大きな影響をおよぼすおそれのあるとき</li> <li>(3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき</li> <li>(4) その他、時に必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故状況の調査</li> <li>(2) 資材及び備品等の手配</li> <li>(3) 事故復旧処理及び原因調査</li> <li>(4) 輸送計画、運転整理等</li> <li>(5) その他</li> </ul>
復旧本部	現 地	<ul style="list-style-type: none"> <li>(非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。</li> <li>非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第 1 出動、第 2 出動、第 3 出動の召集を行う。</li> <li>運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客の救護</li> <li>(2) 応急・復旧作業</li> <li>(3) 現地における情報の提供</li> <li>(4) その他</li> </ul>

(2) 災害発生時の動員体制

- ア 災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
- イ 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要と認められる箇所に連絡する。
- ウ 関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常召集を行う。

(3) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

(4) 鉄道運転事故及び災害（風水害含む）

新幹線において、輸送に大きな影響を及ぼす鉄道運転事故及び災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の復旧及び救護等応急処理について、「運転事故及び災害及び取扱細則」「新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準」に基づき、事故対策本部及び事故復旧本部を設置して対処する。

(5) 列車の運転規制等

新幹線の気象異常時における運転規制等の取扱について、「新幹線災害時運転規制等取扱細則」に基づき対処する。

3 阪神電気鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ速やかに被害復旧にあたるため、鉄道非常事態対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合、「非常事態対策規則」に基づき、鉄道非常事態対策本部の各班は復旧、輸送、救護の処置をとる。

4 阪急電鉄株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部を設置し輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合またはそのおそれのある場合、当社「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき適確迅速な防災措置をとるとともに、必要に応じて現地および本社に対策本部を設置し、早期に事態の收拾を図る。

5 京阪電気鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保及び負傷者の救出に努めるとともに、すみやかに被害復旧にあたり、輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生したときは、当社は「鉄道災害対策規則」に基づき非常災害組織を設け対処する。

(3) 配備体制及び動員方法

災害の程度に応じ「鉄道災害対策規則」に基づき、配備体制をとり係員を動員する。

6 近畿日本鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

ア 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内「災害救助規程」により本社に非常本部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

イ 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して班員を動員する。

ウ 通信連絡体制

(ア) 鉄道電話、N T T加入電話および携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

(イ) 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。

(ウ) 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

(エ) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

7 南海電気鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、併発事故を防止し、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保を図る。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合、「災害対策規程」に基づき対処する。

8 阪堺電気軌道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合は、正確・迅速な情報の収集、連絡、処理および円滑な広報を展開すると共に、旅客および電車運行の安全確保並びに施設の保全を期する。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

## 2 1 災害対策要員確保計画

この計画は、災害発生時における応急対策活動の円滑な推進を図るため大阪市赤十字奉仕団の等の協力について定めたものである。

### 2 1 - 1 大阪市赤十字奉仕団

大阪市赤十字奉仕団は、博愛の精神により日本赤十字社の行う各種事業に協力奉仕するとともに、地域社会の福祉を増進し、その向上発展を図るため、篤志奉仕を行う主旨のもとに昭和24年10月全市的結成をみた。災害時には、奉仕団は区本部の協力隊として救助活動の中核をなしている。

#### 1 組織

大阪市赤十字奉仕団 - 区奉仕団 - 連合奉仕団 - 町奉仕団 - 班

#### 2 災害奉仕事業の内容

- (1) 救 護 奉 仕
- (2) 看 護 奉 仕
- (3) 炊 出 し 奉 仕
- (4) 避 難 誘 導 奉 仕
- (5) 避 難 所 奉 仕
- (6) 物 資 配 給 奉 仕
- (7) 連 絡 報 告 調 査 奉 仕
- (8) 工 作 奉 仕
- (9) 厚 生 指 導 奉 仕
- (10) 義 援 金 品 募 集 奉 仕

### 2 1 - 2 自主防災組織

自主防災組織は、迅速かつ効果的な活動ができるよう連合振興町会において隊長1名と各班ごとにリーダー1名、サブリーダー2名を基本とする班を編成し、隊長は、情報班との連絡を密にして、災害の状況や各班の活動状況の把握に努め、統制のとれた活動ができるよう、各班のリーダーに適切な指示を与える。

各班は、地域防災リーダーが中心となり、地域住民と共に各々の活動を行う。

なお、各班及び活動内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 情 報 班 (情報の収集、伝達、広報活動)
- (2) 初期消火班 (出火防止、消火器・可搬式ポンプによる消火活動)
- (3) 救出・救護班 (負傷者の救出・救護活動)

- (4) 避難誘導班 (住民の避難誘導)
- (5) 給食・給水班 (給食・給水活動)

### 2 1 - 3 労働者の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、各所属ごとに行うものとするが、その目的及び種目ごとに計画を立て、必要最小限度の労働者を市内の各公共職業安定所等から雇用するものとする。

労働者の処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行うものとする。

### 2 1 - 4 民間人の従事命令等

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるものとする。

#### 1 強制命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事、委任を受け た市町村長
災害救助作業(災害救助 法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 " 第25条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 " 2項 " 3項	市町村長 警察官又は海上 保安官 自衛官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員・消防団 員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者・水防 団長・消防機関の 長

## 2 命令対象者

命令区分(対象作業)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

## 3 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

## 4 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。

## 2.2 ボランティアの調整計画

この計画は、災害時に応急対策を実施するうえで、ボランティアとの効果的な連携を行うための事項を定めたものである。

### 1 大阪市災害ボランティア活動支援センターの設置

#### (1) 市災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案して、災害ボランティア需給調整等の全市的なコントロール機能を有する市災害ボランティア活動支援センターを、阿倍野防災拠点に協定締結団体の協力を得て設置する。

#### (2) 区災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、区災害ボランティア活動支援センターを、区民センター等に協定締結団体の協力を得て設置する。

### 2 災害ボランティア活動支援センターの役割

#### (1) 市災害ボランティア活動支援センターの業務

- ・市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・区災害ボランティア活動支援センターとの連絡調整
- ・災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- ・災害ボランティア募集等の情報発信
- ・災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- ・府「災害時におけるボランティア活動支援制度」との連携
- ・全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

#### (2) 区災害ボランティア活動支援センターの業務

- ・区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- ・災害ボランティアの受け入れ
- ・災害ボランティアへのオリエンテーション
- ・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

## 2 3 災害救助法の適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るためのものである。

### 2 3 - 1 災害救助法の適用

市長は、市内における被害が2 3 - 2 に示す「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

### 2 3 - 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用の基準は次のとおりである。

- 1 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表A欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- 2 大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- 3 大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- 5 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

注)被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯		区 分	滅 失 世 帯	
	A	B		A	B
大 阪 府	-	2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	150世帯	75	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	80	40	鶴 見 区	100	50
西 区	80	40	阿倍野区	100	50
港 区	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(平成22年9月1日現在 推計人口により算出。)

23-3 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」(平成13年6月28日 内閣政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。

被害種類	被害認定統一基準（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家一部 破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。
住家 床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
住家 床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(損傷程度の例示)」を参考とする。



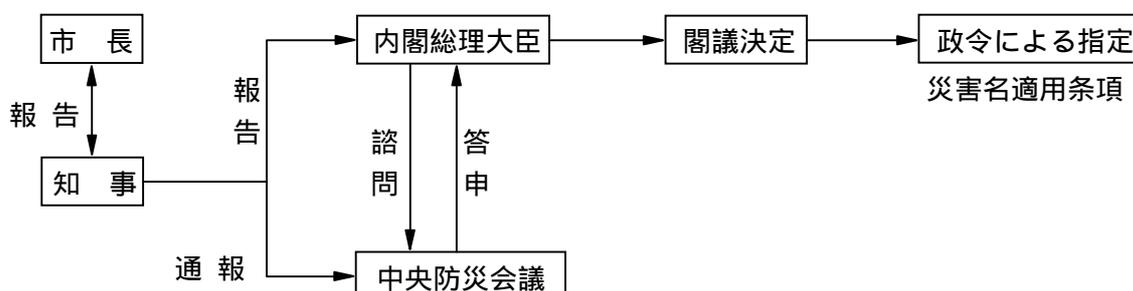
## 2 4 激甚災害の指定計画

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」昭和37年法律第150号）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

この計画は、風水害等により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける場合の手続き等を示すものである。

### 1 激甚災害指定の流れ

- (1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。
- (2) また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する（局激）。



### 2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

### 3 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、府知事に提出する。

激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

## 2 5 義援金品に関する計画

この計画は、災害時、一般市民及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品を効率よく受け入れ、被災者に対し迅速、かつ的確に配分するための計画である。

### 2 5 - 1 義援金の受入れ

災害が発生した場合に、本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

#### 1 義援金の受付

義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。

- (1) 市本部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。
- (2) 区本部に届けられた義援金は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名（場合によっては、区赤十字奉仕団長名）の受領書を発行のうえ、一時保管する。

#### 2 義援金の配分

一時保管した義援金は、市民部でとりまとめ、配分にあたっては配分委員会を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

### 2 5 - 2 義援品の受入れ

災害が発生した場合に、本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

#### 1 義援品の受入れの原則

- (1) 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。
- (2) 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。

#### 2 義援品の受入れ

- (1) 市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。
- (2) 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。
- (3) 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。

### 3 義援品の配分

受領した義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分する。

## 2 6 応急金融計画

この計画は、災害により被害を受けた市民に対し資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るためのものである。

### 2 6 - 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

#### 1 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。

#### 2 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第6条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。

#### 3 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第8条）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

### 2 6 - 2 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要なとなった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。

### 2 6 - 3 市税の減免等

災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪市市税条例（昭和29年条例第16号）の定めるところにより、市税の減免、徴収の猶予等を行う。

1 市税の減免（大阪市市税条例第 45 条、第 71 条、第 90 条）

災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。

2 徴収の猶予（地方税法第 15 条）

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として 1 年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

3 期限の延長（大阪市市税条例第 6 条）

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限を延長する。

2 6 - 4 被災住宅に対する融資等

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、マンション購入する際に低利融資を行う。

2 6 - 5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

2 6 - 6 被災の証明

災害援護資金の貸付、その他の応急金融措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が被災証明書を、火災・消火損については消防署長が災証明書を発行する。

区本部及び消防署は、被災した家屋を調査し、被害認定の基準（第 3 部 2 3 - 3）又は「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

## 2 7 消防活動計画

この計画は、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定めたものである。

### 2 7 - 1 風水害応急対策

#### 1 警防体制

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じ職員の非常招集を行い、特別隊の編成、消防部隊の移動配備及び緊急配備、特別警戒を実施し、警防体制の強化を図る。

#### 2 安全措置指導

禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。

#### 3 河川等の警戒

河川等の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。

また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。

#### 4 水防工法の実施

水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。

#### 5 避難誘導

避難勧告又は避難指示が出されたときは、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民に伝達し避難誘導を実施する。

#### 6 水防警戒区域の設定

水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。

#### 7 救助活動等

- (1) 出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。
- (2) 行方不明者の搜索は、防災関係機関等と作業分担、搜索方法等を協議し、連携を図り実施する。

## 8 受援の早期要請

他の消防機関からの受援が必要な場合は、時期を失することなく要請する。

## 9 自主防災組織等との連携

救助・救急活動及び避難誘導を行う場合は、防災関係機関のほか自主防災組織等と連携を保ちながら実施する。

## 2 7 - 2 大規模火災等応急対策

### 1 火災の警戒

#### (1) 火災に関する警報

##### ア 警戒体制の確立

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。

##### 火災警報の発令基準

「5 災害情報収集・伝達計画、5 - 2 警報等の伝達体制、1 警報等の種類」に示す。

##### イ 火の使用制限

火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。

##### ウ 市民への周知

広報車、ヘリコプター等を活用して市民や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。

#### (2) 広域的な水道管の断滅水

水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。

ア 火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。

イ 水槽付きポンプ車の移動配備を行う。

ウ 遠距離大量送水システムを活用する。

エ 河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。

オ 広報車等により、市民や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。

## 2 大規模火災等

### (1) 大規模火災

大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、未燃物への予備注水を行い延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。

また、水そう付ポンプ車の特別出場等の体制を確立する。

(2) ラジオ・アイソトープ施設火災

ラジオ・アイソトープ施設火災発生時には、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。

(3) 高圧ガス施設、毒劇物施設等火災

高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時には、未燃物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。

### 2 7 - 3 地下街、高層建築物等災害応急対策

#### 1 ガス漏洩事故

(1) 検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(2) ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。

#### 2 火災等

##### (1) 消火活動

事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。

##### (2) 救助活動

事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。

### 2 7 - 4 危険物施設等災害応急対策

事前計画に基づき、泡放射隊形の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、事務所の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。

なお、大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）については、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、応急対策を実施する。

## 2 7 - 5 海上災害応急対策

### 1 消火活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。

### 2 救助・救急活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

### 3 搜索活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の搜索活動を実施する。

### 4 危険物の大量排出に対する活動

- (1) 大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。
- (2) 排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに第五管区海上保安本部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。

## 2 7 - 6 航空災害応急対策

### 1 消火活動

化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。

### 2 救助活動

機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。

### 3 救急活動

必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。

### 4 警戒区域の設定

航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。

## 2 7 - 7 道路災害応急対策

### 1 消火活動

道路管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。  
特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。

### 2 救助・救急活動

道路管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

### 3 危険物等の流出に対する活動

危険物等が流出した場合は、道路管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。

### 4 警戒区域の設定

危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。

## 2 7 - 8 鉄道災害応急対策

### 1 消火活動

鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。

### 2 救助・救急活動

鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

## 2 7 - 9 集団災害救助救急対策

集団災害とは、傷病者が集団的に発生する災害をいう。

### 1 救助活動

災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。

### 2 救急活動

#### (1) 応急救護所の設置等

必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とす

る傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。

(2) 救急処置

傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。

3 防災関係機関等との連携

救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。

27 - 10 その他の災害応急対策

その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。

## 2 8 水防計画

この計画は、淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合が、それぞれの水防区域における防ぎよ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎよし、及びこれに因る被害の軽減を図るためのものである。

なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎよに当たっている。淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合の水防計画の概要は次のとおりである。

### 2 8 - 1 水防の責任及び組織

#### 1 水防の責任

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

#### 2 水防組織

組合管理者は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

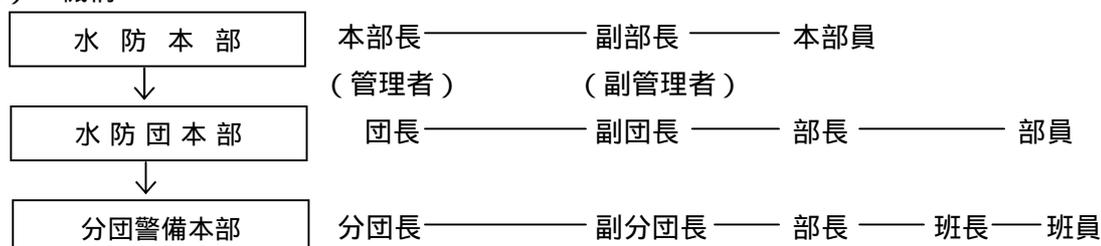
水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防部長の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、分団警備本部を設置し、所定団員を召集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

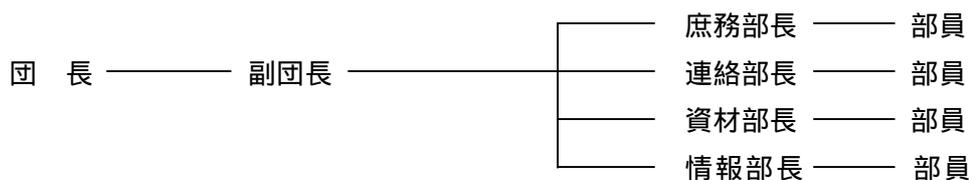
##### (1) 水防組合の所在地

淀川左岸水防事務組合	(本川筋)枚方市 (防潮筋)港区
淀川右岸水防事務組合	淀川区
大和川右岸水防事務組合	住吉区

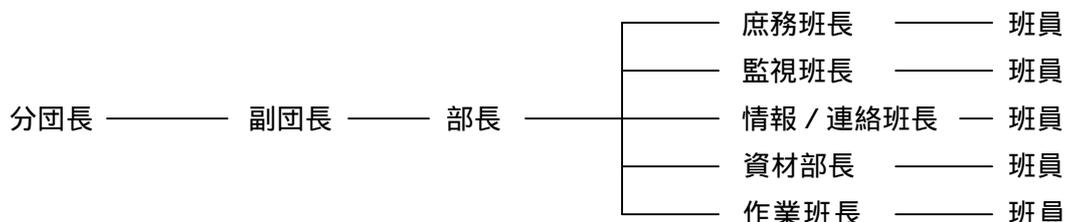
##### (2) 機構



(3) 水防団本部の組織



(4) 分団（警備）本部の組織



2 8 - 2 警報及び警戒

1 予報、警報とその措置

関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「5 災害情報収集・伝達計画」に示すとおりとする。

- (1) 組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第16条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。
- (2) 水防団長は、水防本部長からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。
- (3) 水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る
- (4) 水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。

2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報

- (1) 各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区气象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要のつど関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。

組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項に基づき府知事から洪水予報の通知を受

けたとき、同法第12条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたととき、又は同法第10条の6の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。

なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎよ体制の万全を期する。

水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。

- ア 水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎
- イ はん濫注意水位（警戒水位）に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎
- ウ 最高水位に達したとき
- エ はん濫注意水位（警戒水位）を下まわったとき
- オ 水防団待機水位を下まわったとき

## (2) 潮位情報

組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたとときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。

- ア 風向、風速の概略
- イ 潮位及び防潮堤天端高との関係
- ウ 異常高潮量

## (3) 水防団待機水位、はん濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位及びはん濫注意水位（警戒水位）は、次のとおりである。

河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位 (警戒水位)
淀川（枚方）	2.70m	4.50m
大和川（柏原）	1.50m	3.20m
神崎川（大吹）	3.00m	3.80m

防潮筋のはん濫注意水位（警戒水位）は、潮位がO.P+2.80m以上に上がるおそれのあるときとする。

## 3 監視、警戒

### (1) 常時監視

水防法第9条に基づき、組合管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

### (2) 非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒

を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組管理理者、その他関係機関に報告する。ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

#### 4 水防信号

水防法第13条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要があるときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

警 鐘 信 号				サイレン信号					
第1 信号	休止	休止	休止	約5秒 - 休止	約15秒 - 休止	約5秒 - 休止	約15秒 - 休止	約5秒 - 休止	約15秒 - 休止
第2 信号	- -	- -	- -	約5秒 - 休止	約6秒 - 休止	約5秒 - 休止	約6秒 - 休止	約5秒 - 休止	約6秒 - 休止
第3 信号	- - -	- - -	- - -	約10秒 - 休止	約5秒 - 休止	約10秒 - 休止	約5秒 - 休止	約10秒 - 休止	約5秒 - 休止
第4 信号	乱 打			約1分 -	約5秒 - 休止	約1分 -			
				1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。					

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

#### 5 避難のための立退き

「4 応急避難計画」に示すとおりとする。

#### 6 警戒区域の設定

「4 応急避難計画」に示すとおりとする。

### 2 8 - 3 非常配備と出動

#### 1 水防非常配備と出動

##### (1) 水防本部員の非常配備

##### ア 警戒配備

当直者2~3名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。

#### イ 第1非常配備

職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。

#### ウ 第2非常配備

職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。

#### (2) 水防団の準備と出動

各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。

#### (3) 消防機関の出動

水防法第17条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは水防管理者は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎよし得ると認めるときは、この限りではない。

### 2 水防活動への応援・協力

#### (1) 他の水防管理者等

水防法第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。

#### (2) 自衛隊

大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。

#### (3) 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。

#### (4) 居住者等の協力

水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者または水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。

### 3 堤防その他施設の決壊の場合

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。

## 2 9 在港船舶及び貯木対策計画

この計画は、災害時大阪港における在港船舶の海難を防護するとともに、貯木場における材木の流出防止を図るためのものである。

### 2 9 - 1 在港船舶対策

大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会を通じて行う。

#### 「大阪港海難防止対策委員会」

##### 1 設置の主旨

大阪港及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため、大阪港海難防止対策委員会を設置する。

##### 2 招集

委員長は、必要と認めるとき委員会を招集する。（委員会の開催時期は、原則として台風の来襲が予想される2日前とする。）

##### 3 議決事項の処理

委員会は、決定した事項を大阪港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。

#### 4 台風災害防止措置の基準

措置区分	台風の状況	措置内容
警戒体制	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。</li> <li>2 乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。</li> <li>3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。</li> </ol>
第一避難体制	大阪港及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 (1)大阪区では、1万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。 (2)堺泉北区では、3万総トン以上の船舶。</li> <li>2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。</li> <li>3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないよう避泊を開始すること。</li> <li>4 1,000総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせる。</li> </ol>
第二避難体制	大阪港及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。</li> <li>2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。</li> </ol>
警戒・第一避難・第二避難体制の解除	大阪港及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	港外に避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとること。

#### 29 - 2 木材対策

##### 1 目的

貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去を目的とする。

##### 2 会議

大阪港木材対策協議会

##### (1) 官公庁側メンバー

大阪海上保安監部

近畿運輸局

大阪税関

神戸植物防疫所大阪支所  
大阪府（環境農林水産部）  
大阪府警察（大阪水上警察署）  
大阪市（港湾局、建設局）

(2) 民間業界側メンバー

大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）  
自主的対策及び相互調整を行う。

3 対策

(1) 台風期に備え三十間堀川にけい留中の木材を7月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10月初旬頃まで引き続きけい留させないこととしている。住吉川及びA B区域にけい留の木材は、大阪港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、または独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合またはその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、3時間以内に木材の撤去を完了することとしている。また、木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びA B区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。

(2) 緊急時における対策は、次のとおり行うこととする。

ア 木材整理場の出入口、および住吉川平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。

イ 貯木場（第1号～第5号）については、水門の締切りを行う。

### 3 0 危険物等災害応急対策計画

この計画は、危険物等の漏洩、火災などの危険物等災害の応急対策について定めるものである。

また、大阪北港地区における石油コンビナートによる災害については「大阪府石油コンビナート等防災計画」によるものとする。

#### 1 応急措置

危険物等関係事業所の管理者は、災害時、直ちに関係法令に基づく予防規程等により定められた防災計画に基づき、被害を最小限に止めるため以下の活動を行う。

- (1) 危険物等の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。
- (2) 危険物等施設等の被災状況を確認し、危険物等の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。
- (3) 危険物等の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。
- (4) 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

本市は、当該当事業所の管理者と緊密な連携を図り、災害の拡大防止のための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策活動を実施する。

#### 2 応急復旧

被災した関係事業所の管理者は、施設の損壊箇所の応急修理及び漏洩流出危険物等の回収など二次的災害の防止等のための措置を、予防規程等に定められた計画に基づき速やかに実施する。

#### 3 環境調査

危険物等の漏洩・爆発などの災害が発生して、環境を汚染してその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。

### 3 1 海上災害応急対策計画

この計画は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動について定めるものである。

#### 1 広報活動

##### (1) 沿岸住民、施設への連絡

危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。

特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。

##### (2) 船舶への周知

海上における船舶の安全を図るため、第五管区海上保安本部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。

#### 2 排出油の拡散防止・回収及び除去

第五管区海上保安本部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。

港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、第五管区海上保安本部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。

#### 3 漂着油等の回収及び除去

港湾部は、排出油が漂流又は漂着するおそれがある場合は沿岸部等の巡回監視を実施するとともに、沖合にて漂着油の存在が確認された場合は、できる限り沖合にて漂流油の回収及び除去を行い、沿岸での漂流油が確認された場合もこれの回収及び除去を実施の上、回収された油等の保管を行うものとする。

また、必要に応じ関係機関に対して出動要請を行うものとする。なお、漂着油等により沿岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要な措置を講じるものとする。

#### 4 環境調査

応急復旧の後、環境を汚染しその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。

## 3 2 航空災害応急対策計画

この計画は、航空機の墜落、空港及びその周辺等での大規模事故等の航空災害に対する応急対策活動について定めるものである。府、市をはじめ防災関係機関は、航空機等の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 1 舞洲ヘリポート

舞洲ヘリポートで災害が発生した場合、ヘリポート管理者又は災害を覚知した者は、速やかに事故の発生を大阪航空局大阪空港事務所、府警察、第五管区海上保安本部、消防部等の関係機関に連絡するものとする。

ヘリポート管理者は、関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難誘導等の応急対策活動を実施するものとする。

### 2 大阪国際空港周辺地域

大阪空港周辺地域で航空機の墜落等の災害が発生した場合、大阪空港事務所、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、情報収集、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難勧告・指示・誘導、遺体収容所の設置等の応急対策活動を実施するものとする。

### 3 その他の市域

上記1及び2以外の市域において災害が発生した場合、大阪空港事務所や府警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図りながら迅速に応急活動を実施するものとする。

### 3.3 その他の災害応急対策

本編の災害応急対策計画1～27においては、すべての災害の共通する応急対策計画を、28～32においては、風水害、危険物等災害、海上災害、航空災害等個別の災害に関連する応急対策計画を、それぞれ迅速かつ的確に講ずることができるよう定めている。

これらの災害の他、その他の災害が発生した場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じ、本編及び震災対策編を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防災対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

## 第 4 部 災 害 復 旧 計 画



## 1 公共施設の災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

災害復旧事業の対象事業は次の通りとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 道路・橋梁災害復旧事業
  - イ 地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
  - ウ 河川災害復旧事業
  - エ 港湾施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 交通施設災害復旧事業
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業
- (10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (11) 学校教育施設災害復旧事業
- (12) 社会教育施設災害復旧事業
- (13) その他災害復旧事業

## 2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

### (1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第3条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第8条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第22条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第3条
上水道施設の復旧	水道法 第45条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第8条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第52条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
公共土木施設災害復旧事業	第 3 条
公共土木施設災害関連事業	
公立学校施設災害復旧事業	
公営住宅等災害復旧事業	
生活保護施設災害復旧事業	
児童福祉施設災害復旧事業	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
身体障害者更生養護施設災害復旧事業	
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
婦人保護施設災害復旧事業	
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
伝染病予防事業	
公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成	
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第 5 条
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第 5 条、第 6 条
開拓者等の施設の災害復旧事業	第 7 条
天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第 8 条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第 9 条
土地改良区等の行う湛水排除事業	第 10 条
共同利用小型漁船の建造費の補助	第 11 条
森林災害復旧事業	第 11 条の 2
中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第 12 条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第 13 条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第 14 条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第 15 条

対象となる事業	適用条項
その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
私立学校施設災害復旧事業	第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
水防資材費補助の特例	第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条
雇用保険による求職者給付の支給に関する特例	第25条

### 3 ライフラインの復旧に関する連携

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策の調整を行う。

主な調整事項は、次のとおりとする。

- (1) ライフラインの被害情報の共有化
- (2) 道路被害・交通規制情報の共有化
- (3) ライフライン応急復旧情報の共有化
- (4) 道路の応急復旧情報の共有化
- (5) 上記応急復旧の調整

## 4 復興に関する連携

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくための基本方針は次のとおりである。

### 【復興の基本方針】

#### (1) 復興の推進体制及び対象

復興の推進については、災害対策本部が復興事業実施の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、市街地再建をはじめ、これにかかわる市民生活再建を基本とし、時限的な市街地再建と復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していく。

#### (2) 復興事業までの流れ

##### 被災状況の把握

災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況を取りまとめる。

##### 地域指定の検討

災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。

##### 広く市民等の意見を反映した復興計画の策定

策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。

##### 復興事業の実施

被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

## 5 復興のための事前準備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。